

東アジア研究

East Asian Studies

19号
2016年3月

特集 戦後70周年、日韓国交正常化50周年

明治期における「名士の韓人観」——月刊誌『朝鮮』の分析—— 安達 義弘

日韓国交正常化50周年と「戦後70年」
——日韓歴史摩擦と「65年体制」のきしみ—— 菅 英輝

米海兵隊基地徳之島移転計画と反対運動、政府案撤回からの教訓
——歴史的視座の重要性と継承の必要性—— 高嶋 幸世

「ソウル市公務員スパイねつ造事件」から見てくる「戦後70年」 木村 貴

2015年度 学会活動

東アジア学会

東アジア研究 第19号

目 次

CONTENTS

特集 戦後70周年、日韓国交正常化50周年

〈論文〉

- 明治期における「名士の韓人観」
—月刊誌『朝鮮』の分析— …………… 安達 義弘 1
'Notables' Views to Korean People' in the Meiji Era: ADACHI Yoshihiro
Analysis on the Monthly Magazine 'Chosen'

- 日韓国交正常化50周年と「戦後70年」
—日韓歴史摩擦と「65年体制」のきしみ— …………… 菅 英輝 37
Fifty Years after Japan-ROK Normalization and 'Seventy Years Postwar': KAN Hideki
The 'Japan-ROK History Problem' and the Faltering 'Regime of 1965'

- 米海兵隊基地徳之島移転計画と反対運動、政府案撤回からの教訓
—歴史的視座の重要性と継承の必要性— …………… 高嶋 幸世 67
Teaching from the Case of Islanders Resistances TAKASHIMA Sachiyo
Refusing Government Plan for Move US Marine Base
to Tokunoshima Island:
Importances on Historical View and Pass it
to Next Generations on Such Issues

〈研究ノート〉

- 「ソウル市公務員スパイねつ造事件」から見えてくる「戦後70年」 …… 木村 貴 87
Reflecting on the 70th Anniversary of the End of World War II: KIMURA Takashi
Case of the Fabrication of Espionage of a Seoul City Civil Servant

〈活動報告〉

- 2015年度 学会活動 …………… 101
Year 2015 Activity Report

明治期における「名士の韓人観」

— 月刊誌『朝鮮』の分析 —

‘Notables’ Views to Korean People’ in the Meiji Era:
Analysis on the Monthly Magazine ‘Chosen’

安 達 義 弘

ADACHI Yoshihiro

Abstract

In this paper the writer tried to make clear the Japanese-Korean relation and an international circumstance around these area in the late Meiji era through the analysis of ‘Notables’ Views to Korean People’ appeared in the Monthly Magazine ‘Chosen’.

For the purpose, firstly, the writer made clear the careers and social positions of each ‘notable’ in the Magazine ‘Chosen’. Secondly, the writer made clear how each ‘notable’ appreciated Korean people and what words and wordings they used. And thirdly, the writer explained the reasons why there are many segregated or contemptuous words and wordings in the notables’ comments on Korean people.

In the explanation of the reason, firstly, the writer focused the Japanese traditional recognition on Korean people. Secondly, the writer focused on the historical situation of Japan and Japanese in the late Meiji era. Thirdly, the writer focused on Japanese-Korean relation. And fourthly, the writer tried to explain by focusing on the thought in this era.

Through these analyses, finally, the writer tried to make clear about the relationship between Japan and Korea, and the Japanese and the Korean under the circumstance in the late Meiji era.

要 旨

本稿では、1908（明治41）年発行の雑誌『朝鮮』で特集された「名士の韓人観」の分析を通して、当時の日本人「名士」の韓人に対する評価・考察及びその際の表現・用語の様態を分析することによって、当時の日韓関係を取り巻く時代状況及び時代精神を明らかにしようとした。

そのための作業として、第1に、『朝鮮』誌上での「名士」とはどのような経歴や社会的地位を持った人々であるのかを明らかにした。第2に、各「名士」の韓人観に関する文章を精査することを通して、当時の「名士」の文章の中で、韓人がどのように評価・考察され、その際、どのような表現・用語が用いられているのかを明らかにした。第3に、当時の「名士」の文章に、現在とは全く異なるといってもいいような差別的・蔑視的な評価・考察や表現・用語が用いられている点を明らかにするとともに、その理由・原因の解明を試みた。

その理由・原因の解明に際し、第1に、日本が歴史的に作り上げてきた韓国認識に焦点をあてることによって、第2に、当時の日本の時代状況に焦点をあてることによって、第3に、日本と韓国の関係に焦点をあてることによって、そして第4に、当時の一般的思想状況に焦点

をあてることによって説明しようとした。

これら一連の作業を通して、最終的に、当時の日本と韓国及び日本人と韓人を取り巻く時代状況及び時代精神の一端を明らかにすることができたと考えている。

<目次>

序	1. 要点整理
I. 「名士」とは誰か	2. 表現及び用語
II. それぞれの「韓人観」	3. 考察
III. 「韓人観」の分析	結

序

本稿では、月刊誌『朝鮮』第1巻第6号（1908（明治41）年8月1日発行）誌上に掲載された特集記事「名士の韓人観」の分析を通して、当時の日本の「名士」が、「韓人」について、どのような表現・用語を用い、どのように語っているかを明らかにする。それによって、明治末期の日本及び日本人がどのような状況下にあったのか、その社会状況と時代精神を析出したいと考えている。

1908年といえば、日本では、日露戦争の終結後、日本人が自国を「一等国」と呼ぶようになる時期である。明治維新以来、国家目標として掲げて奮闘努力してきた殖産興業・富国強兵政策の成果が、日清・日露戦争での「勝利」というかたちで表れ、いまや日本も欧米列強並みの「一等国」になったというわけである。アジアの大国である中国及びヨーロッパの大国であるロシアとの戦争に勝利したことによって、日本人は対外関係において自信を持つようになり、それを言動において表現するようになる。

韓半島に関しては、この時期、日本における保護国化政策が進行する。保護国制とは、外交用語の面から見ると、第3国から独立を脅かされつつある国家の独立を保障するために、ある特定の帝国主義国が保護を与える関係であり、これを国際法上から見ると、帝国主義国が、それに従属する国の外交機能を代行する関係である⁽¹⁾。つまり、一方で、従属国の独立を保障するとしながら、他方では、従属国の外交上の主体性を奪うという政策である。その結果、保護される国の立場を、第3国に対しては独立国でありながら、保護する国に対しては非独立国という矛盾した状態に置くことになる。

日本は韓国の保護国化政策を、1904年、日韓議定書及び日韓協約、1905年、第2次日韓協約、1907年、第3次日韓協約をそれぞれ調印・交付することによって推し進めていくが、ついに、1910年に到り、日韓併合に関する条約の締結によって韓国は日本に併合されることになる。月刊誌『韓国』に「名士の韓人観」が掲載された1908年は、そのような一連の動向が進行している時期である。

そのような時代状況の中で『朝鮮』も創刊される。『朝鮮』は、1908年3月に、韓国の京城で創刊された月刊の総合雑誌で、1912年1月（通巻47号）から雑誌名を『朝鮮及満州』

に変更し、1941年1月（通巻398号）まで発行され続けた。毎日1日に発行され、誌面は『太陽』や『日本及日本人』などの当時を代表する総合誌を意識して作られたという⁽²⁾。内容は、政治・経済関連の公文や評論から文芸や人物紹介にいたる幅広い分野に及んでいる。1908年の創刊時は、日韓書房の社主である森山美夫を中心に、ジャーナリストの菊池謙讓が主幹、釈尾春菴が編集長という陣容であった。しかし、1909年1月に森山が多忙を理由に手を引き、1909年4月に発行所が日韓書房から朝鮮雑誌社に移るに及んで、釈尾春菴が経営・主筆・編集を一手に担うこととなる。釈尾は、『朝鮮』（『朝鮮及満州』）誌上では、「旭邦生」「東邦生」「東邦山人」などのペンネームで健筆をふるった。『朝鮮』（『朝鮮及満州』）は、当時の朝鮮及び満州に関する情報提供という点において先端をいく雑誌であったが、1941年1月、釈尾自身の老齢を理由に廃刊されるにいたった。

1908（明41）年当時の社会状況及び時代精神を明らかにするために、本稿では、次のような作業を行う。まず初めに、「名士の韓人観」に取り上げられている「名士」とはどのような人々を指しているのか。どのような経歴、職歴、社会的地位を持った人々なのかに焦点をあてることを通して、それを明らかにしたい。次に、各執筆者の文章内容に焦点をあてることによって、韓人がどのように評価・考察されているのか、また、その際、どのような表現・用語が用いられているのかを明らかにする。そして最後に、当時の「名士」による韓人に対する評価・考察及び表現・用語そのものの検討を行う。その一連の作業を通して、当時の社会状況及び時代精神を明らかにする予定である。

本校で用いる資料は、1908年出版の『朝鮮』の縮刷影印版（オークラ情報サービス（株）、2005年）及び『資料 雑誌にみる近代日本の朝鮮認識』2（琴秉洞偏、緑蔭書房、1999）に採録されている縮刷影印版である。

なお、各投稿者の履歴・経歴を明らかにする際に、インターネットのコトバンク等を参照し、ウィキペディア以外に参照資料が見当たらないものについて一部は、ウィキペディアも参照している。正確さという点で疑問が残ることは承知しているが、本稿の結論に重大な影響を及ぼすものではないと考えている。

I. 「名士」とは誰か

『朝鮮』第1巻第6号の特集記事「名士の韓人観」に投稿した「名士」は14名である。その氏名及び掲載順序は表1のとおりである。誌面では各投稿者氏名の後に「氏」が付されている。「肩書」は、「名士の韓人観」の各見出し投稿者氏名の上に付されている肩書を原文のまま記した。肩書が付されていないものもある。「紹介文」は、各投稿者の本論の前に紹介文が付されているものがあり、それを原文のまま引用した。紹介文は付されていないものが多い。この一覧だけでも、どのような肩書及び経歴を持った人々が「名士」として取り上げられているか概観できる。

投稿者14名のうち、他の資料で経歴等が確認できる人々について、さらに詳しい人物像

表1 「名士」一覧

	氏 名	肩 書	紹 介 文
1	前間 恭作	統 監 府 翻 訳 官	氏は慶應義塾の出身にして公使館時代より通訳官の職に在ること此に十余年国分象太郎氏と並び称して統監府側に於ける朝鮮通のヤーソリチーとす
2	三土 忠造	—	氏は韓国学部書記官として韓国外国語学校長を兼任し又韓国教科書編纂の主任者たりしか今回氏の故郷讃州より選ばれて代議士となり日本の政界に立つこととなりし人なり多年欧米に留学し又独逸学に精通し韓人問題に就ては職掌柄意を深く用いし人なれば吾人は特に氏の韓人観に対しては多大の注意を以て迎ふるものなり
3	河合 弘民	東洋協会学校幹事	—
4	巨智部忠承	理 学 博 士	氏は韓国鉱務技監として久しく韓京に滞在し鉱山地質の調査研究に従事せられつつあり
5	梅 謙次郎	法 学 博 士	氏は韓国法典調査顧問として屢々韓京に来往せらる頃日又来りて法典調査事業に軌掌せられつつあり
6	市原 盛宏	第 一 銀 行 京城支店支配人	—
7	内田 良平	統 監 府 嘱 託	—
8	佐々 正之	—	氏は二十年来韓京に在住し元漢城新報社経営者として又漢城有志者として大に政界に縦横せし人なり今は市に隠れて貨殖の事に専らなり
9	藤井 太郎	弁 護 士	—
10	山下 南海	朝鮮タイムス主筆	—
11	武田 竹郷	「報知」特派記者	—
12	大村 琴花	大阪朝日特派員	—
13	小松 緑	統 監 府 書 記 官	—
14	藤田 謙一	日 韓 印 刷 株式会社社長	—

を探ってみたい。本誌上で取り上げられている「名士」像をより明確にするためである。それをまとめたものが表2である⁽³⁾。14名の投稿者のうち、藤井太郎、山下南海、武田竹郷、大村琴花の4名については、現時点では、詳細な経歴を見出すには至っていない。

確認できた10名の経歴を見る限り、学歴においても職歴においても、いずれもいわゆるエリートの地位にある人々である。学歴についていえば、前間恭作は慶應義塾大学を卒業している。三土忠造は東京高等師範学校を卒業し、イギリスおよびドイツへの留学も経験している。河合弘民は東京帝国大学を卒業している。巨智部忠承も東京帝国大学を卒業している。梅謙次郎は東京外国語大学および司法省法学校（現在の東京大学法学部）に学び、フランスおよびドイツへの留学を経験し、しかも、留学先のリヨン大学で法学博士号を取得している。市原盛宏は同志社英学校を卒業し、アメリカへの留学も経験している。内田

表2 各「名士」の経歴

	氏 名	経 歴
1	前間 恭作	1868年、対馬に生まれる。1891年に慶應義塾大学卒業後、外務省留学生として韓国に渡り、日本領事館、公使館、韓国統監府に勤務し、通訳官として活動した。1911年、朝鮮総督府を依願退職し、東京に移り住み、韓国語学の研究者として『韓語通』（1924）、『竜歌古語箋』（1925）などの著書も出版した。1942年没。
2	三土 忠造	1971年、香川県に生まれる。1897年に東京高等師範学校卒業後、イギリス、ドイツに留学、帰国後、東京高等師範学校の教授となり、韓国学生参与官として韓国外国語学校長や韓国教科書編纂の主任も歴任。1908年、政界に転じ、郷里の香川から選出されて衆議院議員となり、以後当選11回。立憲政友会に所属し、文相、蔵相、逓相、鉄道相などを歴任。1948年没。
3	河合 弘民	1972年生まれ、東京帝国大学卒業後、中学校教師を経て、1907年、東洋協会専門学校（現拓殖大学）京城分校の教頭となり、朝鮮史を研究、のち本校の教授となる。1918年没。
4	巨智部忠承	1854年、長崎県に生まれる。1880年に東京帝国大学卒業後、1882年地質調査所の開設とともに技官となり、1893年に所長となる。日本の応用地質学の創始者のひとりとして、地質図の作成、鉱床調査、油田開発などに携わる。1905年、統監府農商工部技監となり、韓半島の鉱山地質の調査研究に従事した。1927年没。
5	梅 謙次郎	1860年、島根県に生まれる。1880年に東京外国語大学（仏語科）を卒業後、司法省法学校（現東京大学法学部）フランス法を学び、首席で卒業。卒業とともに同校教員となる。1886年から、フランスのリヨン大学及びドイツのベルリン大学に留学。「和解論」でリヨン大学から法学博士号を受ける。帰国後、東京帝国大学法科教授に就任するとともに、和仏法律学校（現法政大学）学監を兼務、民法の起草にも携わる。1906年、韓国統監伊藤博文の信任を得て韓国政府法律顧問に就任し、法典編纂に携わる。1910年没。
6	市原 盛宏	1858年、熊本県に生まれる。同志社英学校卒業後、同志社の教師として新島襄を補佐、新島の欧米旅行中は校長代理も務めたが、その後、仙台の東華学校長となる。その後、アメリカのエール大学に留学、帰国後、1893年同志社の教授となる。1895年に日本銀行に入行、1900年、第一銀行横浜支店に移る。1903年、横浜市長に就任。1906年、第一銀行に戻り、韓国支店総支配人となる。1911年、朝鮮銀行の設立とともにその初代総裁に就任。1915年没。
7	内田 良平	1874年、福岡県に生まれる。1893年に東洋語学校に入学し、ロシア語を学ぶ。1901年、黒竜会を創立し日露開戦を主張。その後、孫文の革命運動を支援した。1906年、韓国統監府囑託となり、初代朝鮮統監の伊藤博文に随行して朝鮮に渡り、1907年、韓国の日韓合邦推進団体「一進会」の会長李容九と日韓合邦を構想し、その実現に奔走した。1937年没。
8	佐々 正之	1862年、熊本県に生まれる。1895年、漢城新報社の記者として、閔妃殺害事件に関わった人物である。1896年から熊本県派遣朝鮮留学制度が始まるが、それら留学生の受け入れについて、佐々は、ソウルで売薬商を営む一方、韓国語塾「楽天窟」を行い、熊本県派遣の留学生を受け入れ、宿泊所を提供した。
9	藤井 太郎	—
10	山下 南海	—
11	武田 竹郷	—
12	大村 琴花	—

13	小松 緑	1865年、福島県に生まれる。慶應義塾卒業後、米国に留学、8年間の留学期間中、エール大学法学士、プリンストン大学で博士号を取得。帰国後、明治学院教授となるが、その後、外務省に入省、駐米日本公使館書記官となり、次いで、伊藤博文が韓国総監になったの随行して朝鮮総督府外事局長に就任、1916年には総督府中枢院書記官長となる。退官後は著述家として活躍、『日韓併合の裏面』『外交秘話』などの著作を残した。1942年没。
14	藤田 謙一	1873年、青森県に生まれる。1891年に上京、明治法律学校（現在の明治大学）卒業後、大蔵省（現在の財務省）に入省する。1902年、「天狗煙草」で知られた岩谷商会に入社、岩谷の個人商店を会社組織化して自ら専務理事に就任するが、これによって、1904年の煙草専売制への移行時における、政府の同社買収額は莫大なものとなった。1909年、東洋製塩に入社、取締役として同社の再建に尽力し、専務取締役に就任、その後、1912年、映画会社4社総合による日活の創設に関わって同社社長となり、箱根土地（現在のプリンスホテル）の社長、東京毛織の専務取締役などを歴任、1926年、東京商業会議所会頭、1928年、日本商工会議所初代会頭に就任し、同年、貴族院議員となる。1946年没。

良平は東洋語学校でロシア語を学んでいる。小松緑は慶應義塾を卒業後、アメリカに留学し、プリンストン大学で博士号を取得している。藤田謙一は明治法律学校（現在の明治大学）を卒業している。このように、ほとんどの人びとが高等教育を受ける機会を持たなかった当時、大学や専門学校を卒業しており、加えて、欧米への留学を経験した人も多い。さらに、たんに留学だけでなく、欧米の大学で学位を取得してきた人までいるという状況である。

職歴の面から見ても、前問恭作は韓国の領事館、公使館、統監府などで通訳官として働き、韓国語学の研究者でもある。三土忠造は東京高等師範学校の教授となり、後には衆議院議員となってさまざまな大臣を歴任している。河合弘民は中学校教師から東洋協会専門学校（現在の拓殖大学）京城分校の教頭になり、やがて本校の教授として韓国史の研究に携わっている。巨智部忠承は地質研究所の技官から所長になり、その後、日本の応用地質学の創始者の一人として韓国統監府の技監になり韓半島の地質調査に従事している。梅謙次郎は司法省法学校（現在の東京大学法学部）の教員、のち東京帝国大学の教授になり、民法の起草に携わるとともに、韓国政府法律顧問として法典編纂に携わった。市原盛宏は同志社英学校の教師となり、その後、東華学校の校長となる。さらに、日本銀行、続いて第一銀行に入行、その後さらに、横浜市長などを経て、朝鮮銀行の初代総裁に就任する。内田良平は政治結社黒竜会を創立し、その後、伊藤博文に随行して韓国統監府嘱託となり、政界の黒幕として活躍する。佐々正之は漢城新報社の記者である。小松緑は明治学院の教授となり、その後、外務省に入省して駐米日本公使館書記官となり、さらに朝鮮総督府外事局長、同中枢院書記官長を歴任し、退官後は著述家として活躍する。藤田謙一は大蔵省への入省を皮切りに、岩谷商会や東洋製塩に入社して活躍し、その後、日活や箱根土地の社長を歴任し、日本商工会議所の初代会頭に就任し、貴族院議員にもなる。このほか、藤井太郎は弁護士であり、山下南海は朝鮮タイムズ主筆を務め、武田竹郷は「報知」新聞の特派記者であり、大村琴花は大阪朝日新聞の特派員である。こうしてみていくと、いずれ

もそうそうたる職歴を持った人々であることがわかる。

総じていえば、この特集記事のために選ばれた「名士」とは、何らかの形で韓国に関わりのある人々で、しかも、社会的には指導的立場にある人々であり、一般民衆の模範として、あるいは見本として、当時の社会に大きな影響力を持った人々であるということが出来るだろう。そのような地位にある彼らが、「韓人」について、どのような表現・用語を用い、どのように評価・考察するかを確認したい。

Ⅱ. それぞれの「韓人観」

「韓人観」というテーマについて、それぞれの「名士」が、どのような観点から、どのような表現・用語を用いて、韓人の現状や、現状に至った原因や、その将来像や、そのための対処法などに関して、どのように述べているかを要約する。それぞれの「名士」がどのような表現・用語を用いているかも重要なので、その点にも注意を払い、必要に応じて原文を引用しながら要点を整理する。なお、どの文章でも「朝鮮」・「朝鮮人」と「韓国」・「韓人」が混在しているので、原文の引用以外は「韓国」・「韓人」に統一する。

1. 前間恭作

前間は、韓人観について自分の考えが定まっていないうえに、性急に判断を下せば危険であると断ったうえで、「韓人に対する本邦人の観察見解と偏見」を述べることにすると書き出す。そのうえで、前間は、「韓国における日本人の朝鮮人観」には、「楽観的」見解と「絶望的、悲観的」見解の二通りがあるという。楽観の見解とは、韓人は日本人と比べて劣っているわけではなく、「徳義的方面」においてかけている部分は認められるが、「勤勉、忍耐等の点」においては「日本人に凌駕するものもある」、状況さえ変われば彼らの前途は明るいというものである。一方、絶望的、悲観の見解とは、韓人は「文明人として立つの能力は全然欠けたること」、「信念、勇氣」などは「彼等の心中には痕跡もない」し、「徳義的」方面では、「頭から「不徳義」などといふ概念さへも有たぬ全然無徳義の動物」のように評価する見解であるという。しかも、この二通りの見解が、韓国に長く住み韓人に多く接した人とそうでない人の見解の相違であれば分かりやすいが、実際はそうではなく、韓国に長く住んでいる、いわゆる「朝鮮通」の人びとの間にこの相反する二通りの見解が見受けられるという。

そしてこの点に関して、前間は、次の事実を見出したという。すなわち、楽観説の持ち主は韓国で長年教育界に関わった人に多く、悲観説の持ち主は政治的方面の人に多いという事実である。悲観説に関していえば、政治方面に関わっている人の「百中九十八九」までは悲観説の持ち主であるという。

前間は、韓人についての評価と評価者の職業との間には関係があると再度要約したうえで、なぜそうなるのか、とその原因を問う。前間によれば、それは、職業によって接触す

る韓人の年齢層が異なるからであるという。教育関係者が楽観的見解を持っているのは年少の韓人に接しているからであり、政治関係者が悲観的見解を持っているのは壮年以上の韓人に接しているからであるというわけである。年少の韓人と壮年以上の韓人との間には大きな隔たりがあり、「年齢での韓人の驚くべき変化と申しますことが愈々明かで之に反対のことは殆んど見出し得られぬ」とさえいう。

それに関するエピソードとして、前間は、印刷局に勤めている自身の従兄弟の話を持ち出す。従兄弟の話によると、「朝鮮人は若いものは非常に伶俐で器用である」、「其期間は十六七歳から廿三四迄で之が朝鮮人の盛りのときで此時期には実際普通の日本人を凌ぐ程其力を發揮する」、しかし、「廿四五以上になるとマルで零となる」、現に、「印刷局に技術者として精緻なる又高尚なる技術に中々堪能な少年のあることは事実であり、また着想も妙、手際も巧みで日本人の間でも簡単措かなかつた韓人技工が壮年に達したために僅々の年月の間に忽ち平凡のヨボ職工同様になつて前の技能は見る影もなくなつたといふ事例は局内に珍しくない」という。

このエピソードに加えて、韓国に新来の日本人は、「朝鮮人の子供は大層伶俐そうに見えるのに大人はまた極端に愚鈍そうに見える」と評する人が多いとも指摘する。つまり、韓人について教育関係者が楽観説をとり、政治関係者が悲観説をとる一因は、「年少の韓人と壮年以上の韓人に驚くべき懸隔」があるという事実のためであると指摘する。ただし、その韓人の変化の原因について、前間は、「早熟」説、「早婚」説、「温突生活」説などを説く人がいるが、自分としては、「生理的」「社会的」あるいは「政治的」な原因があるなどと、「訳もなきかのやうに推論をしますことも甚だ軽率であると思ふのです」と戒める。

次に前間が論じるのは、教育関係者や政治関係者以外の人びとの韓人観はどうであるかという点である。前間によれば、「商人で至極真面目に朝鮮人と取引をしてゐる人」や「地方の農事などに従事してゐる人」は、「朝鮮人に対して頗る好意的の見解をもつてゐる人を見掛けます」という。一方、「居留地などに居つて韓人の才取り、通弁、利権家、乃至公事師」などを相手にしている日本人は、「韓人を皆泥棒以上だと罵倒してゐるのが普通」とあるという。また、「非常に變つた韓人観」の例として、「岡部子爵」による朝鮮研究会での講演を挙げる。その講演において岡部子爵は、高麗磁器が「瀟洒にして気品あり」ということに触れて、「美術上の産物として支那日本に求むべからざるもの」とあるということ、「斯る美術品を産出し得ることは其人種の優秀なる機能性情を有する証拠」であること、「朝鮮人の上下一般に辞令に巧妙に挙止端雅にして日本人は彼等に比し粗野の譏りを受くるの値」あること、「辞令と挙止は彼等の才能の非凡と素養の深きを表はすもの」であることを説いて、「韓人は東洋に於て最も優れる人種の一にあらざる歟」と「極論せられた」といい、「兎に角變つた一説です」と自身の感想を述べている。そして、この子爵説および商人、農民、居留民の説を総括して、これらの説は「比較的狭い一局面、一部分の觀察に基いて出来た意見」であるので、「何れも割合に重きを置くことが出来にくい」という。

前間は、信頼できるものは教育関係者と政治関係者の韓人観であると再度繰り返し、政

治関係者の悲観的韓人論は、韓国一般の韓人論ではなく、京城近辺に住んでいる両班階層の韓人論かも知れないといい、その根拠として、京城の両班社会に交わっていたある日本人が、慶尚北道の道書記官として赴任してからは、韓人観が変化して、前のように悲観を懐かなくなっただけだと言っていたと述べている。ただし、前問自身は、両班と一般韓人の間に大きな隔たりがあるのかどうかについては確たる証拠は持ち合わせていないとも付け加えている。さらに付け加えて、欧米の宣教師の韓人観は、「我教育者と同じく悉く楽観的の傾向」を有していると指摘したうえで、それが、欧米の宣教師と日本人の教育関係者が同じ層の韓人と接していることに起因するのであれば注目すべき事実であると述べている。

次いで、前問は、「朝鮮人に多く接触したことなく若くは本国に居る日本人」の韓人観はどのようなものか、と考察を進める。この人々の韓人観が重要なのは、「此方の韓人観が時として朝鮮に於ける我政策又は事業方針に大影響を及ぼすこともありますから」という。そのうえで、韓人をあまり知らない日本人にとって確たる事実、は、「朝鮮の国が弱い貧弱だ」という点であるといい、「根本からいふと国が弱いといふことは国民個々の弱いといふこととは全然別のもので」「之を混同することも間違っているし」、「一方によつて他方を類推するといふことも出来ない」ということも知っていながら、実際の経験はわずかししか持たない日本人が韓人観について考えるという場合には、「其国の有様に基いて国民個々の状態を想像したり」、「国民としての韓人の価値をもつて直に一般の韓人観を立てんと試みる」という傾向になりやすいと指摘し、前問は、自身の経験に基づいて、「実は本国にある多数の日本人の韓人観には此通弊があるのではないかと指摘する。これに関連して、国の力は国民の力の総和によって決まるのではなく、「組織的結合をなす能力」であるといい、組織的結合力という点で韓人はどうかを検討する。

この点について、前問は、「朝鮮人は実に組織的結合をなすと申すことは極めて不得手で此方の能力は極めて乏しい」という。また、「組織的結合となつては互に自己の或るものを犠牲にして一機関を作るといふことは殆んど知らない」とも指摘する。これは、前問によれば、「朝鮮人はよく仲間喧嘩をする」と一般に言われていることを別の方面から見たものであるといい、前問はこの点を、村落社会を見た際に感じたという。この組織的結合力については、現在の韓国社会が希薄であるというだけでなく、歴史的に見ても、「組織ある結合団体があつた痕跡も発見し得ない」、韓国の集団は、「団体が一種の結合をなして或る組織の下に特殊の効果を挙ぐる」というものではなく、ただの集まりで、「集団の各個が共同の利害のために歩調に運動するものか乃至は其内の少人数の勢力のために多数が屈服して盲動する」というものに過ぎないという。

このように、国力と組織的結合力の関係を指摘して、「斯ういふことであつて見ると朝鮮の国の弱いといふことは大体において其因由極めて明瞭」であると同時に、国力の有無と国民各個の力の有無とは直接は関係ないと再度述べ、最後に、「今日に於て本国の人の韓人観が矢つ張り「韓人弱」といふことを土台にしたといふやうな色彩を帯びてゐることは議論として面白くないといふ外、実際問題として殊に迂闊であるので私は日本に於ける韓人

観が今迄の此臭味を脱して韓人を全く国の関係から離して朝鮮人其ものに就て作られることが全く必要であると考へて居ります」と結んでいる。

2. 三土忠造

三土は、人類の特性に関する自身の仮説から論じ始める。それは、「洋の東西人種の異同に関せず大体気候の等しい地球上の各部に生息して居る人類はその能力に先天的大區別はない」、にもかかわらず格差が生じているのは、それぞれの歴史的結果、すなわち「政治宗教国勢教育等の偶然的相違」に起因する、という仮説である。そして、韓人論について論じるに際しても、この仮説を前提にしたいという。

その前提に立って韓人をみるとどうなるか。三土によれば、「韓人も日本人も英国人も其根本の能力と言へば大差はない」、「唯歴史の結果今日の有様になつたといふ結論を得るのは勿論である」という。しかも、この仮説は、韓人については、「決して仮説ではなくて確定の事実である思ふ」ともいう。たしかに、韓人の現状についていえば、「現今の韓人の性質などを数へ立てて見ると欠点ばかりで美点といふべきものは殆ど之を発見するに苦む」けれども、この現実を見て、「直ちに是れが韓人固有の性質である」とか、「日本人などとは先天的に違つた国民である」と速断したり、「韓人教ふべからず」などという判断を下すのは、「結果のみを見て原因を推すもの」である。韓人の歴史を振り返れば、「韓人は昔から今日の如き韓人でなかった事」、「国勢上韓人が如何なる運命を受けたかということ」が分かるので、「韓人は先天的に劣等人種であると思ふやうな誤解は起る筈がない」という。

韓人の現状について、三土は、その「欠点」を、「輕薄で虚飾で懶惰で懦弱で没趣味で不潔である」と挙げて、「随分多くの欠点を持つて居る」といい、「韓人が如何なる程度に於て」是等の欠点を発顕して居るかを判定する事實は、「誰も先刻承知のこと」であり、「今更之を蝶々する必要はない」という。一方、「美点」については、「愛敬と能弁位の外には何物も見当たらない」と指摘する。現状はそうであるとしながら、その原因を見た場合、「唯偶然なる歴史の結果であると思へば我々は切なる同情を禁じ得ないのである」ともいう。

韓人が現状に到った歴史的な原因について、三土は、次のように述べる。すなわち、隣には大国中国があり、「国初以来半島の死命を制していた」ので、その状況下で、「半島に国を樹てるものは」、「礼を大邦に失はざらんことを務めねばならなかつた」。それが、「半島の独立を維持する唯一の手段」であり、「唯一の国是であつた」、中国が分裂して相争う事態が生じた場合、韓国の政治家たちは、それぞれの国の「実力を比較して大に従ひ小に背くに就いて」判断するのに非常に苦勞した。したがって、韓人は、「国家の存立上従来の関係や約束や信義などは考へる余裕」がなく、「国家存立の必要上内心と外形との使ひ分けは韓人の最も苦心した所」で、「それが遺伝と練習とを積んで今日の如く輕薄にして信義なく、辞令に長じて親愛の情に乏しい国民性を助成した」と考察する。

国家のレベルにおいてだけでなく、個人のレベルにおいても、「韓国民は久しく悪政の下に呻吟して、個人の自由は殆ど認むるものなく、従って正義正道などでは世の中が渡れな

い」、したがって、生存の必要上、「地方官や勢力家に対する遣方も全く国家が支那大邦に対すると同一筆法が一番善かった」のだという。

韓国古来の人材登用について、三土は、それが人物能力ではなく、門地や縁故に依っておこなわれたために、次第に実力競争する気概が失われ、「唯その外見を以て人を押しその地位を保つに足るべきものと見せかけることに務める」ようになった、韓人が「虚飾でその辺幅を飾るに汲々としている」のもそのためであるという。そして、実力のない者が虚飾でその辺幅を飾るのは日本人の場合も同じであるとも付け加える。

韓人の「懶惰性」について、三土は、韓人の現状はたしかに懶惰であるが、「懶惰に陥れた最大原因は悪政である」と指摘し、次のように論じる。すなわち、彼らが少しでも財産をつくれれば、「政府は直に苛税を課し」、「斂吏は私囊を充たすために誅求を加へる」、もしこれを拒めば刑罰に処せられる。韓人にとって、「産を作るは即ち罪を作る所以」であり、「馬鹿げきつた事」であった。しかも一方で、韓国では、「極端なる宗族主義」の考え方に基づいて、遠い親族さえ「同族相扶ける」というのが古来の風習であり、それが「正当な権利で義務」であると考えられている。したがって、韓国では、生活に窮すれば余裕のある親族に頼ることができ、働いて金を貯める方が損になるといい、「こんな社会に棲息して猶能く刻苦勉励するならば刻苦勉励する方が寧ろ不思議である」と結んでいる。

韓人の「懦弱」について、韓人は抵抗する勇気がない、すなわち、「一小打撃に遇へば忽ち意気阻喪して再び立つの勇気に乏しい」と指摘し、しかし、「これも悪政の結果に外ならぬ」として次のように述べる。「韓人の如く久しく悪政の下に圧迫せられ、その意気を伸ぶるに所なく、又一方に於ては資産を貯へ子孫百年の謀をなす希望もなければ」、「勇氣も根氣も忍耐も出る筈がない」。使わないもの、用のないものは発達しないというのが進化の原則なのだから、韓人が懦弱のなっているのも進化の原則に則った結果である。すなわち、韓人の現状は、彼らの「先天的特有の性質」ではなく、ひとえに「歴史的偶然の結果」であるという。そして最後に、「彼等は実に慙むべきもの」である、「之を開発し扶掖して文明の徳沢に浴せしめてその幸福を謀ることは我々先進大国民の義務」であり、「之を卑み侮り嘲り笑ひ虐ぐるが如きは大国民の襟度を有しないものであると思ふ」と結んでいる。

3. 河合弘民

河合は、「1. 韓人の国民思想」と「2. 韓国文化の程度」と項目を立てて、韓人観を論じているので、その項目にしたがって要約する⁽⁴⁾。

①韓人の国民思想

まず、韓人の国民思想について、河合は、「我々日人の国家に対する観念と韓人の国民思想とは根本的に差異がある如く感ぜらるるなり」という。すなわち、日本は「家族」を基礎とし、古代の「族制政治」、中世の「封建政治」を経て今日的國家を形成したので、日本人は「國家を以て一大家族とする観念」を持っている。つまり、日本人は、「自然的社會た

る家族」と「政治的結合たる国家」との二つの観念が「渾然融合」して、「政治的結合たる国家」が、あたかも「自然的結合たる家族」のようになっているので、家族がいかなる場合にも崩壊しないように、国家もいかなる場合も崩壊しない。これが、日本の歴史において国家の崩壊ともいうべき革命が存在しない理由である。日本人は思想において国家の崩壊たる革命を認めていないのであり、日本人の国民思想は、「家族的国家主義」と言うべきものである。

一方、韓国の場合には、「自然的結合たる家族」と「政治的結合たる国家」を全く別個のもので、家族は崩壊しなくても、国家は崩壊すると考えているという。つまり、「若し国君無道にして其民を治る能ざる時は有道者代て新国家を建設し国民も之を怪まず以て天命を享たるものとす」と論じる。しかもこの考えは、「民主的国家主義を主張する孔孟主義の鼓吹」によって一層深く韓国社会に浸透し、いまや韓国の国民思想となっており、これが、韓国社会にしばしば革命が起きる理由であるという。

河合によれば、この日韓の国民思想の相違は、両国の歴史的事実を説明するだけでなく、実際上においても影響を与えており、たとえば、倫理思想においても、韓国は日本とは異なる見地に立って指導する必要がある。韓国の指導にあたり、日韓の差異を了解しないで、日本の思想を注入しようとすれば、韓国思想を混乱させ、いたずらに波風を立てる結果になるだけであるとして次のように述べる。すなわち、「元来韓国は元明清の諸朝に対し歴代能く調和し支那を尊び天朝と唱へ其命令を勅と称し自は論じて王と云ひ教と云ひ臣礼を以て元明清に事たる事実」は日韓の思想的差異を証明している。明清に調和した韓国が日本には調和しないということはないはずだから、調和困難であるとすれば、それは、日本が韓国に対して処すべき道を見出していないからに他ならないという。

②韓国文化の程度

次に、韓国の文化の程度について、河合はまず、「当世文明の程度に達し居らざるは何人も認むる所」であるという。では、韓国の現状がどの程度のものなのか、この判断は「最困難なる事」であるが、これを明確に判断しなければ、韓国の「国民の消化し能ざる法制を設けて却て其組織を攪乱する恐れ」がある。

たとえば、韓国の現状を日本の維新当時と同じと判断して、日本の維新当時の設備を韓国に施そうとする者がいるが、これは韓国の文化程度を根本的に誤解しているからである。日本の場合は、600年の封建時代を経る間に、近代国家になるための訓練を積み重ねてきた、しかし、韓国の場合は、歴史的にその訓練を積み重ねていない。これが、日韓両国が、ほぼ同時に近代文明に接したにもかかわらず、今日的差異が生じた理由である。その根本は、「韓国民が近世国家を組織する素養」を持たないということであるから、要は、韓人にその素養を授けなければならないという結論になるのだという。

ただし、韓人に素養を授けるにしても、韓人の現状に応じたものでなければ、いたずらに混乱を引き起こすだけだとして、韓国人の道徳観念の話に及ぶ。すなわち、現状で韓国

に認められる道徳は「個人道徳」にとどまるものであり、「国家道徳」は韓国社会にはいまだ認められない。「一門に対する扶養義務が嚴重」であり、「父祖に対する義務を完する為に公職を捨てて顧ざる」ごとき、また、「孝子節婦の至る所表施せらるる」ような、「ホスピタリチーの虚礼に流るる迄」に重じられるような韓国の現状がそれを証明しているという。また、財産制度が明確でなく、「小作制度」が「共有制度」の性質を帯びていたり、「租税」が「配付税」や「人頭税」の性質を帯びていたりするのは、たんに悪政の結果というだけでなく、「根本に於て我国文明と差異」があるからであるという。

日本は、この韓国の現状を変えようとしているが、そのことによって生じる弊害について、河合は、次のように論じる。すなわち、「各国植民史上に現はれたる弊害」は、どこの国の場合でも、「第三国に対する体面上」、「文化誘導主義」を採用し、かつ、「植民地の情勢を深く研究する」ことを嫌がり、「本国文明に慣たる眼を以て観察する」がために、「自己の理想に合せざるものは悉く一括して悪政」とみなして排除しようとするので、その結果、次のような弊害を招いてしまうと述べて、次の3点を指摘する。

①被保護国になる前の政治がいかに悪政であっても、その下に暮らす人々は、「自然に其間に救済方法を発見」して、外部から見るとの苦痛は感じていないのが常であるが、そこに、いったん「外来の保護政府」が出来てしまうと、その保護政府は旧来の悪政を一掃しようとするので、その圧力が範囲を越えて人民にまで及び人民が不当な苦痛を受けるといふ弊害が生じる。

②保護政府側と人民との間に感情が共有されていないので、たとえ善政が行われていても、人民は誤解することもある。一方、保護政府側は、自分たちの「進歩」している基準で判断し策を講じる結果、「土人の文化程度」に調和していた旧来のものまで排除してしまうという弊害が生じる。

③「文化主義」に基づいて、主に教育が行われるが、その教育が「土人の生活情態」と合っていないくて、教育の進歩がかえって「生活難」を引き起こし、その結果、「文化の輸入」が逆に、人民に「不平の種子を輸入」することになるといふ弊害が生じる。とくに、ミッション教育を行っているところではこの弊害が大きい。

以上が、外来政府が保護政治を行う場合に常に生じる弊害で、そのために、「調和すべき思想、利益は却て調和せず国民は恩恵を蒙りて恩恵とせず」という事態が生まれるという。この弊害は、最も成功してると言われている英国のインド統治でも生じているほどであると指摘したうえで、「我邦人若し韓国に於て他国に見ざる実例を示すを得ば独り日韓の幸福のみに非るべし」と結んでいる。

4. 巨智部忠承

巨智部は、「韓人は学びさへせば相当の程度迄進むことは固より疑を容れざる所」と書き出す。その実例として、自身が関わる「鉱床調査技手講習所」にも「中々成績の善き韓人」がおり、その中には、「科学上の能力として決して普通の日本人に劣る所なきのみならず、

却て普通の日本人よりも善く出来る様に思はるる者」もいると指摘する。しかし続けて、「然れども之を概して言はば學術上の能力にせよ又性格上の素質にせよ、之を日本の青年に比しては、同日の論にあらず」、つまり、日本人の青年と比較すると、學術的能力の点でも性格上の素質においても韓人は日本人には及ばないと付け加える。巨智部がとくに指摘するのは、韓人が「兎角惻口振りて真面目なる研究心」に乏しいという点である。その実例として、巨智部自身の鉾山調査に随行させた韓人講習生について、現場で気づいた点、疑問点などを詳細に記録し、研究の参考にするよう指示したにもかかわらず、「現場に於て講習せしめたる講義録の一片」さえも携えている者がいなかったという。巨智部は、韓人教育の任に当たっている者は、韓人のこの欠陥を補うよう努めるべきであるという。

韓人が何に向いているかという点について、巨智部は、英米人が自らの経験に基づいて、「韓人は牀格労働に堪ふるに由り抗夫としては最も適当なり」と言ったということを紹介したうえで、自身の経験においても韓人は、「坑夫としては慥に我日本坑夫よりも順良にして忍耐強く、且つ鉾山内の採掘作業の如きに対しては韓人は其習慣として独特の技倆を有せり」といい、「人間は自ら長ずる所を発揮するが成功の捷徑なれば韓人は余り惻口振るよりも、其長所に従ふて働く様にせば、自ら日韓人協同も出来相方の幸福かと信ずるなり」と結んでいる。

5. 梅謙次郎

梅は、韓人の現状について、国民としても個人としても、「品性機能趣味理想風習甚だ劣等」であり、「日本人に比して非常の懸隔」があるだけでなく、「支那人に比するも大に劣れる」といい、加えて、「韓人種は第一人種として甚だ劣等」であるという。

このように韓人の現状を捉えたうえで、梅は、「今日の如き劣等なる韓人は果して韓人本来の真面目なるか、韓人は古往今來斯の如き劣等なる人種なるか」と問う。そしてその問いに対して、「余は然りと断言するに躊躇せざるを得ず」と自答する。すなわち、「彼等の過去には相当の文明を有せり、彼等の過去は相当の文物を有せり」と指摘し、「本来の真面目にはあらずして、墮落せしなり、衰微せしなり」、「劣等なる人種にはあらずして、劣等になりしなり」という。

その原因について、梅は、主な原因は、「悪政」「早婚」「温突室」（オンドル）の結果であるという。この判断に従って、改善を図るためには、「早婚の弊、温突の制を禁じて彼等の社会改善を図り」、「政治法律の改善を図りて彼等の知能を啓発し生産を助ける」ようにすべきであるという。

韓人の「改造」の可能性について、「必しも期し難きことにはあらざるべし」としながらも、「彼等が将来果して日本人の如き程度に進み、又は欧米白人の如き地位に進むかと言はば、余は未だ此に断言することを得ざるなり」といい、その理由について、「今日の如く墮落せる韓人種の改造其事業が既に多くの時日を要することなればなり」と結んでいる。

6. 市原盛宏

韓人の現状について、市原は、「余も韓人に対しては、多くの疑問を有する一人なり」と言い、「現在の韓人は如何と言はば申す迄も無く殆ど御話にならぬ始末なることは、恐くは一度此韓土を履みたるものの同歎する所なり」と指摘する。

韓人の過去について、市原は、ある人々は、「高麗焼」などを例に用いて、「韓人の過去は今日の如き墮落せしものにあらず、韓国の過去には文物典章の燦然たるものありし」という。たしかに、高麗焼は美術品として価値があるが、高麗焼だけでその他のものまで推し量るのは早計であるし、当の高麗焼にしても、「美術品として世界に冠絶する程の優物」であるかどうかは分らないという。

市原自身、「韓国の過去は固より今日よりは発達し居りし」と想像するけれども、日本の古代や中世と比べてどれほど発達していたのだろうかと疑問を呈し、「今日の韓国、今日の韓人を以て其過去を想像するを得とせば、其盛時の程度も盛時の程度も略ぼ難からざるにあらざるか」と、韓人の過去に対する評価も低い。

最後に、市原は、学者や朝鮮研究者に、「韓人の過去と現在及び未来」について聞きたいと期待しているが、それは「実に是れ趣味あり且つ実際の韓国指導上に補益すること多大なる」と信じるからであると結んでいる。

7. 内田良平

内田は、まず、「韓人としての韓人観」と「日本人としての韓人観」は、「各其国性国情を異にせるを以て」、相違するし、同じ日本人であっても、「各其利害の端を異」にするために相違すると述べ、ここでは、「日本の政治家たるの見地上」よりみた韓人観を述べるという。

この政治的見地から韓人の現状をみると、「不愉快なる断言を下さざるを得ず」といい、続けて、「韓人は詐民なり」、つまり、韓人は嘘をつき人を欺く民であると酷評する。しかも、「詐民」の語は、内田自身が初めて用いた用語法ではなく、「千年前に於て、阿部比羅夫が命名せしなり」と付け加える。

韓人に対する処方について、内田は、「韓人に対しては威圧の一あるのみ」という。その理由は、韓人が「詐民性」からいまだに脱していないからであるという。

その実例として内田が挙げるのは、「某学校の優等卒業生金某」が将来の目的について語ったということばである。すなわち、その韓人は、将来の目的を問われて、「私は大韓独立帝国が、世界列国の保護国となることを、目的として居ります」と記したという。その記述を取り上げて、内田は、その韓人を、「何等国際関係を知るの智識を有せざる小童、その言ふ所此の如し、不知不識にして、既に詐民の性情を発揮し盡せり」と評する。

また、韓国は、独立も欲しい、保護も欲しい、しかも一国による保護ではなく、列強による自由な保護を求めているが、「独立以上の便利ある保護独立国」というのは「矛盾の迷想」であり、これが「朝鮮開闢以来の国民性なり」といい、続けて、「かかる国性は懦弱と狼戾との二性を馴致し、徳義心を自滅し、向上心を自消す、漸漬の極亡あるのみ」と付け

加え、「知らず保護者たる我は、何の妙術ありてこの民を救はむとするか」と歎いてみせる。

8. 佐々正之

韓人の現状について、佐々は、「近年日本の政客が韓国に遊びて韓人に接し余りに重く韓人を見るの弊」があると述べ、その理由は、「韓人の巧みなる応接振りと怜悯なる辞礼」による、つまり、日本からの短時間の滞在者は韓人の皮相だけしか見ることができず、そのため、韓人の「表裏二面の真相」を見ることが出来ないからであるという。そのうえで、佐々自身の率直な評価は、「韓人は気骨なき愛国心なき、日本人に近しと断ずるを憚らず」ということである。韓国には孔孟思想が早くから導入され、現に信奉されているけれども、それは「形式のみ学理のみ」で、「実際の行動」においては彼らを信頼することは出来ないという。

韓人に対して日本人が「恩」や「愛」をもって接しても、韓人がこれに報いようとするのは、「其当時のみ、否利益ありと彼等が見たる時のみ」である、これまで何百人もの韓人に交わってきたけれども、いまだに一人の友人もいない、これによっても韓人一般の現状が分かるだろうという。

韓人の現状を表している実例として、「秋月領事」のことは取り上げる、すなわち、秋月領事は、各面の専門家に韓人について尋ねたところ、教育家は「教ふ可らず」と言い、医師は「済ふ可らず」と言い、宗教家は「導く可らず」と言ったという。この秋月領事の言について、佐々は、「此談は以て韓人の性質を知るに足るものある也」と評価している。

井上馨が韓国公使の任にあった時の韓国に対する施策について、佐々は、韓人の表裏二面性が如実に表れた時期であったという。すなわち、井上の韓人観は「過重」で、「極言すれば買被り」であったため、「熱心指導の任に当りて立憲政体を韓国に施さんとした」けれども、その結果は、「忽ちにして其根底より破壊」されて、「候の苦心は一朝にして水泡に帰せり」という状況であったが、それは候が韓人の二面性を見誤ったからであるというのである。閔妃が権力を持ったのも、彼女を殺したのも井上であったと評し、その韓人観について、「候の韓人過重観は遂に悲惨なる歴史を韓国宮廷内に残すまでに見当違ひなりし也」と断ずる。

韓国に対する施策の将来について、佐々は、「若し韓人過重観が我為政者間に持続せられなば、夫れ或は第二の王妃事件を惹起せざるやを懼る」と危惧し、「気骨なき愛国心なき韓人は常に権勢に趨るの性情を有」しているので、日本の方針が「優柔不断」ならば、「如何なる事変を醸成せしむるやも知れ」ない。もしそうなった場合は、「是れ韓人が自ら為すにあらずして我の方針のなさしむるもののみ」と述べ、くれぐれも韓人の二面性を見誤ることがないようにと結んでいる。

9. 藤井太郎

藤井は、「余の眼に映じたる韓人の特徴」として次の諸項目をあげる。

- ①「辞令好妙、態度温雅の虚礼を装ひ巧に人を欺瞞して恬として恥を知らず」
- ②「勢力のある処勤めて阿諛蟻附するも終に心服する事なし」
- ③「一挙手一投足の労も惜み却て其労に伴はざる多大の報酬を期待要望す」
- ④「社会は共存すべきものたるを解せず他人の権利を尊重すべき思量なく公德が何物たるを知らず」
- ⑤「絶対に人を信ずる美德を有せず」
- ⑥「事理を理解するの能力を欠ぎ恩を受るも之を報ゆるの道を知らず」
- ⑦「之を愛すれば猫兎の如く直に狎れて泥足を膝に加へ鞭を振へば遁竄して密に猜疑の眼を敬て其隙を窺ふ」

これらの特徴を要約すれば、韓人の性格は、「女子と小人の短所」を備え、これに「野獸的本能」を加えたものであり、したがって、「近づければ不遜」になり、「遠ざければ怨み」を抱き、「恩恵を施せば狎昵」し、「威力を示せば閉息する」という。

その原因について、藤井は、韓人が、「有史以来恒に独立の思想を有せず」、「隣強の圧迫と有司の誅求と儕輩の陥穽」のために、「自己防衛を考究する能力の全部を費消し盡して」、「他を顧みるに暇なく」、「本然の良性は逐次消磨」され、「野獸に近き陋劣の根性」が習慣となり、時代とともに「益々退化し」、その結果ついに、今日のように、「豚を抱いて臭きを知らざる」というまでに墮落したのだという。

では、このような韓人の現状を「救治改善するに適良の方法」が果してあるのか、という疑問については次のように答えたいという。

まず、「彼等の頭脳に最も鋭敏に感應する処の政治的思想を除去」する。なぜなら、それが、「彼等の獸的本能を發揮する唯一の舞台」であり、韓国今日の墮落の最大の原因だからである。そのうえで、「実利的方法」で韓人を誘導し、教育は、「一切物質主義」とし、「精神教育」を廃止し、「実業的技術的に労働上の智識」を習得させ、社会の単位である「個人の本分」を了解させ、「社会組織の真意義」を知らず知らずのうちに感得させ、こうして数世代のうちに「獸的本能を除却」させなければならない。彼等に対して政治や国家を論ずるのは、「彼等が個人的に完成したる後」のことであり、少なくとも1世紀後のことになるだろうと結んでいる。

10. 山下南海

韓人の現状について、山下は、一般に言われている、「人種の上より政治の上より將た亦た風教の上より見て韓人は徹頭徹尾度すべからざる人間との断定は頗る疑問かと被考候」という。

その背景にある山下の立場あるいは経験について、山下は、自身の韓人観はその証拠を歴史に求めているということ、韓国内で「門地教育」を受けた韓人達と交流してきたこと、韓人部落に移り住んで「韓人のキャラクター」について研鑽していること、近来「韓国通史」の執筆にも取り組んでいることなどを取り上げて、韓人の問題については詳細な研究

を行った後で申し述べたいといい、山下の今の研究段階は、韓人を家に例えるなら、今はまだ玄関に上がったにすぎず、部屋の中を調べるのはこれからであるという。

韓人の将来については、総じて述べれば、「政府の変革と風教の改善とにより将来或は済度し得べきかとの考に御座候」という。また、「積年の悪政が其惰性を馴致したるものとなさば施すに改善の方法を以てすることこそ策の得たるものに非ざるべきか」と述べて政治改革の必要性を論じ、「小生は百年の事業として教養其道を得せしめなば余り捨たる人間に非ざるべし」との意見を持っていると述べて、教育による韓人の改善の可能性に言及している。

11. 武田竹郷

韓人の長所と短所について、武田は、韓人の立場に立ってその長所を挙げれば、「何ぞ一二にして止まらん」、一方、韓人以外の立場でその短所を挙げようとすれば、「殆んど之を数ふるの煩に堪へず」という。韓人には少数の長所と多数の短所があるというのである。しかし、従来多くの人々が指摘してきたことであるから、今更言うまでもないという。

そのうえで、武田が指摘すべき点は次の一点だけであるという。すなわち、それは韓人の「通有性」である。韓人は、「個人の利害打算に穎敏にして殆んど是れ以外に何等の思念がない。これについて韓人は、「内自ら恥じず」、「外又之を尤めざる」という状況である。「何等品格の光として認むるなく」、「何等理性の之を制するなく」、目的を遂げるためには「あらゆる手段を取りて省みず」、「誠意欠け」、「誠心乏しき」点にいたっては、到底これに与することができないという。このような韓人の状況で、「韓人教ゆべきか、教ゆべからざる乎」という疑問が生じるのであるが、それもやむを得ないことであると結んでいる。

12. 大村琴花

大村は、韓人の歴史を振り返って、「三千年来いろいろ悲惨な歴史に充たされ乍ら頓と平気」で、「常に独立を維持してとうとう総ての侵入勢力を駆逐し半島を統一する王国を作りあげた土着の韓人はなかなか豪い所がある」という。

韓人の現状については、「当面の情態を見ると仏者の所謂懈怠の衆生」で、「我も人も偶ま受け難き人身を受け逢ひがたき仏法に逢ひ」ながら、「夢幻の如き心持」で、「食ひたいやうに食ひ飲みたいやうに飲み寝たいやうにいね遊びたいやうに遊んで」、「芥子ばかりの菩提心」もなく、「冥途に入る埒もなき国民」のように見える。にも関わらず、「総ての困難に打勝つ新羅魂を継承し来つた韓人」は、「まだ侮れぬ所が幾らもある」と評する。

われわれ日本人は韓人に対して「兎角輕蔑してかかるので失敗が多い」。しかしながら、「猖獗を極めた倭寇を鎮定し大層な手柄を立て、以て朝鮮王室を剋めたのは李成桂で」、「昔しの歴史に遡つても虎の力を籍りて北狄を倒し」、「支那に内乱が起つた様な機会にはすかさず百濟を潰し高句麗を取り日本の勢力を韓半島から逐ひ出して仕舞ふ」というように、「呼吸はちゃんと呑み込んで」、「いつでも日本とは反対の利害と思想を養ひ来つた国民」で

あるから、「生やさしい事では保護政治の成功し難い」のは当たり前のことであろうという。

13. 小松緑

小松は、人間の本来の「人性」は「愚」でも「悪」でもない、それは「職業として境遇の是非」や「教育の良邪」によって決まるものであるから、一国民の中にあっても「智者」もいるし「愚物」もいる、「善人も悪徒も散在」しているものであるという。そのうえで、多少の「狂悪」ととらえて「済度すべからず」といったり、多少の「俊豪」ととらえて「畏敬すべき」というのは、個人に関してはともかく、「国民一般を総括する」のはどうかと思うという。

小松は、昨年、東京に帰った際、「和田垣博士」から、韓人について、「韓人は懷柔すべき乎將た撲滅すべき乎」、「学者間に此の疑問を抱きて解決に苦しむ者多し」という問いを投げかけられたという。この「奇問」に対して、小松は、「撲滅などとは以ての外の次第なり」と自身の意見を述べ、和田垣博士は韓人を「北米のインデキアン族」や「台湾の生蕃」と思い違いをしている、なぜなら、「インデキアン族」は「人の頭の皮を剥いて之を腰にぶら下げ、其の数の多きを誇るの蛮族」であり、「生蕃」は「人間か猛獣か分らぬ程の夷狄」である、彼らと、「衣冠堂々たる韓人」と比較することなどできないと韓人を擁護する。そのうえで、日本人がこのような「奇問」を発することについて、「斯かる愚説の出づればこそ韓人は排日などと騒ぐなり」、「日本人たるもの慎まざるべけんや」とたしなめる。

小松は、日韓関係のあり方について、「日韓人はドコドコまでも和協共同の生活を為さざるべからず」、「韓国は日本を離れて栄ゆる能わず、日本も亦韓国を棄てて安穩なるを得ず」、「是でも非でも一致連合せざるべからざるの運命を有するものなり」と、日韓の相互補完的関係の必要性を強調する。

その目的を達成するための具体的方法について、小松は、「懷柔」などという問題ではなく、「相転住するもよし通婚するもわるからず、結局融合するを以て目的と為すを要す」と、日韓の民族的融合の必要性に言及する。

次に、排日派の韓人への対処について、小松は、彼らは、井伊直弼を襲った水戸浪士や大久保利通を襲った島田一郎のようなものであり、彼らは憎むべき存在ではなく、憐れむべき存在であると楽観的意見を述べる。

以上のように韓人を捉えたうえで、小松は、「韓人教ゆべきか」と自問し、「然り教ゆべし、大いに教ゆべきなり、教ゆるは我義務なり」と自答する。その理由について、「韓人は嘗て我を教へたるの師なり」、「我は王仁の齋らし来りたる千字文に由りて漢字を習ひたり」、「焼物も織物も本を尋ねれば韓人より伝習したるものにあらざるはなし」という。また、韓人に対する日本人の態度について、「日本人は何事も出藍の誉を有す」と指摘したうえで、日本が「本家本元よりえらくなりたりとて鷹揚傲慢の態度を採るは愚かなる次第に非ずや」、「日本の識者は斯かる愚挙に出づべからず」、「韓人に教ゆるは恩師の旧誼に酬ゆる所以と心

得決して高ぶるべからず」と自戒を促す。

そして再度、排日派に触れ、「我が真意だに判明せば排日派などは春の雪の如く消へ去るべし」とここでも樂觀論を述べる。「頑迷度し難き」排日派については、「気永に彼等を薰化するの外なし」といい、「狂人走る、我亦走る」となっては日本人も狂人ということになってしまうので、日本人が慎むべきはこの点であるという。

最後に、韓人のとるべき態度について、小松は、「併し乍ら僕の此文を読んで驕慢の心を起して日人与し易しなどと増長するは大間違ひなり」と述べて、韓人に対しても、慎みと歩み寄りを求め、「日人は敵に非ずして友なり」と結んでいる。

14. 藤田謙一

韓人の現状について、藤田は、韓人も「同じく万物の靈たる形態資格を享有せる人類」に相違ないが、その「士気操行に至りては往々人をして是でも果して人間なりやとの疑」を持ってしまう。韓国は、「幾百千年の久しき隣接強国の圧迫に苦み」、「自ら事大に慣れて国是定まらず」、ついに「国家の元氣消沈して」、ただ「旧山河を留め」、「志民の精神衰耗して僅か其衣冠を存する」のみであると断ずる。

かつて藤田が渡韓するに際し、ある参謀官が藤田に向って、「韓人を御する恰も市井の猥連女に対するの念を忘るる勿れ」と言ったことを「至言」と評し、「今韓人に向て志気操行を重んぜしめんと欲する」ことは、「猶幫間に気節を求め娼婦に貞操を望む」ことに等しいといい、また、道徳が衰え乱れた「澆季の浮世」に「娼婦式幫間的「チョンガ」「ヨボシウ」」を感化して、「チャキチャキの日本式に焼直す」ことは、「至難の業」であるともいう。また、「例の懷柔策位では蚤の食った程にも痛痒を感じざるは勿論」、孔子や釈迦のような歴代偉人を組み合わせたような混成の大偉人が現れたとしても、「到底一夕に此韓人魂性を矯正する能はざるべし」と信じているともいう。韓人の現状についての藤田の評価は辛辣である。

しかも、日韓の関係について、「我帝国は不幸にして此奇怪の国と隣り合はせ」、「此不思議なる人類と腐れ縁を結びし事」は「全く以て前世の宿劫とあきらめ」、「未来永劫千代万世の末迄も是れが保護済度の天職」として尽くすべきであるという。

そのような韓人への対処について、藤田は、「韓人遂に不可教」という説ももっともであるが、それは「狭き御量見」であり、「気を宏矣長矣」に願いたい、「韓人として苟も籍を人間に掲げ候上は絶対に不可教と申す道理無かる可し」という。また、韓人は、蜀の諸葛亮に七度も反旗を翻したという「孟獲の反心」に、「猥連女の譎詐」を併せたような状態なので、彼らに対する際には、「片時も威なかる可らず」、なぜなら、いったん威が弛んでしまえば、「卒爾として謀反を企て忽焉として不義を為す」、「恩人の寝首を掻き」、「旦那の財囊を盗取」するのは常態で、「陰險測り難き者」であるから、「或る期間は毫も油断なく威圧監視して其反覆を未前に抑ひ」、これに加えて「適切なる教化を以てし」、「彼れの心服を万一に期するの外当分は致方無かる可しと存候」と述べる。

そしてさらにこれに加えて、厄介なことは、「表裏反覆を処世の秘訣と心得」、「破倫亡信を人間の本能と覚悟せる彼二千余万の士民を教化改善致す事」であり、現状の二千や三千の官憲教官で韓人の教化改善の目的を達しようというのは、「愚公の山に類せる」ものであるという。ではどうすべきかという点について、藤田は、「少なくとも対等以上の日本人を移住せしめ」、「官は法規を厳正に教育を普及し」、「民は殖産興業を盛にし」、「各自齊しく孔明の心を以て恩威適宜に之を指導啓発し」、あるいは、今の代で目的を達することが出来なければ、「其子に及び子猶改めざれば其孫に及ぼし」、「飽迄改善の遠図無かる可からずと確信仕候」という。

藤田の考えでは、韓人は、「幾十世の弊習」が「已に彼の膏盲に浸潤」しているので、「兎ても今代に於て根治てふ事は六ヶ敷」、「不本意ながら所謂慈悲の折檻とやら差当り高压手段を取り」、韓人が「持病を発するに余地なからしめ」、「今代に於てセメテ皮相の改善丈けでも見度者と切望に不堪次第に御座候」と結んでいる。

Ⅲ. 「韓人観」の分析

1. 要点整理

各論者の要点を以下に整理する。

(1) 前間恭作

(1) 韓人の現状評価

現状については二つの側面から評価する。第1は、年齢層に基づいた評価であり、第2は、組織的結合力という側面からの評価である。

1) 年齢層による評価

韓人は年齢層の違いによって全く正反対の特徴を見せる。

①10代後半から20代前半までの韓人

「勤勉、忍耐等の点」において「普通の日本人を凌ぐ程」の力を発揮する。

現に、印刷局に技術者の中に、「精緻なる又高尚なる技術に中々堪能」であり、「着想も妙、手際も巧み」な者がいる。

②20代半ばを過ぎた韓人

「文明人として立つの能力」が全く欠けた状態になる。

「信念、勇氣」などは「彼等の心中には痕跡も」なくなる。

「徳義的」方面では「全然無徳義の動物」になってしまう。

印刷局の技術者の中にも「僅々の年月の間に忽ち平凡のヨボ職工同様」になって、「前の技能は見る影も」なくなってしまう。

2) 組織的結合力による評価

韓人は、組織的結合をすることが「極めて不得手」で、この能力は「極めて乏しい」。

韓人は、組織的結合において「互に自己の或るものを犠牲にして一機関を作る」ということを知らない。

韓国人の組織は、ただの集まりで、「集団の各個が共同の利害のために一歩調に運動する」か、「其内の少人数の勢力のために多数が屈服して盲動する」というものに過ぎない。

(2) 現状に至った原因

原因については、「生理的」「社会的」あるいは「政治的」な原因があるなどと「推論」することは「甚だ軽率である」。(原因については語らない)

(3) 韓人を評価する視点

韓人観は、「全く国の関係から離して」、「朝鮮人そのもの」について作られるべきである。(日韓の政治的な主従関係と韓人に対する評価は切り離すべきだと主張)

(2) 三土忠造

(1) 韓人の現状評価

欠点ばかりで、美点といふべきものは殆んど発見しがたい。

①欠点

「軽薄」「虚飾」「懶惰」「懦弱」「没趣味」「不潔」である。

②長所

「愛敬」と「能弁」以外の何ものも見当たらない。

(この韓人の現状について、「切なる同情を禁じ得ない」、「実に愁むべきもの」と述べる)

(2) 現状に至った原因

「唯偶然なる歴史の結果」である。

韓国は、「国初以来」、隣の大国中国が「半島の死命を制していた」ので、韓国にとって、「礼を大邦に失はざらんこと」が、「半島の独立を維持する唯一の手段」であり、「唯一の国是」であった。中国が分裂すれば、それぞれの国の実力を比較して、「大に従ひ小に背くに就いて」判断するのに苦勞した。したがって、韓人は、「国家の存立上」、「従来の関係や約束や信義などは考へる余裕」がなく、「国家存立の必要上」、「内心と外形との使ひ分け」に韓人は最も苦心した。それが今日の韓人の「軽薄にして信義なく、辞令に長じて親愛の情に乏しい」国民性を生んだ。

韓人の「懶惰性」や「懦弱」についても、その最大原因は「悪政」である。

(3) 韓人に対する対処法

韓人を「開發し扶掖して文明の徳沢に浴せしめて」、「その幸福を謀ること」は、「我々先進大国民の義務」である。

韓人を「卑み侮り嘲り笑ひ虐ぐるが如き」は、「大国民の襟度を有しないものである」。
(日本人の韓人に対する差別的態度を戒める。)

(3) 河合弘民

(1) 韓人の現状評価

日韓の比較を通して韓国の特徴を明らかにすることが重要である。その理由は、日本の保護下にある韓国に対する施策者は日本人であるから、日韓の相違を理解していない場合には、韓国の実情に沿った施策ではなく、日本人の基準での施策が行われる可能性があり、その結果として、韓国統治が困難に陥る可能性がある。

(韓人の現状を、日韓の相対的相違に着目することによって、いわば相対主義的観点にたって探ろうとする。)

1) 国家体制

①日本は「家族的国家主義」

家族がいかなる場合も崩壊しないように、国家もいかなる場合も崩壊しないと考える。
したがって革命はありえないと考える。

②韓国は「民主的国家主義」

家族は崩壊しなくても、国家は崩壊すると考える。
したがって、革命はいつでも起こりうると考える。

2) 道徳観念

①日本人は「個人道徳」と「国家道徳」の両者を有する。

したがって、日本は近代国家を組織する能力を有する。

②韓人は「個人道徳」のみで、「国家道徳」を持たない。

したがって、韓人は近代的国家を組織する素養を持たない。

(2) 韓人に対する対処法

1) 日韓の相違に基づいた対処法

日韓の相違に基づいて、日本とは異なる見地に立って、韓人を指導する必要がある。
すなわち、日韓の差異を了解しないで、日本の思想を注入しようとすれば、韓国思想を混乱させ、いたずらに波風を立てる結果になるだけである。

韓国が日本に調和困難であるというのであれば、それは韓国の側の問題ではなくて、日本が韓国に対して処すべき道を見出していないからに他ならない。

2) 保護政府が被保護国に対して施策を取る場合に陥る弊害

①保護政府は旧来の悪政を一掃しようとするが、その勢いが強すぎると、人民にまで苦痛を与えてしまうという弊害。

②保護政府側と人民の間に感情の共有がないので、保護政府側の「進歩」している基準を当てはめてしまう結果、人民に調和していたものまで排除してしまう弊害。

③「進歩主義」に基づいた教育が「土人の生活情態」と合わなくて、かえって「生活難」を引き起こし、「文化の輸入」が人民の不平を引き起こすという弊害。

この弊害は韓国の場合だけでなく、多くの植民地統治に見られる弊害である。

したがって、日本が韓国において「他国に見ざる実例」を示すことができれば、それは「独り日韓の幸福」だけではない。

(4) 巨智部忠承

(1) 韓人の現状評価

1) 問題点

「惻口振りて」、「真面目なる研究心」に乏しい、

「学術に対する高尚なる趣味」に乏しい、

「理想無く、勤勉力行の向上的奮闘力」がはなはだ欠乏している。

2) 長所

「坑夫としては慥に我日本坑夫よりも順良にして忍耐強く、且つ鉾山内の採掘作業の如きに対しては韓人は其習慣として独特の技倆」を有している。

(韓人は知的労働には向いていないが、肉体労働には長けているというわけである。)

さらに、「韓人は余り惻口振るよりも、其長所に従ふて働く様」にすれば、「日韓人協同も出来」、「相方の幸福」を実現できる。

(5) 梅謙次郎

(1) 韓人の現状評価

韓人は、国民としても個人としても、「品性」「機能」「趣味」「理想」「風習」などの諸点において「甚だ劣等」である。

「日本人に比して非常の懸隔」がある。

「支那人に比するも大に劣れる」。

「人種として甚だ劣等」である。

(2) 現状に至る原因

韓人の現状は、「本来の真面目にはあらずして、墮落せしなり、衰微せしなり」。

「劣等なる人種にはあらずして、劣等になりしなり」。

主たる原因は、「悪政」「早婚」「温室室」(オンドル)の結果である。

(3) 韓人に対する対処法

「韓人種の改造」を図るための方策について、

「早婚」及び「温室の制」も禁止。

韓人の社会及び政治法律の改善。

韓人の知能を啓発し生産を助ける。

(4) 韓人の将来性

韓人の将来の「改造」可能性という点について、

「必しも期し難きことにはあらざるべし」

しかし、「日本人の如き程度」に、あるいは「欧米白人の如き地位」に進むことができるかどうかについては、「余は未だ此に断言することを得ざるなり」という。

なぜなら、「韓人種の改造」は一朝一夕に進むものではなく、多年月を要するから。

(6) 市原盛宏

(1) 韓人の現状評価

「殆ど御話にならぬ始末」であり、「一度此韓土を履みたるものの同歎する所」である。

(2) 現状に至る原因

原因は歴史にある。

韓国の過去は今日よりは発達していた。

しかし、「今日の韓国、今日の韓人を以て其過去を想像するを得とせば、其盛時の程度も盛時の程度も略ぼ難からざるにあらざるか」。

(韓人の現状は歴史的に作られたものであると認めつつも、たんに歴史的原因というだけでなく、もともと韓人は日本人に比べればレベルが低いのだと、二重の原因構造を指摘している。

(7) 内田良平

(1) 韓人の現状評価

韓人は「詐民」(嘘をつき人を欺く民)である。

「懦弱」(だじゃく：弱々しさ)と「狼戾」(ろうれい：狼のようにねじれた心)に「馴致」(じゅんち：なれてなじむこと)している。

「徳義心」を自滅している。

「向上心」を自消している。

(2) 現状に至った原因

韓人の「詐民性」は、「朝鮮開闢以来の国民性」である。

(その性情は何かの原因に由来するものではなく、韓人本来の性質であるという。)

(3) 韓人に対する対処法

「知らず保護者たる我は、何の妙術ありてこの民を救はむとするか」という。

(韓人については、対処法が見当たらないと言わざるを得ないまでに救いがたいという。)

(8) 佐々正之

(1) 韓人の現状評価

「韓人は気骨なき愛国心なき」民である。

表裏二面性がある。

表面的には、

「巧みな応接振りと怜悯なる辞礼」のために、彼らの真相を見誤まる。

裏面では、

日本人が恩や愛をもって接しても、韓人がこれに報いるのは、「利益ありと彼等が見たる時のみ」である。

韓人は孔孟思想を信奉してはいるが、それは「形式のみ学理のみ」で、「実際の行動」においては信頼できない。

(2) 韓人に対する対処法

表面だけを捉えて韓人を過重に見てしまうと韓国統治は失敗に帰してしまう。

したがって、韓人に対する対処法で重要なのは、その裏面を捉えたうえで対処することである。

(9) 藤井太郎

(1) 韓人の現状評価

「辞令好妙」で、「態度温雅の虚礼を装ひ」、「巧に人を欺瞞して恬（てん）として恥を知らず」。

勢力のあるところに「阿諛蟻附（あゆぎふ）するも終に心服する事なし」。

「一挙手一投足の労も惜み」、「労に伴はざる多大の報酬を期待要望す」。

「社会は共存すべきものたるを解せず」。

「他人の権利を尊重すべき思量なく」、「公德が何物たるを知らず」。

「人を信ずる美德を有せず」。

「事理を了解するの能力を欠」き、「恩を受るも之を報ゆるの道を知らず」。

「之を愛すれば猫兎の如く直に狎れて泥足を膝に加へ」、「鞭を振へば遁竄して」、「密に猜疑の眼を歛（そばだ）て其隙を窺ふ」。

これらを要約すれば、韓人の性格は、「女子と小人の短所」と「野獸的本能」を併せたものであり、「近づくれば不遜」になり、「遠ざくれば怨み」を抱き、「恩恵を施せば狎昵（こうじつ）」し、「威力を示せば閉息する」。

(2) 現状に至る原因

韓人の本来の性質と歴史にその原因がある。すなわち、
「有史以来恒に独立の思想」を有していない。

「隣強の圧迫と有司の誅求と儕輩の陥穽」のために、「自己防衛を考究する能力の全部を費消し盡して」、「他を顧みるに暇なく」、「本然の良性は逐次消磨」され、「野獣に近き陋劣の根性」が習慣となり、このようにして時代とともに「益々退化し」、現状に至った。

(つまり、韓人は、本来独立思想をもたない。それに加えて歴史的には、強大な隣国中国への対応に追われて能力を使い果たし、本来の長所も見失ってしまったために退化してしまったという。)

(3) 韓人に対する対処法

韓人を「救済改善するに適良の方法」として、

1) 韓人の「政治的思想を除去」すること。

なぜなら、それが、韓人の「頭脳に最も鋭敏に感応する」ものであり、「獸的本能を發揮する唯一の舞台」であり、今日的墮落の最大の原因だから。

2) 韓人を「実利的」方向に誘導する

そのための方策は、

①教育においては「精神教育」を廃して「一切物質主義」とし、労働に関する「実業的技術的」知識を習得させる。

②社会生活においては「個人の本分」を了解させ、「社会組織の真意義」を感得させる。

(10) 山下南海

(1) 韓人の現状評価

「韓人は徹頭徹尾度すべからざる人間との断定」には疑問がある。

韓人の現状に関する評価は、さらに研究を重ねたうえで申し述べたい。

(2) 現状に至る原因

「積年の悪政」の結果である。

(3) 韓人に対する対処法

韓人を変えようと思えば、韓人そのものへの対処法を考えるというよりも、韓人がその下にある「悪政」を変えなければならない。

(4) 韓人の将来性

「政府の変革と風教の改善」により、「将来或は済度し得べきか」と考えている。

「百年の事業として教養其道」を得させることができれば、韓人も「余り捨たる人間に非

ざるべし」との意見を持っている。

(11) 武田竹郷

(1) 韓人の現状評価

韓人の「通有性」として、

「個人の利害打算に顕敏にして殆んど是れ以外に何等の思念がない」、
これについて韓人は、自ら恥じることなく、咎めることもない。

「何等品格の光として認むる」なし。

「何等理性の之を制する」なし。

目的を遂げるためには「あらゆる手段を取りて省みず」。

「誠意欠け」、「誠心乏しき」。

(12) 大村琴花

(1) 韓人の現状評価

表面的には「懈怠の衆生で」である。

すなわち、「受け難き人身を受け逢ひがたき仏法に逢ひ」ながら、「夢幻の如き心持」で、「食ひたいやうに食ひ飲みたいやうに飲み寝たいやうにいね遊びたいやうに遊んで」、「菩提心」もなく、「冥途に入る埒もなき国民」のように見える。

しかしながら、「まだ侮れぬ所が幾らもある」。

(2) 韓人に対する対処法

韓人は、表面的には「懈怠の衆生」のように見えるけれども、じつは、まだ「侮れぬ所」が幾らもある人々なので、そもそも日本人が何かの施策によって韓人を変えることができるというものではない。

(実際の韓人は、日本人が考えるよりずっとしたたかで、表面には見えない優秀性を内在させているという。)

(3) 韓人の将来性

日本人は韓人を「輕蔑」してかかっているうえに、韓人自身がしたたかさをを持った国民である以上、将来的にみても、「生やさしい事では保護政治の成功し難い」のは当たり前のことである。

(13) 小松緑

(1) 韓人の現状評価

「人性」は本来「愚」でも「悪」でもなく、「一国民」の中に「智者」も「愚者」も「善人」も「悪徒」も存在するのである。

したがって、「国民一般を総括する」ことはどうかと思う。

（個人ではなく、国民一般を総括して現状評価することに疑問を呈し、韓人についての現状評価を避けている。）

（2）韓人に対する対処法

日韓は互に反目しては栄えることが出来ない。

協栄のためには共和共同の生活をする以外にない。

そのためには日韓の「融合」を目指さなければならない。

そのために相互に取り組むべきこととして、

相互移転するもよし。

通婚するもわすからず。

「韓人教ゆべきか」という問題については、然り教ゆべし、大いに教ゆべきなり、教ゆるは我義務なり」。

その理由については、

「韓人は嘗て我を教へたるの師なり」。

漢字も焼物も、元をたどれば韓人から伝習したものである。

韓人に対して教える態度について、

日本人は今では韓人より優れているが、日本が「本家本元」より偉くなったからといって、「鷹揚傲慢の態度」を取るのはいかなることである。

韓人に教えるに際しては、「恩師の旧誼」に報いるのであると心得て、決して上位者の立場で接してはいけない。

（3）韓人の将来性

日韓がお互いに離れて繁栄することができない以上、お互いを「友」として信頼し、歩み寄り、日韓「融合」を果たすことができれば、共に繁栄し、万事うまくいく。

（14）藤田謙一

（1）韓人の現状評価

韓人も「人類」に相違ないが、その「士気操行」に関しては、「是でも果して人間なりや」との疑問を持ってしまう。

「市井の莫連女」のようである。

「娼婦式幫間的「チョンガ」「ヨボシウ」のようである。

いったん韓人に対する「威」が弛めば、韓人は「卒爾として謀反を企て」、「忽焉として不義を為す」、「恩人の寝首を掻き」、「旦那の財囊を盗取」するのは常態で、「陰険測り難き者」である。

(2) 現状に至った原因

原因は歴史にある。

「幾百千年の久しき隣接強国の圧迫に苦み」、「自ら事大に慣れて国是定まらず」、ついに「国家の元気消沈して」しまったのが原因である。

(3) 韓人に対する対処法

韓人は、「陰險測り難き者」であり、「到底一夕に此韓人魂性を矯正する能はざるべし」と信じている。

韓人に対するには、「或る期間は毫も油断なく威圧監視」する。

加えて「適切なる教化」を行い、彼らの「心服を万一に期する」以外に当面の方策はない。

場合によっては、「慈悲の折檻」などの「高圧手段」もやむを得ない。

韓人の「教化改善」のために、韓人と同等数の日本人を移住させる。

官は「法規を厳正」にして「教育を普及」させ、民は「殖産興業」を興し、「孔明の心を以て恩威適宜に之を指導啓発」しなければならない。

(4) 韓人の将来性

韓人は、長年の「弊習」が身体に沁み込んでいるので、「今代に於て根治」することは難しい。

今代で、「セメテ皮相の改善」だけでも見たいものと切望している。

2. 表現及び用語

前問恭作の文章では、韓人について、「楽観的」見解と「悲観的」見解が対比的に論じられる場面で、「悲観的」の用語には、「絶望的」を加え、「絶望的、悲観的」と表現されている。そして、楽観的見解については、勤勉や忍耐について、「日本人に凌駕するものもある」という表現であるのに対し、悲観的見解については、韓人は「文明人として立つの能力は全然欠けたること」、信念や勇気については、「彼等の心中には痕跡もない」、徳義については、「頭から「不徳義」などといふ概念さへも有たぬ全然無徳義の動物」など、韓人の欠点をより強調する表現が用いられている。

楽観的特徴を持っている年少者と悲観的特徴を持っている壮年との比較においても、年少者については、「精緻なる又高尚なる技術に中々堪能」、「着想も妙、手際も巧み」などの表現であるのに対して、壮年については、「マルで零となる」、「平凡のヨボ職工同様」、

「前の技能は見る影もなくなつた」などのより強い表現が用いられる。

三土忠造の文章では、韓人の「美点」と「欠点」を比較して、「美点」については、「愛敬と能弁位の外には何物も見当たらない」と表現されるのに対して、「欠点」については、「輕薄で虚飾で懶惰で懦弱で没趣味で不潔である」と否定的単語が列挙されている。

梅謙次郎の文章でも、「品性」「機能」「趣味」「理想」「風習」が「甚だ劣等」と韓人の欠

点が羅列される。また、「韓人種は第一人種として甚だ劣等」や「韓人種の改造」と人種論的表現も用いられている。

内田良平の文章には、嘘をつき人を欺く民であるという意味で「詐民」の用語が、全体を貫くキーワードとして用いられており、さらに、それが、「朝鮮開闢以来の国民性なり」という文言と組み合わせて用いられている。

佐々正之の文章では、韓人の現状について、「気骨なき」「愛国心なき」という表現が用いられ、また、「教ふ可らず」、「済ふ可らず」、「導く可らず」が「韓人の性質を知るに足るもの」として用いられている。

藤井太郎の文章では、韓人の欠点を列挙した後で、それを総括して、「女子と小人の短所」と「野獸的本能」を組み合わせたものだと表現され、さらに、「野獸に近き陋劣の根性」、「豚を抱いて臭きを知らざる」などの文言が用いられている。

藤田謙一の文章では、韓人の現状について、すれてずるがしこい女性を意味する「猿連女」や「娼婦式幫間的」「チョンガ」「ヨボシウ」などの表現が用いられている。また、「表裏反覆を処世の秘訣と心得」、「破倫亡信」の人間であるという表現も用いられている。

3. 考 察

各執筆者の韓人についての評価や考察、及び各文章中に用いられている特徴的な表現・用語については以上のように概括できる。

再度確認しておきたいが、これらの文章は、いわゆる「名士」、すなわち高学歴で海外留学も経験し、社会的にも高い地位についている著名な人々、したがって、当時の社会の指導的立場にあり、一般の人々に尊敬され、大きな影響力を持っている人々によって作成された文章である。しかも、私的に秘匿されるためのものではなく、韓国内の京城で出版されている雑誌『朝鮮』で公表されることを前提として記された文章である。そのような性質の文章に、なぜこのように韓人の「欠点・問題点」が過度に強調されるような評価・考察や表現・用語が用いられているのだろうか。現代の、とくに文化相対主義的態度を学んでいる者の視点をもってこれらの文章に接した時、これらの文章に記されている多くの評価・考察や表現・用語は、にわかに信じがたいという印象をもってしまう。なかには相対主義的立場で論じられているものや韓人の長所に焦点をあてた文章もあるが、そのような内容は全体から見ると少数である。

たとえば、山下南海は、「韓人は徹頭徹尾度すべからざる人間との断定は頗る疑問かと被考候」と言い、「百年の事業として教養其道を得せしめなば余り捨たる人間に非ざるべし」と述べて、韓人の将来的可能性を示唆するが、それはあくまで、現状の日韓の優劣関係を前提とした発言である。小松緑も韓人の欠点ではなく、日韓の将来的融合や相互補完的関係の構築を強調するが、「韓人教ゆべし」の記述から伺えるように、日韓の優劣関係が前提となっている。しかも、韓人に対してではないにしろ、「北米のインディアン族」や「台湾の生蕃」に対する熾烈な評価に伺えるように、彼の中に差別意識が存在するのが明確であ

る。

このように、濃淡の違いはあるにしろ、韓人に対する差別的な評価や表現がどの文章にも認められる。その背景には、当時の日本と韓国及び日本人と韓人を取り巻く特有の社会状況及び時代精神があったと考えられる。その点について考察を進めたい。この点に関しては、少なくとも次の4つの側面から説明することができるのではないだろうか。すなわち、第1は、日本が歴史的に作り上げてきた韓国認識に焦点をあてた説明であり、第2は、当時の日本の時代状況に焦点をあてた説明であり、第3は、日本と韓国の関係に焦点をあてた説明であり、第4は、当時の一般的な思想状況に焦点をあてた説明である。

第1の説明は、日本が東アジアの国際秩序の中で、歴史的に、どのような自己認識及び他者認識を育んできたのかを確認することによって、韓国及び韓人に対するそのような差別的評価・考察や表現・用語が用いられる可能性を説明しようとするものである。すなわち、本稿では「名士の韓人観」を取り上げたが、ここで確認したものと類似の、韓人に対する評価・考察や表現・用語は、福沢諭吉の文章の中にも、吉田松陰の文章の中にも確認することができる。そして、そのような韓国及び韓人観は、近世の国学思想を経由して、古代東アジアの中国周辺諸国間での、小中華圏形成をめぐる経緯にまでさかのぼることができる⁽⁵⁾。つまり、日本の韓国に対する蔑視観は、日本の為政者が思い描く小中華圏が現実には構築できないために、認識において低く観ることで達成しようとしたものと考えられる。その韓国及び韓人観が、近世期に台頭した国学思想を経へ、明治期の「韓人観」にまで影響を与えているということである。これらの問題は稿を改めてさらに検討したい。

第2の説明は、当時の日本が世界の中でどのような地位と状況にあったかを確認することによって、そのような評価・考察や表現・用語が用いられる可能性を説明しようとするものである。すなわち、『朝鮮』誌上で「名士の韓人観」の特集が組まれたのは1908（明治41）年である。時代状況としては、明治維新以来、明治新政府を中心に富国強兵策がとられ、それを達成するために政府主導で積極的に、そして全国的規模で欧化主義政策が行われ、その成果が、日清戦争（1894～95）及び日露戦争（1904～05）の勝利として現れるようになった直後である。日本は帝国主義や植民地主義も欧米から学び、すでに台湾の植民地領有を皮切りに、朝鮮半島や中国大陆への積極的な進出を開始していた時期でもある。この時期、欧米列強がアジアの小さな島国である日本に注目するようになる一方、日本人は自国を「一等国」と表現するようになる。そして、日本人は自分たちを世界に伍する優秀民族と認識するようになる。そのような日本を取り巻く時代状況の中で『朝鮮』誌上の特集「名士の韓人観」が組まれたということである。韓人をより強く貶める評価・考察や表現・用語が用いられた背景には、当時の日本人のなかに、ある種の驕りがあったように思われる。

第3の説明は、当時の日本と韓国の関係を確認することによって、そのような評価・考察や表現・用語が用いられる可能性を説明しようとするものである。すなわち、日本は既に日清戦争の講和条約に基づいて台湾を植民地領有していたが、台湾の次に日本が狙いを

定めていたのが朝鮮半島の領有であった。日本は韓国の保護国化政策を推し進めることによってその目的を達成しようとした。当時の日本は、日清・日露の両大戦に勝利を得たことによって、韓国の領有権をほぼ手中に収めていた。日本人の意識の中では当時の韓国は思いのままに対処できる場所だったのである。そのような日韓の関係を背景に、韓人を劣等視する感覚が日本人の中に芽生えてきたものと考えられる。しかも、それを韓人の前で、彼らを強く貶める評価・考察や表現・用語を用いて公言してもかまわないし、そのことによって何ら問題も生じない、日本人も納得するはずだという感覚である。このような日本の韓人にたいする過度の優越意識が背景にあったように思われる。

第4の説明は、当時、どのような思想的傾向あるいは学術的傾向が支配的であったのかを明らかにすることによって、そのような評価・考察や表現・用語が用いられる可能性を説明しようとするものである。これは進化論の影響を確認することである。すなわち、1859年にイギリスのダーウィンが『種の起源』を出版して以来、生物進化論が、そしてそれが社会に応用されることによってすぐに社会進化論が欧米社会を席卷し、また、欧米社会を手本とする世界に受け入れられていった。日本は固より国を挙げて欧化主義政策を推進し、多くの人材を欧米諸国に留学生として派遣していた。「日本人の韓人観」の執筆者の中にも欧米列強への留学を経験している人が多くいる。当時の日本では、優秀なエリートであればあるほど、欧米の先進思想に触れる機会が多いし、欧米思想を信奉していたものと考えられる。進化論が主流を占めていた時代は、欧米諸国においても、著名な学者たちが、進化論的発想に基づいて、欧米の子供と未開人の大人が同じ知的レベルであるとか、ヨーロッパのダウン症の子供の身体的特徴がモンゴル人のそれに似ているとか、多神教は一神教に比べて遅れた劣等な宗教であるなどといった説が真面目な学術雑誌に投稿されていた時代である。「日本人の韓人観」の執筆者たちの中に、そのような思想と思考様式が深く浸透していたゆえに、彼は進化論的視点から韓人の現状を評価し、それが進化論的用語で表現された結果、文化相対主義的視点を身につけている現代人には特に強い印象を与えたものと思われる。

結

本稿では、1908（明治41）年に、韓国の京城で発行された月刊誌『朝鮮』で特集された「名士の韓人観」の分析を通して、当時の日本人「名士」の韓人に対する評価・考察及びその際に用いられる表現・用語の様態を明らかにするとともに、当時の時代状況及び時代精神を明らかにしようとした。

そのために行ったことは、第1に、特集された「名士の韓人観」に投稿している「名士」とはどのような経歴や社会的地位を持った人々なのかを明らかにした。14人の投稿者の全てについて経歴を明らかにできたわけではないが、どのような人々が「名士」として選ばれているかは確認することができた。すなわち、ここでの「名士」は、韓国社会に何らか

のかたちで関わりを持った人々で、高学歴、専門の研究分野を持ち、海外留学も経験したことがあるような人々、社会的に著名な職業や役職に就き、人々に尊敬され、影響力も大きい人々であることが明らかになった。

第2に、各執筆者の文章を精査することを通して、当時の名士の文章の中で、韓人がどのように評価・考察され、その際、どのような表現・用語が用いられているのかを明らかにした。その結果、当時の名士の文章の多くに、韓人に対する差別的・蔑視的な評価・考察が行われ、また、その際、現在のいわゆる学識経験者の文章にはほとんど見られないような、あるいは、もしもあれば非難が沸き起こるような差別的な表現・用語が用いられていることが確認された。

第3に行ったことは、当時の「名士」の文章に、現在とは全く異なるといってもいいような差別的な評価・考察や表現・用語が認められる理由・原因を解明することである。それについて、本稿では、第1に、日本が歴史的に作り上げてきた韓国認識に焦点をあてることによって、第2に、当時の日本の時代状況に焦点をあてることによって、第3に、日本と韓国の関係に焦点をあてることによって、そして第4に、当時の思想的状況に焦点をあてることによって解明しようと試みた。これらの考察を通して、当時の日本と韓国及び日本人と韓人を取り巻く時代状況及び時代精神の一端を明らかにすることができたと考えている。

注

- (1) 海野福寿「韓国保護条約」(海野福寿編著『日韓協約と韓国併合—朝鮮植民地支配の合法性を問う』、明石書店、1995年)
- (2) 任城模「月間『朝鮮及満州』改題」(尹錫田編『朝鮮』第1巻、影印版、オオクラ情報サービス(株)、2005年)
- (3) 各執筆者の経歴を明らかにするために主に用いた資料は下記のとおりである。
 - 1) 前間恭作
<https://kotobank.jp/word/%E5%89%8D%E9%96%93%E6%81%AD%E4%BD%9C-135584> (2015年12月10日参照)
 『ブリタニカ国際百科事典 小項目事典』、2014年。
 白井順『前間恭作の学問と生涯』風響社、2015年。
 - 2) 三土忠造
<https://kotobank.jp/word/%E4%B8%89%E5%9C%9F%E5%BF%A0%E9%80%A0-138904> (2015年12月10日参照)
 『ブリタニカ国際百科事典 小項目事典』、2014年
 『デジタル版 日本人人名大辞典 +Plus』、講談社、2009年。
 『世界大百科事典』第2版、日立ソリューションズ・クリエイト、1998年。
 『日本大百科全書(ニッポニカ)』、小学館、1984～1994年。
 - 3) 河合弘民
<https://kotobank.jp/word/%E6%B2%B3%E5%90%88%E5%BC%98%E6%B0%91-1067560> (2015年12月10日参照)

『デジタル版 日本人名大辞典 +Plus』、講談社、2009年。

『日本人名大辞典』（JapanKnowledge, <http://japanknowledge.com>, (2015年12月10日参照)）

4) 巨智部忠承

<https://kotobank.jp/word/%E5%B7%A8%E6%99%BA%E9%83%A8%E5%BF%A0%E6%89%BF-1075097> (2015年12月10日参照)

『デジタル版 日本人名大辞典 +Plus』、講談社、2009年。

今井功「地質調査事業の先覚者たち (5) —応用地質額を開拓した人—巨智部忠承—」(https://www.gsj.jp/data/chishitsunews/64_07_05.pdf (2015年12月10日参照))

5) 梅謙次郎

<https://kotobank.jp/word/%E6%A2%85%E8%AC%99%E6%AC%A1%E9%83%8E-35224> (2015年12月10日参照)

『ブリタニカ国際百科事典 小項目事典』、2014年。

『デジタル大辞泉』、小学館、2013年。

『百科事典マイペディア』、日立ソリューションズ・クリエイト、2010年。

『デジタル版 日本人名大辞典 +Plus』、講談社、2009年。

『朝日日本歴史人物事典』、朝日新聞出版、1994年。

『世界大百科事典』第2版、日立ソリューションズ・クリエイト、1998年。

6) 市原盛宏

<https://kotobank.jp/word/%E5%B8%82%E5%8E%9F%E7%9B%9B%E5%AE%8F-1054614> (2015年12月10日参照)

『デジタル版 日本人名大辞典 +Plus』、講談社、2009年。

田中良一「蔵原惟郭と市原盛宏 - その人となりと業績」(同志社大学人文科学研究所編『熊本バンド研究—日本プロテスタンティズムの一元流と展開』所収、みすず書房、1965年)

7) 内田良平

<https://kotobank.jp/word/%E5%86%85%E7%94%B0%E8%89%AF%E5%B9%B3-19326> (2015年12月10日参照)

『美術人名辞典』思文閣、2009年。

『日本近現代人名辞典』、吉川弘文館、2001年。

『デジタル大辞泉』、小学館、2013年。

『百科事典マイペディア』、日立ソリューションズ・クリエイト、2010年。

『デジタル版 日本人名大辞典 +Plus』、講談社、2009年。

『世界大百科事典』第2版、日立ソリューションズ・クリエイト、1998年。

『ブリタニカ国際百科事典 小項目事典』、2014年。

『大日本百科全書 (ニッポニカ)』、小学館、1984～1994年。

8) 佐々正之

稲葉継雄「旧韓国と熊本県人—その教育上の関連—」『筑波大学地域研究』第9号、1991年、pp.144-145。

13) 小松緑

<https://kotobank.jp/word/%E5%B0%8F%E6%9D%BE%E7%B7%91-16290> (2015年12月10日参照)

『デジタル版 日本人名大辞典 +Plus』、講談社、2009年。

『美術人名辞典』思文閣、2009年。

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%B0%8F%E6%9D%BE%E7%B7%91> (2015年12月10日参照)

秦郁彦編『戦前日本官僚制の制度・組織・人事』、東京大学出版会、1981年。

帝国秘密探偵社『大衆人事録 東京篇』(第13版)、1939年。

14) 藤田謙一

<https://kotobank.jp/word/%E8%97%A4%E7%94%B0%E8%AC%99%E4%B8%80-1105325> (2015年12月10日参照)

『デジタル版 日本人名大辞典 +Plus』、講談社、2009年。

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%97%A4%E7%94%B0%E8%AC%99%E4%B8%80> (2015年12月10日参照)

『企業家人物辞典』 (<http://ijin.keieimaster.com/ketsubutsu/data/583.html>) (2015年12月10日参照))

(4) 河合は、本稿で「近代」を意味する言葉として「近世」の語を用いているが、混乱を避けるために、引用以外は、河合の「近世」は「近代」と言いかえる。

(5) 吉野誠『明治維新と征韓論—吉田松陰から西郷隆盛へ—』、明石書店、2002年。

青木功一『福沢諭吉のアジア』、慶應義塾大学出版会、2011年。

安川寿之輔『福沢諭吉のアジア認識』、高分研、2000年。

参考文献

青木功一『福沢諭吉のアジア』、慶應義塾大学出版会、2011年。

『朝日日本歴史人物事典』、朝日新聞出版、1994年。

稲葉継雄「旧韓国と熊本県人—その教育上の関連—」『筑波大学地域研究』第9号、1991年、pp.144-145。

海野福寿編著『日韓協約と韓国併合—朝鮮植民地支配の合法性を問う』、明石書店、1995年。

白井順『前問恭作の学問と生涯』風響社、2015年。

『世界大百科事典』第2版、日立ソリューションズ・クリエイト、1998年。

田中良一「蔵原惟郭と市原盛宏—その人となりと業績」(同志社大学人文科学研究所編『熊本バンド研究—日本プロテスタンティズムの一元流と展開』所収、みすず書房、1965年)

帝国秘密探偵社『大衆人事録 東京篇』(第13版)、1939年。

『デジタル版 日本人名大辞典 +Plus』、講談社、2009年。

『デジタル大辞泉』、小学館、2013年。

『日本大百科全書 (ニッポニカ)』、小学館、1984～1994年。

『百科事典マイペディア』、日立ソリューションズ・クリエイト、2010年。

『美術人名辞典』 思文閣、2009年。

『ブリタニカ国際百科事典 小項目事典』、2014年。

秦郁彦編『戦前日本官僚制の制度・組織・人事』、東京大学出版会、1981年。

安川寿之輔『福沢諭吉のアジア認識』、高分研、2000年。

尹錫田編『朝鮮』第1巻、影印版、オオクラ情報サービス(株)、2005年。

吉野誠『明治維新と征韓論—吉田松陰から西郷隆盛へ—』、明石書店、2002年。

日韓国交正常化50周年と「戦後70年」

— 日韓歴史摩擦と「65年体制」のきしみ —

Fifty Years after Japan-ROK Normalization and ‘Seventy Years Postwar’:
The ‘Japan-ROK History Problem’ and the Faltering ‘Regime of 1965’

菅 英 輝

KAN Hideki

Abstract

Japan-ROK relations have increasingly deteriorated for the past decade or so, putting the ‘regime of 1965’ built upon the agreements involving the Basic Treaty of 1965 under severe strains. The paper examines the ‘historical problem’ between the two countries in the changing structure of international relations in the Asia-Pacific region. It will explain the background against which the ROK government changed its position toward the 1965 agreement on the settlement of problems concerning property and claims, examine the relative decline of the governments’ ability to control movements of civil society both in Seoul and Tokyo, analyze intractability and complexity of official apologies. After exploring the significance of a comparative perspective as well as approaching the ‘history problem’ in terms of the paradoxical nature of the victimizer-victim relationship, the paper will conclude by suggesting the importance of coping the question of ‘postwar responsibility’ for the wartime atrocities in the broader future-oriented context of creating a just and fair international order in East Asia.

要 旨

戦後70年の節目を迎えたというのに、東アジアで構造変動が起きるなか、「歴史認識問題」も重なり、日韓国交正常化に伴い誕生した「65年体制」がきしみ始めている。

本稿では、日韓両国に横たわる歴史認識問題を、東アジア国際関係の構造的変動の文脈で検討する。第Ⅰ節で、「65年体制」では何が未解決のまま積み残されたのかを検討し、第Ⅱ節で、国家が市民社会の動きを制御することが難しくなっている今日、歴史認識問題で韓国政府が、日韓基本条約に関する二国間合意の解釈を変えざるを得なくなった経緯を明らかにする。第Ⅲ節で、市民社会の論理が韓国のみならず、日本国内でも強くなっている現状を説明する。第Ⅳ節では、謝罪の難しさ、複雑さについて考察したうえで、第Ⅴ節で、排他的なナショナリズムに絡め取られないようにするためには、「加害－被害」の二重性と比較の視点から歴史問題を相対化する必要があるとの主張を展開する。第Ⅵ節において、東アジア地域秩序形成という未来志向の文脈の中で戦後責任論を考えることの重要性を指摘し、「結びに代えて」で本論を終えることとしたい。

はじめに

2015年は「戦後70年」の節目にあたり、また戦後の日韓関係の基礎を形成したとされる日韓国交正常化（1965年6月22日調印）から50周年を迎えた。

そうした中、東アジアは、中国のパワーの台頭や韓国の経済成長による国際社会での発言力の増大といった、国際関係の構造的変動の真ただ中にある。このため、これまで構築されてきた国家間関係の枠組みが動揺しはじめ、その結果、東アジアの国々は、新たな変化に適応すべく現行の枠組みの調整をせまられている。

「戦後レジームからの脱却」のスローガンの下に安倍晋三政権は2014年7月1日、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に続いて、2015年8月14日に「戦後70年談話」を発表した¹。こうした動きは、東アジアの構造変動への対応という側面をもっている。また、戦後最悪ともいわれる日韓関係にしても、日韓国交正常化に伴い誕生した「65年体制」が音を立ててきしみ始めている。

本稿では、日韓両国に横たわる「歴史認識問題」を、東アジア国際関係の構造的変動の文脈の中で検討してみたい。まず、第Ⅰ節で、「65年体制」では何が未解決のまま積み残されたのかを検討し、第Ⅱ節で、国家が市民社会の動きを制御することが難しくなっている今日、歴史認識問題で韓国政府が、日韓基本条約に関する二国間合意の解釈を変えざるを得なくなった経緯を明らかにし、第Ⅲ節で、市民社会の論理が韓国のみならず、日本国内でも強くなっている現状を説明する。第Ⅳ節では、謝罪の難しさ、複雑さについて考察したうえで、第Ⅴ節で、排他的なナショナリズムに絡め取られないようにするためには、「加害－被害」の二重性と比較の視点から歴史問題を考えることの意義について考えてみる。第Ⅵ節において、東アジア地域秩序形成という未来志向の文脈の中で戦後責任論を考えることの重要性を指摘し、「結びに代えて」で本論を終えることとしたい。

Ⅰ 「65年体制」の成立と「歴史認識問題」―「65年体制」で積み残されたもの

「65年体制」は、以下の要因がうまくかみ合った結果成立した。

第一に、1960年代半ばの東アジアは冷戦の渦中にあり、日韓両国政府はともに、アメリカを盟主とする反共軍事同盟の一翼を担うという目的を共有し、その点で利害の一致がみられた。

第二に、韓国の朴正熙政権は自主国防と経済の自立化を最優先課題としており、その目的の実現には日本の資金と技術が必要であったことも、国交正常化を促進した。

¹ 集団的自衛権をめぐる日米間の議論については、安倍内閣の閣議決定にいたるまでの過程をアメリカの世界戦略の変遷の文脈で考察した拙論を参照されたい。Hideki Kan (2015), "U.S. Global Strategy and Japan's Right to Exercise Collective Self-Defense: A Historical Perspective," *Nanzan Review of American Studies*, Journal of the Center for American Studies, Vol. XXXVII, pp. 71-91.

同様に、日本側にも冷戦の論理と経済優先の論理が働いた。韓国は冷戦の最前線基地として日本の安全に直結しており、韓国の安全保障に経済的側面から協力することは日本の国益にかなうものであった。また、韓国市場への日本企業の進出という観点からも、国交正常化は望ましいと考えられた。

第三に、なによりもアメリカがそれを強く望んでいたという事情があった。アメリカは背後で、日韓正常化交渉を強く働きかけた。日韓国交正常化の実現は、ケネディ政権とジョンソン政権にとっては、最優先事項と見なされており、正常化交渉の過程においては、膠着状態を解きほぐすために米政府が背後で重要な役割を演じた。このことも幸いした²。

以上のような事情から、正常化に向けた交渉過程で、日韓双方とも、冷戦の論理と経済の論理を優先し、両国間で立場が大きく異なる歴史認識問題の解決を先送りしたことで、日韓基本条約の成立にこぎつけた。

だが、その一方で、「歴史」や「領土」問題は、未解決のまま積み残されることになった³。

第一に、1910年の「日韓併合条約」に関しては、周知のように、韓国政府は「当初から無効」との立場をとり、他方で日本政府は、当時は合法的かつ有効だったとの立場を貫いた。このため、最終的には、「もはや無効」(already null and void)というあいまいな文言で決着し、この条約がいつから無効になったのかを明らかにすることを回避した。

第二に、請求権をめぐるのは、無償3億ドル、有償2億ドル、民間ベースの経済協力3億ドル以上で妥結した。しかし、その名称に関しては、「財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」という表現を使うことにした。これによって、日本側は、これを経済協力だと主張し、韓国側は請求権にもとづく補償だと解釈する余地を残すことになった。しかも、これをもって、請求権問題は「完全かつ最終的に解決した」とされたため、後に、この文言の解釈をめぐる日韓両政府間で立場の違いが表面化することになった。

第三に、基本条約前文では、過去の植民地支配に関する謝罪や反省への言及はいっさいなされなかった。このため、韓国の国民の間にその後、「謝罪をしない日本」、「反省をしない日本」というイメージが広がることにもなった。

このように、「65年体制」は、歴史認識に関する未解決の問題を先送りする形で成立した。

冷戦終結後は、「65年体制」が積み残してきた矛盾が顕在化し、歴史問題が、日韓関係の改善にとっての大きな障害だと認識されるようになった。

「65年体制」の矛盾が顕在化した背景としては、以下の三つの要因が考えられる。

² この経過については、以下のアメリカ合衆国対外関係史料集が詳しい。U.S. Department of State, Office of the Historian (1996), *Foreign Relations of the United States, 1961-1963*, Vol. XXII, Washington DC: USGPO, 1996, pp. 422-808 (以下 FRUS と略記)。U.S. Department of State, Office of the Historian (2000), *FRUS, 1964-1968*, Vol. XXIX, pp. 750-801.

³ 日韓国交正常化交渉については多くの研究がある。李鍾元・木宮正史・浅野豊美編著 (2011)、『歴史としての日韓国交正常化』I・II、法政大学出版局。鄭敬娥 (2011)、「歴史認識をめぐる日韓摩擦の構造とその変容」菅英輝編著『東アジアの歴史摩擦と和解可能性 冷戦後の国際秩序と歴史認識をめぐる諸問題』凱風社、178-203頁。高崎宗司 (1996)、『検証 日韓会談』岩波新書。韓国側当事者の記録としては、以下を参照されたい。李東元 (1997)、『韓日条約締結秘話』PHP 研究所。金東祚 (1986)、『韓日の和解—日韓交渉14年の記録』サイマル出版会。

第一は、韓国社会におけるナショナリズムやアイデンティティの高揚である。1960年代末から70年代初頭に始まった韓国の高度経済成長は、韓国の人々のナショナリズムの台頭をもたらした。このことは、韓国側からみれば、日韓外交正常化交渉当時朴政権にとって最重要視された日本からの資金と技術の導入という経済的要因が、日韓関係における抑制要因として機能しなくなったことを意味する⁴。

第二に、韓国の民主化運動の進展に伴い、市民社会の声も政治外交に反映されるようになった。朴政権から冷戦終結までの時期においては、政府が世論を抑え込むことができた。しかし、現在の韓国では、政府は世論の影響を強く受けるようになっている⁵。

第三に、近年、中国のパワーと経済力の目覚ましい台頭が見られる中、韓国にとって、中国の存在は経済面や安全保障面で重要性を増している。韓国は2015年3月、日米両国が参加を見合わせたのに対して、中国主導のアジア・インフラ投資銀行（AIIB）への参加を表明した。続いて、同年6月、中韓両政府は自由貿易協定（FTA）に署名した。韓国にとって、中国は最大の貿易相手国で、中国にとっても、韓国はこれまで単独でFTAを結んだ国としては経済規模が最大である。また、朴槿恵大統領は同年9月3日、日米両国政府が慎重な対応を求めたにもかかわらず、中国の「抗日戦争勝利70年」記念式典に出席した。10月16日のオバマ・朴首脳会談（ワシントン）後の記者会見で、オバマ大統領は、中国の南シナ海における強引な埋め立て作業を念頭に、「朴大統領に唯一お願いしたいのは、中国が国際規範を守らなかったら、韓国は声を上げなければならないということだ」と発言したのに対して、朴大統領は明確な態度表明を避けた⁶。

日本の経済力が後退し、アメリカのヘゲモニーも相対的低下傾向に陥っている中、日米韓のトライアングルに加えて、米中韓のトライアングルの構図も浮上してきており、東アジアの国際環境は流動的で、より複雑になっている⁷。

東アジア国際関係の構造的変動は、日米韓のトライアングルの構図にも変化をもたらしている。韓国の場合、中国への経済的依存度の増大、朝鮮半島の統一問題や核問題での中国

⁴ たとえば、2015年12月25日付『朝日新聞』は「日韓経済『並走』時代へ」という見出しの記事を掲載し、韓国が日本を追う構図から次第に「並走」する時代になり、激しい競争関係と連携・融合という関係になっている現状を紹介している。

⁵ 「従軍慰安婦」問題は日韓両国にとって最大の障害となってきたが、この問題では、韓国の支援団体「韓国挺身隊問題対策協議会」（挺身隊協）やキリスト教系 NGO の影響力が強く、1995年6月、村山富市内閣のもとで「女性のためのアジア平和国民基金」（略称「アジア女性基金」）が設立されたとき、韓国政府は当初評価していたにもかかわらず、これらの民間支援団体が反対すると消極的姿勢に転じた（詳細は、大沼保昭（2007）、『「慰安婦」問題とは何だったのか』中公新書、53-62頁）。また、別の調査報道は、盧泰愚政権や金泳三政権の時期には、韓国政府側も、補償問題は請求権協定などで解決済みとの立場をとっており、「道義的な立場」からの対応を求めている（『朝日新聞』1992年5月2日。同紙、1993年3月14日）と指摘している。このため、日本側は、韓国政府が歴史認識問題で評価や対応を変えてきたと批判した。安倍首相の私的諮問機関21世紀構想委員会が、戦後70年談話に関する報告書を発表したさいには、韓国政府が歴史認識問題で「ゴールポストを動かしてきた」と述べている（『西日本新聞』2015年8月7日）。一方、韓国政府の公式見解ではないが、ある韓国政府関係者は「ゴールポストを動かした」との批判について、「認めざるをえない一面もある」としている（『朝日新聞』2015年12月26日）。

⁶ 『朝日新聞』2015年10月18日。

の役割への期待ゆえに、中国の存在はますます大きくなっている。このため、現在の韓国は、日米韓の安全保障協力重視一辺倒ではなく、同時に米中韓のトライアングルも重要視するようになっている。そのことは、東アジアの秩序形成にさいして、危険と機会が併存していることを意味する。

くわえて、今日、われわれは、ヒト、モノ、カネ、情報が大量に国境を越える現象を目撃している。このようなグローバル化の時代には、NGO、多国籍企業など非国家的アクターの国境を越える動きが活発になり、市民社会相互の交流の機会も大幅に増大する。しかし他方で、グローバル化は、国民国家の存在意義を問い直すことになり、厄介なことに、その反動として、アイデンティティの追求やナショナリズムを刺激するという現象を引き起こしている。

こうした排他的なナショナリズムの高揚を背景に、国際政治におけるパワー・ポリティクスが再び頭を持ち上げてきている。パワー・ポリティクスの傾向は、東アジアの国際関係の構造的変化を反映し、日中韓の三国においても顕著である。

変動する東アジアの国際環境において、われわれは、ナショナリズムに絡め取られやすい状況にある。だからこそ、歴史認識をめぐる摩擦や葛藤が、東アジアにおけるパワー・ポリティクスと連動しないように注意することが求められる。

以上のような変化は日韓関係にも反映され、冷戦終結後、韓国側の自己主張はさらに強まった。「65年体制」のきしみは、そうした韓国社会の変容と日韓関係や東アジアのパワー・トランジションといった構造的変化によってもたらされている。

Ⅱ 国際関係と民衆関係—国家の論理と市民社会の論理⁸

歴史認識問題に関する韓国政府の立場の変化は、安倍晋三首相の「歴史修正主義」への対応という側面が大きいと考えられるが、同時に、冷戦後の国際関係の潮流の変化という側面も無視できない。というのは、日韓基本条約に関する韓国政府の態度変化は、安倍政権が登場するずっと以前、遅くとも冷戦終結後に顕在化するからである。

日韓関係の研究者によると、「65年体制」の始動から現在までの50年間のうち、1990年頃までのおよそ25年間は、韓国政府も、現在の日本政府と同じく、両国間の「過去」に関わる問題は日韓基本条約で解決済みとの立場をとっていた。韓国政府の立場が変わるのは、

⁷ 詳細については、以下の拙論を参照されたい。菅英輝（2011）、「冷戦後東アジア国際関係の構造変動と歴史和解パワー、ナショナリズム、市民社会、歴史摩擦の交錯」菅英輝編著『東アジアの歴史摩擦と和解可能性』、15-19頁。

⁸ 第Ⅱ節の副題を「国家の論理対市民社会の論理」ではなく、「国家の論理と市民社会の論理」としている。一般的には、市民社会論では、市民社会の論理と国家の論理は対抗関係にあると考えられている。近代国家では、市民は民主主義、平等、人権などの価値観を共有し、公共の利益のために活動する、国家（政府）から自立した存在であると見なされているからだ。しかしながら、現実の生活空間の中では、国家と市民との関係は、対抗関係にある場合、対等な立場での相互協力関係にある場合、市民が国家の論理に絡め取られている場合など、より複雑である。そうした現実を踏まえて、本節では、副題を「国家の論理と市民社会の論理」と表記することにした。

1992年1月、「慰安婦」問題をめぐって法的賠償を日本政府に要求したときからであると指摘されている⁹。

しかし、このような理解は、必ずしも正確ではない。というのは、日韓国交正常化後、日韓請求権に定められた無償3億ドル、有償2億ドルの経済協力資金を使った韓国政府による対日民間請求権処理において、被徴用生存者は補償対象から除外され、被徴用死亡者への弔慰金支給も不十分であり、在韓被爆者や「従軍慰安婦」も補償を受けることができなかった。このため、民間レベルでは、国交正常化が実現した時点から、民間団体による補償運動が起り、その後現在に至るまで運動が継続してきたからだ。

冷戦の重しがとれ、さらにはグローバル化が加速化する中、国際関係は国家対国家の関係だけで動く時代ではなくなり、国家間関係が、「民と民」との関係に多かれ少なかれ規定されるようになってきている。このため、市民社会の論理が重要になってきていることに注目する必要がある¹⁰。

その後、韓国では、2005年に入って、盧武鉉政権の下で「過去の清算」についての見直しが行われた。見直しの背景には、盧大統領が人権弁護士であり、大統領個人の信条・信念の影響、裁判所人事への影響といった、リーダーシップに起因する点など個別要因の影響もさることながら、より長期的な観点から見ると、冷戦後に国家間関係が「民と民」との関係に左右されるようになったという国際政治の潮流の変化が大きい。「従軍慰安婦」問題が浮上してきたのも、国家賠償にくわえて、個人請求権が国際的に受け入れられるようになったことが影響しているといえる。

盧武鉉政権は2005年に「過去の清算」を見直したさいに、65年の請求権協定で、戦時徴用も含めて日本から資金を受け取ったため、独自に「太平洋戦争国外動員被害者補償法」を制定して、主として植民地期に国外に動員されて被害を受けた人への補償は韓国政府の責任として対処することになった。しかし同時に、①「慰安婦」問題、②サハリン残留韓国人問題、③在韓被爆者問題の三つについては、国家権力が関与した反人道的不法行為であって、これは65年の請求権協定の範疇には入らないとして、「慰安婦」問題の解決を促すよう申し入れるようになった¹¹。

そうした中、韓国の憲法裁判所は、2011年8月30日、請求権協定第二条一についての日韓両国間の解釈には食い違いがあり、「慰安婦」問題が解決されたわけではないという韓国政府の整理を前提とすれば、請求権協定の解釈に異議が生じたさいの同協定第三条の規定にもとづいて、韓国政府は日本政府と協議すべきであったにも拘わらず、それをしなかったのは違憲だとの判決を下した。

⁹ 木村幹 (2015)、「あすを探る」『朝日新聞』6月25日。

¹⁰ 詳細は前掲拙論を参照されたい。「冷戦後東アジア国際関係の構造変動と歴史和解 パワー、ナショナリズム、市民社会、歴史摩擦の交錯」菅英輝編著『東アジアの歴史摩擦と和解可能性』、21-31頁。

¹¹ 吉澤文寿 (2015)、「日韓諸条約の評価をめぐると韓関係—基本条約第二条、請求権協定第二条を中心に」木宮正史・李元徳編『日韓関係史 1965-2015』I (政治)、東京大学出版会、313頁。

その後、同年12月の首脳会談で、李明博大統領は、野田佳彦総理との間で「慰安婦」問題をめぐって激しくやり取りする場面がみられた。結局物別れに終わったものの、注目されるのは、当時李大統領の指示で交渉にあたった李東官（イ・ドングアン）・元大統領広報首席秘書官の回顧録によると、①首相が「日本政府の責任を痛感する」との謝罪の手紙を送る、②日本大使が元「慰安婦」の前で手紙を読み上げる、③日本政府予算で、「償い金」として一人当たり300万円を支払うという内容で合意したとされる¹²。しかも李大統領は、2012年3月、記者会見で、「慰安婦」問題は「法律問題ではなく人道問題」として解決可能だとの考えを示した¹³。法律問題と切り離す考えを明らかにしたことは、日韓請求権協定で請求権問題は「解決済み」と主張する日本政府に受け入れやすい配慮をしたともいえる。

にもかかわらず、その後の政権交代と安倍政権の出現でこの問題は暗礁に乗り上げた。このため、朴槿恵政権の下では、この問題は両国間の関係悪化の最大の要因として浮上しており、日韓首脳会談が開催されない状況が続いた。2015年1月12日の年頭の記者会見でも、朴大統領は、「日本側の姿勢の転換、変化が重要だ」として、「慰安婦」問題の解決に向けての日本側の対応を改めて求めた。

民間レベルでは、現行の支援制度や請求権協定への不満を背景に、元徴用工らによる、損害賠償を求める訴訟が起きた。当初は敗訴が続いたが、2012年5月24日、韓国大法院が、日韓両国の政府が植民地支配の性格に関して合意に至らなかったことに照らして、「日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民地支配に直結した不法行為」の場合、個人の請求権は消滅していないとの判断を下したことから、その後、原告勝訴の判決が相次いでいる¹⁴。

一方、日本の裁判では、請求権問題については「完全かつ最終的に解決した」との理由から、請求権は消滅したとする判決が最高裁で確定している。このため、韓国憲法裁判所の判断が注目された。日本に動員された元軍属の遺族が2009年に訴えていた裁判で、韓国憲法裁判所は2015年12月23日、日韓請求権協定が国民の財産権を保障する韓国憲法に違反するかどうかについて、「審判の対象にならない」として、憲法判断を示さず、違憲だとする訴えを却下した。そのさい憲法裁は、韓国政府による未払い賃金などの支給は損害賠償や補償ではなく、人道的措置の支援金だと指摘、支給根拠となる法律は財産侵害に当たらず合憲とした。憲法裁は、請求権協定については、今回の訴えとは無関係として憲法判断を回避した¹⁵。

¹² 『西日本新聞』2015年12月28日。

¹³ 『朝日新聞』2012年3月21日。また、李明博大統領の回顧録によると、2012年10月に、大統領側近の李東官・言論文化協力特任大使と齋藤頼・官房副長官が接触。翌11月の東南アジア諸国連合関係会議のさいに日韓首脳会談を行い、野田首相が元「慰安婦」の女性らに書簡を送って謝罪し、日本政府の予算で補償するとの内容で最終合意する予定だったとされる。李大統領は「慰安婦」問題の解決が、「9合目を越えていた」と振り返っている。だが、野田首相の衆院解散表明で実現しなかったという（『朝日新聞』2015年1月30日）。

¹⁴ 同上、315頁。『朝日新聞』2015年8月13日。

¹⁵ 『西日本新聞』2015年12月24日。

他方で、韓国の大法院は2012年5月24日、植民地支配下で動員された元徴用工らへの損害賠償を「協定の対象外」だとして、個人の請求権は消滅していないという判断を示している。それゆえ、大法院が損害賠償を命じる判決を下した場合、法的には、被告日本企業の韓国内の資産の差し押さえが可能となる。その場合、大きな外交問題に発展する可能性がある。問題の深刻さを考えると、大法院の判決が下される前に何らかの解決策を見出す必要がある。

冷戦期には、国家の論理や安全保障の論理が市民社会の論理を抑え込むことができたが、冷戦後は、政治的民主化が進展し、さらに経済のグローバル化に伴う市民社会相互の交流の増大によって、国家が、これらの動きをコントロールすることは益々困難になってきている。日韓の歴史認識をめぐる葛藤が激しくなっているのは、指導者のリーダーシップという個別要因の影響もさることながら、国際関係の脱国家化に伴い日韓関係に生じている構造的変化、すなわち民主化の進展に伴い、市民社会の論理が以前にも増して国内政治に反映されるようになったためと考えられる。

Ⅲ 自民党の右傾化と市民社会の両極化現象

日本国内でも、韓国の場合と同様、市民社会における構造的変化が認められる。その特徴は、歴史認識問題に即して言うならば、市民社会の両極化の進展である。歴史和解の流れを推進してきたリベラル勢力に反発、対抗する保守派や「歴史修正主義」勢力の台頭が顕著になってきている。その意味で、日本の市民社会は、歴史認識問題への取り組みにさいして、単一の市民社会の論理でまとまっているという状況ではなく、政府とは異なる視点から歴史和解を推進してきた人々の論理にくわえて、ナショナルな枠に拘り歴史修正主義の立場から歴史問題にアプローチする人々の論理を無視できないような状況が生じていることに留意する必要がある。このことは、韓国の市民社会の場合にも多かれ少なかれ当てはまることである¹⁶が、歴史認識をめぐる諸問題に限って言うならば、日本の市民社会において顕著になっている。それゆえ、冷戦終結後にとくに目立つようになった両極化現象は、日韓の歴史和解にとって、一層複雑で困難な環境を作り出していると言えよう。

その経緯を振り返ると、日本では、1993年8月4日の「従軍慰安婦」に関する河野洋平官房長官談話（宮沢喜一内閣）、1993年8月10日の細川護熙首相による「侵略戦争」発言、

¹⁶ 例えば、2015年10月、朴槿恵政権は、中学・高校の歴史教科書を2017年の新入生用のものから、複数の教科書会社が発行する現在の検定制から、政府が単一の教科書を発行する国定制に戻すことを公表した。韓国では民主化の流れの中で、金大中政権のもとで2002年に検定制が一部導入され、2011年に完全移行したが、今回の揺り戻しが起る一つの契機となったのは、「ニューライト」と呼ばれる歴史修正主義的な運動の台頭であった。彼らは2000年代に頭角を現したが、日本の植民地支配や戦後の独裁政権を、近代化・経済発展の観点から肯定的に捉える歴史観を標榜し、2014年には彼らが中心になって編集した「教学社」の歴史教科書が検定に合格した。これに対して、歴史学者や教育者の間からは、日本の植民地支配や軍事政権の下での抑圧的な政治を正当化するものだとの反発の声が上がった。韓国の市民社会においても、市民の間の歴史観は様ではなく、それぞれの市民集団の論理が存在する。

1995年3月5日の自民党第五回党大会における「自主憲法の制定」の党是の棚上げ、同年6月9日の衆議院本会議での戦後50年の国会決議（村山内閣）に見られるように、リベラル派の歴史認識を反映した謝罪や反省が政府によって表明された。

これに対して、1997年頃から、自民党内リベラル派の政策に対する右翼団体の巻き返し本格化した。右派系団体の活動は、上記の一連の政府謝罪に対する反発と危機感によるものであった。同年4月2日には、「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」が設立された。続いて5月30日には、文化人を中心に旧軍関係者とも共闘する「日本を守る国民会議」が、宗教団体などによって構成される「日本を守る会」と合流、「日本会議」が発足した。また、日本会議は、その設立の4カ月前の1月30日に結成された「新しい歴史教科書をつくる会」を通して、草の根運動を展開し、支持層を拡大していった¹⁷。

その後、2000年11月に森喜朗内閣に対する不信任決議案をめぐって、「加藤の乱」といわれる自民党内リベラル派内部の分裂騒ぎが起きた。その余波で、自民党「保守本流」の担い手であったリベラル派を代表する派閥集団「宏池会」が分裂した。その結果、自民党の右傾化の流れは一層強まった。第二次安倍政権の登場は、そうした自民党の右傾化の延長線上にあると言える。

谷垣禎一自民党総裁のもとで2010年にまとめられ、2012年4月27日に発表された「日本国憲法改正草案」は、2005年の「新憲法草案」と比べて著しく右傾化した。第一条で天皇の元首化、第三条で国旗・国歌、第四条で元号が規定されるなど、国家主義的要素の強い内容が盛り込まれた。また、第9条では「国防軍」の保持、自衛権の発動、領土・領海・領空の保全が書き込まれ、くわえて基本的人権を制約する条文が盛り込まれたことは、戦後日本の平和主義や民主主義に挑戦するものである。自民党の保守本流の担い手である宏池会に所属し、リベラル派の代表とみなされていた谷垣総裁のもとで、上述のような内容の憲法草案が発表されたことは、自民党が大きく右旋回したことを物語っている。

市民社会レベルでは、日本政治の右傾化をある程度反映したものと思われるが、同時にネット右翼や在日特権を許さない市民の会（在特会）による在日韓国人に対するヘイトスピーチや厭がらせ、嫌韓本の氾濫に見られるように、市民社会における嫌韓論の強まりによって、日韓の歴史認識問題で、世論の両極化が進展し、「決着した」という見方が5年前より広がっている。

2015年3月の朝日新聞・東亜日報共同世論調査によると、日本では、植民地支配を含む過去の歴史問題について、49%が「決着した」と答え、「決着していない」は42%だった。5年前は、「決着した」が39%で、「決着していない」の52%より少なかったので、「決着した」と考える者が増えている。謝罪に関しても、植民地支配について「十分謝罪した」が65%で、5年前の55%より増えている。被害者への補償を再検討する必要があるかどうかでも、「その必要はない」が、5年前の57%より増えて69%だった¹⁸。

¹⁷ 中北浩爾（2014）、『自民党政治の変容』NHK出版、187-188頁。

靖国神社への首相参拝問題についても、同様の傾向が見られる。2015年3月の朝日新聞調査では、「賛成」56%、「反対」26%、9年前の2006年4月の面接調査では、「賛成」50%、「反対」31%であった。

しかしながら、自民党の右傾化が、日本の有権者に支持されているかという点、必ずしもそうではない。選挙結果に関する世論調査では、第二次安倍政権を実現した2014年12月の衆院選挙で、自民党は222議席（75.35%）を獲得したが、自民党に投票した有権者の割合は全体の24.49%でしかない。自民党1,766万票、民主党978万票、維新の党838万票となっており、民主党と維新の党を合せると、自民党の得票数を上回っている¹⁹。

一方、市民社会レベルで見ると、安倍首相が2013年12月に靖国神社を参拝したことについての世論調査では、「参拝したことはよかった」41%、「参拝すべきではなかった」46%で、参拝に反対の方が多かった。このことは、靖国神社参拝そのものには賛成だが、隣国との関係悪化につながるような形での参拝には反対だと考える人たちが多かったことを示していると思われる。この点は、日韓関係を重要だと考えている国民が、それぞれ7割を超えていること（第一回日韓共同世論調査、2013年5月）からもうかがえる。

安倍首相は2015年8月14日、戦後70年の談話を発表した。その前後から、市民グループの間では、「歴史修正主義者」としての首相イメージゆえに、その内容への懸念から、過去の植民地支配や侵略戦争を認め、謝罪と反省を表明した「村山談話」や「小泉談話」を継承するように求める声が上がった。同年7月17日、日本を代表する国際法学者、歴史家、国際政治学者ら74人の共同声明は、過ちを潔く求めることが、国際社会で日本が「道義的に評価され、日本国民がむしろ誇りとすべき態度」だとの考えが表明された²⁰。また、『帝国の慰安婦』を著した朴裕河（パク・ユハ）・世宗大学教授が同年11月中旬に、同著の記述の一部が元「慰安婦」の名誉を傷つけたとして、ソウル東部地検に在宅起訴されると、日米の学者、作家、ジャーナリストら54人が11月26日、「言論・出版の自由や学問・芸術の自由が侵されつつあるのを憂慮」するとの抗議声明を発表した。賛同人には、「慰安婦」問題をめぐる官房長官談話を1993年に発表した河野洋平・元衆議院議長や、1995年に戦後50年

¹⁸ 『朝日新聞』2015年6月22日。2007年の朝日新聞世論調査では、「日本のアジア諸国への侵略や植民地支配にどう向き合うべきか」という問いに対して、「反省する必要がある」85%（「大いに」32%、「ある程度」53%）であった。一方、「反省する必要はない」は11%（「あまり」9%、「まったく」2%）となっていた。それゆえ、この間の世論の変化は大きなものがある。

¹⁹ 自民党の総得票数は野党2党の得票総数より下回るのに、なぜ自民党が勝利するのか。その主な理由は4つある。第一は、小選挙区比例代表制といわれる選挙制度。第二は、投票率の低さ。第三は、自民党と公明党の選挙協力。第四は、野党の分裂。くわえて、2012年の衆院選では、自民党衆議院議員の過半数は当選2回以下、3分の2は4回以下であった。このことは、自民党の支持基盤が衰弱し、連続当選が難しくなったことを示している。党が弱体化した結果、首相官邸の力が強くなり、安倍首相は、自らの信条である「戦後レジームからの脱却」を掲げて、民意から乖離した政策を強行している。その点は、特定秘密保護法、原発の再稼働問題、集団的自衛権行使容認にもとづく安保関連法案の衆院通過など、世論調査で反対が賛成よりも多いにも関わらず、推進を強行していることに示されている。

²⁰ 『朝日新聞』2015年7月25日。この共同声明の発起人は三谷太郎、大沼保昭、藤原帰一の3名で、他に入江昭、緒方貞子、小此木政夫、加藤陽子、波多野澄雄、半藤一利、保坂正康、毛里和子ら錚々たる人々が名を連ねている。

の首相談話を発表した村山富市・元首相も名を連ねた²¹。

戦後70年世論調査（共同通信社）を見ても、先の戦争を侵略戦争だったと回答する者は49%、自衛戦争だったとする者は9%でしかない。A級戦犯が合祀されている靖国神社に首相が参拝すべきかどうかという問いに関しては、参拝すべき55%、参拝すべきでない43%と拮抗しているが、安倍首相の戦後70年談話に戦後50年の村山首相談話、戦後60年の小泉首相談話同様、植民地支配への「お詫び」の言葉を入れるべきと回答した者は67%で、入れる必要はない30%を大きく上回った²²。

こうした市民社会の声と日中両国からの予想される批判が、安倍首相の70年談話が歴史修正主義的カラーを強く打ち出せなかった大きな理由だろう。そのため、安倍談話は、村山談話を発表した村山元首相からは、「焦点がぼけて、さっぱり何を言いたかったのか分からない」と評されることになった。さらに、新聞各社の社説も、「なんのために出したのか」という批判から「前向きの評価」にいたるまで評価が割れることになった。識者の見方も分かれ、リベラルは出す意味がなかったと批判し、他方、保守派の間でも評価する声と失望したとする声とに分かれた²³。

日韓両政府は2015年12月28日、ソウルで外相会談を開き、「慰安婦」問題を決着させることで合意した。合意の内容は、①「慰安婦」問題に関する日本軍の関与を認め、政府としての責任を痛感していると述べたうえで、安倍首相自ら、「心からのお詫びと反省の気持ち」を表明した、②日本政府が10億円程度を拠出するとし、政府の責任を明確にした、③韓国政府が支援を目的とした財団を設立し、日韓両政府が協力して「慰安婦」の方々の名誉回復などの事業を行うとした、④今回の合意により、日韓両政府はこの問題が「最終的かつ不可逆的に解決される」ことを確認、⑤今後、双方は、国連など国際社会において、本問題について互いに批判することを控える、以上5点にまとめることができる²⁴。

この合意に対する日本世論の評価は、「評価する」が63%、「評価しない」は19%、日本政府が旧日本軍の関与と政府の責任を認めたことについても、「評価する」は60%、「評価しない」23%であり、いずれの場合も評価するが評価しないを大きく上回った²⁵。

以上見てきたように、日本の市民社会レベルで、「慰安婦」問題に関する日韓合意を前向きに評価する声が聞かれることは、「歴史修正主義」が強まる傾向が認められる中で、日本政府に対抗する市民社会の論理も健在であることを示している。

とはいっても、日本では最近、過去の戦争責任にどう向き合うかという観点からアプローチするよりも、むしろ韓国や中国がどう反応するかという点に関心が向けられる傾向が見られるのも事実である。その結果、歴史問題で韓国や中国から批判が寄せられると、それ

²¹ 『朝日新聞』2015年11月27日、『西日本新聞』2015年11月20日。

²² 『西日本新聞』2015年7月22日。

²³ 8月15日の『朝日新聞』、『東京新聞』、『毎日新聞』の社説は安倍談話に批判的だったのに対し、『読売新聞』、『産経新聞』、『日本経済新聞』は、これを評価した。

²⁴ 日韓外相の共同発表については、『西日本新聞』2015年12月29日を初め、全国各紙を参照されたい。

²⁵ 2015年12月19、20日付朝日新聞世論調査。『朝日新聞』2016年1月19日。

に反発するということが繰り返されるようになっている。

こうした現状においては、国民対国民（ネーション対ネーション）という図式で歴史認識問題にアプローチするのは賢明ではなく、むしろサブ・ナショナルなレベルや人権という観点から接近することによって、排他的なナショナリズムに絡め取られないようにすることが重要になってくる。

日韓相互において、市民社会内には、国境を越えてそれぞれ立場を共有し、理解しあえる人たちがいるという認識を持ち、考えを共有する人々の輪を拡大する努力をしていくことが求められる。

Ⅳ 謝罪の難しさ、複雑さ—歴史認識のアポリア問題

加害者は被害者に謝罪すべきだとよく言われる。原則的には、筆者も同様の考えに立っている。しかし一方で、日本では、謝罪が繰り返されるたびに、国内で反発が生じ、政治家たちの「不規則」発言が国境を越えて、被害者の反感を招くという事態が起きている。政治家たちは、選挙を意識し支援者たちの支持を失わないために、特定の有権者に向けて無責任な発言や妄言を繰り返す。彼らはそうした問題のある発言が、先の戦争の被害者や被害国の国民にどのように受け止められるかについて配慮することはない。その結果、首相が謝罪をしても、被害者や被害国の政府・国民は、謝罪が形式的なもので誠実さに欠けると受け止めることになる。このような悪循環の繰り返しが、歴史認識問題を複雑にし、日韓の歴史和解が遠く大きな障害となっている。日韓両国の歴史が示すように、この歴史認識のアポリア問題の解決の糸口を見出すのは容易なことではない。

以上の点を念頭においたうえで、謝罪は反省をめぐる問題にどうアプローチすべきなのかを考えてみたい。

この点に関して、アメリカのダートマス大学で歴史問題を研究しているジェニファー・リンドは、興味深い指摘をしている²⁶。

「（日本で暮らしてみて）実感したのは、日本の歴史問題の本質は、日本が謝罪していないということではなく、謝罪が引き起こす国内の論争から生まれる、ということだった。毎回、ある高官が謝罪すれば別の政治家はそれを非難し、時には日本の過去の残虐行為さえ否定する。…日本は公式の謝罪や国会決議などで国内の空気が両極化することは避けるべきで、国際関係を悪化させる保守層の暴発も減らすことだ」²⁷。

リンドは、二つのことを指摘している。一つは、謝罪は国内の右派の反発を引き起こす

²⁶ リンドは過去の暴力を否定することは、一国の対外関係にとっては有害であるとしながらも、同時に悔恨の情を示さなくても対外関係を修復することができた国もあることが分かった、それどころか、犠牲者に悔恨の情を表明しても「対外関係に有害な論争の噴出」を経験した国もあるとして、日本などの例を挙げている。Jennifer Lind (2008), *Sorry States Apologies in International Politics*, Ithaca: Cornell University Press, pp. vii-viii, 180-181.

²⁷ *The Asahi Shimbun Globe*, No.18 (2009年6月22日)。

だけでなく、右派でもリベラルでもない「中間地帯」、すなわち「ごく普通の保守層」の間でも反発が生じるので、繰り返さない方がよいという指摘である。もう一つは、東アジアの国際関係を悪化させるような言動はすべきではないという指摘だ。たとえば、①日本が、軍国主義を強く拒否していることを示す、②指導者は靖国神社参拝を控え、無宗教の記念館（千鳥ヶ淵共同墓地）で追悼する、③過去の侵略や虐殺を否定したり、黙認したりしない、などである。

リンダの指摘は少なくとも、謝罪がいかに難しく、複雑な反応を引き起こすかを言い当てている。彼女の主張についてはしばしば、前者に注目が集まるが、留意すべきは、彼女が後者についても強調している点である。リンダは著書の中で、謝罪が国内の反発を惹起する危険に目を向けながらも、同時に「過去の暴力の否定や賛美は不信を焚きつけ、和解を阻害する」とも述べている。それゆえ、彼女の主張のポイントは、「過去を偽ることと謝罪」とのバランスをどう取りながら和解を実現するかという点にある²⁸。

日本政府による謝罪の経緯を振り返ると、異論はあると思われるが、安倍首相を除けば、これまで日本政府は全体として、公式に謝罪を行ってきたといえよう²⁹。

²⁸ Lind, *Sorry States*, op. cit., pp. 180, 190.

²⁹ 小泉首相が出した戦後60年談話については、首相が在任中に、日韓両政府の強い批判と反発にもかかわらず、6回も靖国神社参拝を繰り返したことで、公式に謝罪を行ったと言えるのかという疑問が出されるかもしれない。しかし、小泉首相は、拉致問題の解決のために北朝鮮を訪問したさいの首脳会談でも日朝平壤宣言を発表し、「痛切な反省と心からのお詫びの気持ち」を表明している。これはこれで公式な謝罪として理解するのが妥当であって、この謝罪発言を靖国問題と結び付けて、その意味を過少評価することとは分けて考える必要があると思われる。このことは、首相の靖国神社参拝が日韓両政府と国民に強い反発と不快の念を惹起し、日韓、日中関係の悪化を招いたという意味で、政治家としての判断能力が問われることになったことを否定するものではない。

小泉首相の靖国神社参拝は、2001年8月14日の自民党総裁選討論会で、「首相に就任したら、8月15日の戦没慰霊祭の日にいかなる批判があろうと必ず靖国神社に参拝する」と発言したことに端を発する。まず、彼の発言は、国内有権者向けのものであったことを押さえておく必要がある。日韓、日中の歴史教科書問題が争点となっている中で靖国神社に参拝したことで批判を受けるのは、小泉首相にも当然予想されたことである。一方、小泉は村山談話を継承するという考えの下に、準備された談話の草稿を一人で直して、閣議決定をしている（服部龍二（2015）、『外交ドキュメント 歴史認識』岩波新書、181頁）。そして、2001年8月13日に靖国神社を参拝し終えた後、「戦没者に心からなる敬意と感謝の誠をささげ、…不戦の誓いを新たにした」、「A級戦犯とか、特定の個人にお参りしたわけではない」と記者団に語っている。また、2005年6月2日の衆議院予算委員会で、A級戦犯については、「戦争犯罪人であるという認識をしている」と答弁し、「A級戦犯のために参拝しているのではない、多くの戦没者に敬意と感謝の意を表したい、そういう気持ちから参拝している」と述べている。

小泉首相はまた、2001年10月15日に訪韓し、抗日運動家を収容していた刑務所後の西大門独立公園を日本の総理として初訪問し、日韓の記者団を前に、「日本の植民地支配で韓国の国民に対して、多大な損害と苦痛を与えたことに心から反省とおわびの気持ちをもって施設を見学した」と語った。金大中大統領は小泉首相との会談で、「西大門での発言を高く評価する」と述べた（『読売新聞』2001年10月10日）。こうした経緯を踏まえると、安倍ら「平和を願い真の国益を考え靖国参拝を支持する若手国家議員の会」を2005年7月に発足させた靖国参拝推進派と同列に扱うことはできない。

にもかかわらず、その後も靖国参拝を続行した小泉の真意の理解は簡単ではないが、現時点では、小泉を「ロゴスの首相」ではなく、「パトスの首相」と位置付けることによって、彼が「自らの信条に基づいて靖国参拝に固執した」（内山融（2007）、『小泉政権』中公新書、149頁）とする評価が妥当だと思われる。「ロゴスの首相」として行動したのであれば、彼の靖国参拝が対中、対韓関係を阻害することは自明であったからだ。しかし、小泉は、中国や韓国とは、「友好親善の実を挙げる方法がないか意見交換し、誤解があるなら解いていきたい。A級戦犯とか、特定の個人にお参りしたわけではない」と言い続けたのである。

植民地支配と侵略という用語を明記して謝罪と反省を初めて表明したのは、細川護熙総理である。1993年8月23日の国会での所信表明演説で、細川首相は次のように述べている。

「過去のわが国の侵略行為や植民地支配などが多くの人々に耐えがたい苦しみと悲しみをもたらしたことに改めて深い反省とお詫びの気持ちを申し述べる」。

さらに、1993年11月6日、金泳三大統領との首脳会談で、細川首相は、次のように述べた。

「我が国の植民地支配によって、朝鮮半島の方々が、母国語教育の機会を奪われたり、姓名を日本式に改名させられたり、従軍慰安婦、徴用などで、耐えがたい苦しみと悲しみを体験された事に加害者として、心より反省し、謝罪したい」。

また、1993年8月河野洋平官房長官は、「従軍慰安婦」問題で次のような談話を発表した。

「いわゆる従軍慰安婦問題については、政府は、一昨年12月より、調査を進めて来たが、今般その結果がまとまったので発表することとした。今次調査の結果、長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。慰安所は当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した」「本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて（中略）心からおわびと反省の気持ちを申し上げる」

さらに、日本政府は、戦後50年の節目にあたる1995年8月15日に村山富市首相談話を発表した。この談話において、日本は、「植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与え」たことを認め、村山首相は「痛切な反省の意」と「心からのお詫びの気持ち」を表明した。

2005年8月には、小泉純一郎首相が戦後60年談話を発表した。村山談話の文言をほぼ踏襲し、日本が「植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害と苦痛を与えた」ことを認め、（主語が明確ではないものの）「痛切な反省と心からのお詫びの気持ち」を表明した。

韓国の研究者の中にも、首相や官房長官談話を評価する声がある。韓国東北アジア歴史財団の南相九（ナム・サング）研究員は、2015年6月刊行の編著に収められた論文の中で、この村山談話について、「村山総理個人の歴史認識を反映したものというよりは日本政府の歴史認識の『総決算』であった」と評価している³⁰。

ナム・サング研究員はさらに、村山談話発表後就任した日本の総理はすべて村山談話の文言を引用するか、談話を継承すると表明してきたと述べたうえで、金大中大統領と小渕恵三総理が発表した日韓共同宣言（1998年）、小泉純一郎総理の訪朝のさいに発表された日朝平壤宣言（2002年）、それに同じく戦後60年の小泉総理談話に言及している。

日本国内でも、村山談話や小泉談話への評価が高いことも注目される。2015年4月の世論調査では、日本国民の74%が、戦後50年の「村山談話」と戦後60年の「小泉談話」は、

³⁰ 南相九（2015）、「歴史問題と日韓関係」木宮正史・李元徳編『日韓関係史 1965-2015』I（政治）、東京大学出版会、335頁。

「妥当だった」と考えている。「妥当ではなかった」は13%にとどまった。注目されるのは、「妥当」だと考えている日本人は、安倍内閣支持層や自民支持層でも7割を超えている点だ³¹。

そうはいつても、日本は謝罪していないと受け止められるところに、この問題の複雑さと難しさがある。2015年6月に実施された朝日新聞・東亜日報共同世論調査によると、韓国の場合は、「決着した」2%、「決着していない」95%、「十分に謝罪した」1%、「まだ不十分だ」96%となっている³²。

戦後責任の一つに戦後謝罪の問題があるが、謝罪の条件として、①謝罪の対象を明確にすること、②反省の気持ちを示すこと、③国家が公的な謝罪をすること、④誠実に補償すること、⑤相手側の気持ちを思いやることが考えられる³³。

しかし、政治的行為としての公式謝罪があったとしても、その他に、世代の交代の問題や、当事者ではない後世の世代による謝罪の問題、それに集団から集団への謝罪という厄介な問題が残る。世代が交代するたびに、謝罪を求められるという問題、そして若い世代は直接の当事者でないにもかかわらず、謝罪を求められることに対する心理的抵抗感もある。

集団から集団への謝罪の場合、誰が誰に謝罪するのが、問題となる。この場合、集団の代表者が交代すると、その集団の内外でその謝罪者の適任性が再度問題化する可能性が高い。初瀬によると、誰が誰に謝罪するかについては、以下のような理由で、当事者である二カ国の国内、および二カ国間相互に合意は成立しにくいという事情があるという。①集団のダイナミズムが働き非難の応酬に陥りがちである、②集団の記憶の問題があり、歴史的事実と記憶との間には常に一定の乖離がある、③集団心理に特有な極論が生まれる、

³¹ 『朝日新聞』2015年4月14日。

³² 韓国外務省の高官は2015年4月3日に、日本との歴史問題に関して、「加害者というものは（被害者に）100回でもわびるべきではないか。何回（謝罪を）しようとか関係がない」と発言したと報じている（『朝日新聞』2015年4月4日）。この発言は韓国政府の公式発言ではないが、韓国外務省の高官の発言であることから、かりにこのような見解が同省内に広まることになれば、それは歴史和解を困難にする。この外務省高官の発言からは、日本政府がこれまで繰り返し首相談話の形で「お詫び」と「反省」を繰り返してきたことへの配慮が感じられない。また、元「従軍慰安婦」問題に取り組んだ「アジア女性基金」は、償い金は国民からの拠金から支出する、ただし募金活動や被害者への償い金の手渡しなどにかかる費用（基金事務局の人件費・運営費・広告費など）はすべて政府予算からまかなうという方針のもとに活動を行った。その意味で、日本政府が法的責任を認めたものではなかったとはいえ、償い金は国民全体のお詫びと反省の意味が込められたものであった。くわえて、アジア女性基金は、被害者個人に日本政府が正式のお詫びを示すという方針を採用し、実際、首相から被害者にお詫びの手紙が手渡された。首相は手紙の中で次のように述べている。「私は、日本国内閣総理大臣として改めて、いわゆる従軍慰安婦として数多くの苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げます」。そして、末尾には、「日本国内閣総理大臣」という肩書が明記され、総理自身が署名している。こうした内容、形式からして、この手紙は、国家を代表する内閣総理大臣のお詫びの手紙と解することができる（前掲、大沼『「慰安婦」問題とは何だったのか』、13、182頁）。しかも、1996年から2001年までのあいだに首相は橋本龍太郎、小渕恵三、森喜朗、小泉純一郎と交代したが、この間、被害者には各首相から手紙が渡された。しかし、こうした活動が、元「慰安婦」を支援する韓国の民間団体から評価されなかっただけでなく、日本国内の一部民間支援団体からも批判が出たことは、この問題の複雑さと難しさを物語っている。

³³ 初瀬龍平（2011）、「戦争責任論から戦後秩序論へー東京裁判論の視点転換へ」前掲、菅英輝編著『東アジアの歴史摩擦と和解可能性』、66頁。

④道義の面では個人より低下する集団の一般的傾向（ラインホルト・ニーバーのいう「道徳的人間と非道徳的社会」）が認められる³⁴。たとえば、個人では人を殺してはいけないという道德律を守るのに、集団になると、集団心理が働いて、通常では考えられない残虐なことを平気でやってしまうようなことが起る。歴史上の事例としては、ナチ・ドイツでのユダヤ人虐殺がその例である³⁵。

歴史問題の複雑さ、難しさを考えれば、日韓関係の改善にとって必要なことは、両国関係において占める歴史問題の比重をできるだけ相対化することであろう。

V 日韓関係における歴史認識問題の相対化

—「加害－被害」の二重性と比較の視点の重要性

しかし、政治家の中には、市民社会内の意見の相違を、国民対国民の図式に置き替えて政治利用する者が出てくる。その結果、国民は排他的なナショナリズムの感情にとらわれやすくなる。それゆえ、ナショナリズムに絡め取られないようにするためには、どうしたらよいかを考える必要がある。

一つのアプローチとして、「加害－被害」の二重性の視点や、比較の視点が有益なのではないか。

「加害－被害」の二重性とは、「加害－被害」の関係の複雑さである。戦争のような極限状況に置かれると、人間はだれでも、加害者にも、被害者にもなりうるということについて考えてみることも必要だろう。

戦後日本での戦争の歴史の語り方は、1970年代前後に大きな変化があった。それまでは日本が戦争で受けた被害が強調されていた。だが、ベトナム戦争に対する反戦運動が高まる中、日本社会では、在日米軍基地がベトナム戦争に利用されていたことから、アジアへの加害が認識されるようになった。たとえば、広島・長崎の原爆被害者は、日本軍国主義の被害者であると同時に、アジアの戦争に加担した加害者であることに気づくようになった。一人の人間が加害者にもなりうるし、被害者にもなりうる。こういう歴史認識が日本社会で生まれた³⁶。

アメリカのベトナム戦争を例にとると、ベトナムに派遣された米兵は、ベトナム民衆に対する加害者となった。戦争中、米兵による民間人虐殺が各地で発生した。たとえば、カリ－中尉率いる部隊は、1968年にソンミ村で、「ソンミ虐殺事件」を起こし、村人504名を殺害したことは良く知られている。だが一方で、ベトナム帰還兵は帰国後、アメリカ社会

³⁴ 同上、66-67頁。

³⁵ 木畑洋一（2014）、『20世紀の歴史』岩波新書は、19世紀後半から20世紀初めの帝国主義の時代に作り上げられた世界の仕組み（帝国世界）の下で、多くの戦争が発生し、多数の死傷者を生み出しただけでなく、多くの民間人が虐殺された事例を紹介している。

³⁶ 小熊英二（2007）、「歴史と向き合う」『朝日新聞』2月27日。

の冷たい視線にさらされ続け、家庭内暴力や PTSD に苦しみ、多くの自殺者を出した。その意味で、彼らは戦争の被害者でもある³⁷。

同様な悲劇は、ベトナム戦争に派遣された韓国軍兵士の身の上にも降りかかった。ハンギョレ新聞社の週刊誌『ハンギョレ21』（1999年5月6日）の報道や『ニュース・ウィーク』誌日本語版（2000年4月12日）の記事によって注目されるようになったが、韓国軍兵士もまた、戦争という極限状況の下で、ベトナムの民衆を虐殺する事件を引き起こしている³⁸。朴正熙政権は、在韓米軍を韓国に引きとめておくために、そしてアメリカの軍事・経済援助と引き換えに、韓国軍のベトナム派兵を決断した。そのような脈絡で考えると、彼らもまた、加害者であると同時に、国策の犠牲者といえなくもない。

だが、ベトナムへの加害の事実を認めるが、自らも冷戦構造の犠牲者だったという認識にとどまるのは、金栄鎬のいう「相殺論」の立場である。加害者と被害者の間で真の和解に近づくには、金が指摘するもう一つの立場、すなわち「資格論」が必要だと思われる³⁹。

しかし『ハンギョレ21』の衝撃的な連載報道は、激しい論争を引き起こした。一方では、この報道を契機に、14の NGO が参加する「ベトナム戦争真実委員会」が設立され、これらの団体は、韓国軍が参戦したベトナム戦争中の真相究明、ベトナムへの謝罪、和解への道を模索することを目的とした。こうした運動の結果、2001年8月23日にベトナムを訪問した金大中大統領は、ベトナムのチャン・ドック・ルオン国家主席との首脳会談で、韓国軍のベトナム参戦に言及し、「私たちは不幸な戦争に参加し、本意ではなくベトナム国民に苦痛を与えたことに対し、申し訳なく思い、なぐさめの言葉を申し上げます」と謝罪した。しかし、この「申し訳ない」発言を「謝罪」と呼べるかどうかは議論の余地があるだろう⁴⁰。

他方で、『ハンギョレ21』報道後、保守勢力や一部参戦軍人会からは、非常に強い反発が沸き起こった。彼らは、韓国社会がベトナム戦争参戦を記念し、顕彰する運動を展開した。

³⁷ ベトナム戦争における米兵のベトナム民間人虐殺事件については、以下を参照されたい。Nick Turse (2013), *Kill Anything that Moves: The Real American War in Vietnam*, N.Y.: Metropolitan Books; Michael Bilton and Kevin Sim (1992), *Four Hours in My Lai*, N.Y.: Penguin Books; Deborah Nelson (2008), *The War behind Me Inside the Army's Secret Archive of Investigations*, N.Y.: Basic Books; David L. Anderson (1998), *Facing My Lai Moving Beyond the Massacre*, Lawrence, Kansas: University of Kansas. 日本語文献としては、以下がある。藤本博 (2014), 『ヴェトナム戦争研究—「アメリカの戦争」の実相と戦争の克服』法律文化社。白井洋子 (2006), 『ヴェトナム戦争のアメリカ』刀水書房。

³⁸ 「私の村は地獄になった—ベトナム戦争、もう一つの戦争犯罪（韓国軍による虐殺）<http://asyura2.com/0411/war61/msg/748.html> (2015/8/16アクセス)。「99年5月256号ハンギョレ21」<http://www.altasia.or/hangyore/hangyore99255.htm> (2015/8/16アクセス)。また、韓国の NGO 活動家の現地調査と活動記録に関しては、以下を参照されたい。金賢娥 (2009), 『戦争の記憶—記憶の戦争—韓国人のベトナム戦争』三元社。

³⁹ 金栄鎬は韓国におけるベトナム戦争の記憶を、「資格論」、「聖戦論」、「相殺論」に分類している。「資格論」は、日本の「慰安婦問題」やアメリカの朝鮮戦争での韓国人虐殺（老斤里問題）を告発するのであれば、ベトナムでの韓国の加害責任を果たさなければならないとする立場である。「聖戦論」は、派兵の正当性、不可避性を主張し、加害の事実を否定するか、副次的とみなし、謝罪を拒否する立場である。「相殺論」は、韓国の加害事実は認めるが、それを副次的なものとし、韓国も冷戦構造の犠牲者だったとの立場である。金栄鎬 (2005), 「韓国のベトナム戦争の『記憶』—加害の忘却・想起の変容とナショナリズム」『広島国際研究』11、18-19頁。

金榮鎬のいう「聖戦論」の立場の人たちであり、具体的には、ベトナム戦争当時の政府人士、元参戦兵士の中の高級軍人、一部参戦兵士団体、在郷軍人会、保守的言論人などである⁴¹。韓国軍のベトナム派兵を決定した朴正熙元大統領の娘で現在韓国の大統領の地位にある朴槿恵ハンナラ党議員（当時）は、「これは6・25の時（朝鮮戦争のこと）に、大韓民国の自由民主主義を守るために闘った16カ国首脳がキム・ジョンイル委員長に、『不幸な戦争に参加して北朝鮮国民に苦痛を抱かせたことに対して謝罪する』と言ったかのような、とんでもないことである」と発言した⁴²。

韓国社会において、ベトナム戦争で韓国軍部隊が行った虐殺や加害行為に対する謝罪や反省をめぐる論争は続いているが、政府レベルでは、十分な反省、謝罪、補償が行われているとはいえない。補償については、ベトナム政府自身が、被害者に対する補償を正式に求めていないということが大きい。しかし、謝罪や反省については、韓国政府レベルでは、「過去の不幸な出来事」、「冷戦構造の中で起きたこと」という受け止め方が支配的である。1995年4月11日から17日にかけて韓国を訪問したベトナム共産党のド・ムオイ書記長を迎えて、民主化運動のシンボリック的存在であった金泳三大統領でさえも「冷戦の渦中でわれわれ二国間には困難だった時期もあったが、われわれはいまや未来に向かって友好と協力の手を握った友邦となりました」と述べ、謝罪の言葉を口にしなかった。また、同年5月10日に金淑喜文相が国防大学で演説を行ったさいに、ベトナム戦争を「名分なき戦争」「傭兵戦争」だったと述べたことで、金泳三大統領は文相を2日後に解任した⁴³。金大中大統領にしても、1998年12月にベトナムを訪問したさいには、チャン・ドク・ルオン大統領に対して「過去の一時期、不幸な時期があったことを遺憾に思う」と述べるにとどまった。2001年の「申し訳ない」発言は3年前の「遺憾」発言より踏み込んだものだが、それもまた、韓国民社会内の謝罪運動の盛り上がりに影響されたものである⁴⁴。2009年10月李明博政権は「国家有功者礼遇及び支援に関する法律」を改正したが、この改正案では、ベトナム戦争参戦者の国家発展への寄与を考慮して、彼らへ「国家有功者」の名称を付与することになっていた。その条文に「世界平和維持に貢献したベトナム戦争有功者」という表現が使われていたことから、ベトナム政府から強い抗議を受けることとなった。李明博大統領が同月末にベトナム訪問を控えていたことから、柳明桓外相が急遽ベトナムに向かい、改正案では「ベトナム戦争」の文言を削除し、「世界平和に貢献した参戦有功者」という表現に代えることで、事態の収束を図った⁴⁵。

⁴⁰ 伊藤正子（2013）、『戦争記憶の政治学』平凡社、177、191-192頁。同「韓国軍によるベトナム人戦時虐殺問題—戦争の記憶と和解」（2015年4月15日）<http://syndodos.jp/international/13764> <http://syndodos.jp/international/13764/2>（2015/8/16アクセス）。金榮鎬論文は、金大中の「申し訳ない」発言を「謝罪」と呼べるかどうか疑問の余地があるとしている。同上、15頁。

⁴¹ 金榮鎬論文、18頁。

⁴² 前掲、伊藤『戦争記憶の政治学』178、181頁。

⁴³ 金榮鎬論文、11-12頁。

⁴⁴ 同上、15頁。

⁴⁵ 風間千秋（2010）、「韓国のベトナム戦争参戦に対する認識の変化」『韓国研究センター年報』第10号、51頁。

現実の社会や歴史は極めて複雑で、しかも多くの逆説をはらむものであり、国民レベルで見た場合、どちらかが100%被害者で100%加害者であるということはめったにない。まさに「被害者だからこそ加害者になる」というのが現実ではないだろうか。その場合、加害者側にとって大事なのは、「他者」理解であり、被害者の立場に立って、彼らが体験した苦しみや悲惨さを追体験し、それを忘れないことが重要である。言い換えると、被害者の基本的人権が蹂躪されたという観点から、一人の人間として、被害者に寄り添う姿勢が求められる。

この点に関しては、韓国人の元日本軍「従軍慰安婦」と支援団体代表が2014年3月7日にソウルで記者会見し、ベトナム戦争に参戦した韓国軍による「ベトナム人女性に対する性暴力や民間人虐殺」について、「韓国政府が真相を究明し、公式謝罪と法的責任をとるように」と訴えたことが注目される。支援団体関係者が同年2月にベトナムを訪れ、ベトナム戦争時に韓国軍から性暴力を受けた女性、その子どもらと面会し、女性たちが「社会で蔑視され、苦しい生活を余儀なくされている」と訴えたことが記者会見での訴えの背景にある。元「慰安婦」の金福童（キム・ボクトン）さんは、「同胞が犯したことは韓国政府が解決すべきだし、知らないふりはできない」と語った。また、支援団体のユン・ミヒャン代表は「私たちが望むのは慰安婦の悲劇が繰り返されないことだ。日本政府に求めるだけでなく、我々自ら平和をつくりたい」と発言している⁴⁶。二人の発言は、「他者理解」を示す事例として注目に値する。

それゆえ、歴史問題を相対化するためには、比較の視点やトランスナショナルな視点も重要であろう。自国の歴史を振り返ると、それぞれの国は、加害と被害の歴史を抱え込んできたことが分かる。人類史的視点に立てば、自分の国の歴史は問題ないという結論にはならないという認識に辿りつくことができるのではないだろうか。すなわち、善悪二元論的な観点から歴史認識問題にアプローチするのではなく、歴史は複雑であり、どの国も、多かれ少なかれ、加害と被害の問題を抱えていることを認識するのも大切である。そういう視点に立つことができれば、歴史認識問題を相対化することができるかもしれない⁴⁷。

この点に関連して、中国政府が戦争責任の問題について、「二分論」をとっていることは注目される。二分論とは、戦争責任をめぐり、一部の軍国主義者と一般兵士や国民を区別する考えで、1950年代に確立したとされる共産党政権の対日外交原則である。

中国の二分論の考えは、二つの点で注目される。

第一は、二分論は政府と国民を区別し、政府レベルの歴史認識に対しては厳しく対応するが、民衆や兵士一般もまた被害者だとして、両者を切り離して対応する。

第二は、近年の中国政府関係者や中国の学者の微妙な考えの変化から見えてくるのは、加害者側の反省と謝罪を伴わなければ、二分論はその論拠を失い、やがて機能しなくなる

⁴⁶ 『朝日新聞』2014年3月9日。

⁴⁷ この点に関しては、以下の拙論を参照されたい。菅英輝（2006）、「戦争と記憶—トランスナショナル・ヒストリーの可能性」『東アジア研究』第8号、4-20頁。

という点だ。

日本では近年、首相の靖国神社参拝問題で「賛成」が56%と、「反対」26%を上回っている⁴⁸。中国政府は、国家のために命をささげた一般兵士の霊を慰めるのは良いが、A級戦犯が祭祀されている靖国神社に首相や閣僚が参拝することに反対だとの立場だ。にもかかわらず、A級戦犯が合祀されている靖国に毎年参拝する政治家が後を絶たない。こうした現状は、中国で二分論を支持している人たちの心情を無視するものであり、二分論が依拠する前提を崩すことにつながる。

そうした状況において、中国では近年、二分論を見直すべきだという意見が出てきている。それは、日本人の加害者意識が薄れてきているとの懸念を反映している。それゆえ、二分論が中国国内で維持されるためには、日本人が過去の戦争を深く反省し、必要な償いをするのが前提であることを認識しておくことが不可欠であろう。

VI 戦後責任論から地域秩序論へ—東アジア地域秩序形成の文脈で考える

そこで、最後に、歴史認識をめぐる摩擦や葛藤を緩和し、管理する方法の一つとして、戦後責任の問題を東アジア秩序形成の文脈に位置づけることの意義について考えてみたい。

初瀬龍平は東京裁判論を考察した論文の中で、戦争責任論には、「過去への責任」と「未来への責任」があるとしたうえで、戦争責任論から戦後秩序論に視点を移して考える必要があると述べている⁴⁹。この指摘は、歴史認識問題が日韓関係に占める比重を相対化するうえでも有益である。歴史認識問題は、「過去への責任」を踏まえて未来志向で考えていくことが必要だが、「未来への責任」とは、とりまなおさず、東アジアでどのような地域秩序をつくっていくのかという問題に帰結すると考えられるからだ。

2010年8月のNHK・KBS共同世論調査によると、日韓関係を前進させるために何が必要か、2つ挙げよという問いに対して、日韓両国の国民の回答は極めて対照的である。

日本：政治対話37%、経済交流28%、文化交流28%、歴史認識めぐる問題の解消27%。

韓国：竹島（独島）をめぐる問題の解消62%、歴史認識をめぐる問題の解消34%、戦後補償に関わる問題の解決26%、政治的対話22%⁵⁰。

日本の場合、政治対話、経済交流、文化交流、歴史認識をめぐる問題の解消がそれぞれ3割前後で均等に分かれているのに対して、韓国の場合は、圧倒的に歴史問題に関心が集中しており、歴史問題の解決なしでは、両国間の関係が困難だとの認識を示している。

以上の世論調査から明らかなことは、日韓関係を前進させるためには、両国間に横たわる歴史問題を相対化することが必要だということだろう。

⁴⁸ 戦後70年朝日新聞世論調査、『朝日新聞』2015年4月14日。

⁴⁹ 初瀬、前掲、「戦争責任論から戦後秩序論へ」、57頁。

⁵⁰ 河野啓・原美和子（2010）、「日韓をめぐる現在・過去・未来～日韓市民意識調査から～」『放送研究と調査』第60巻第11号、22頁。

安倍首相は、そうした微妙な時期に、「戦後70年談話」を発表した⁵¹。2015年8月14日夕刻に発表された安倍首相の談話は、世界からも高い関心を集めた。この談話が、日韓両国間の歴史認識問題の相対化につながったかということ、それは疑問である。戦後50年の村山談話、60年の小泉談話に盛り込まれた「侵略」「植民地支配」「痛切な反省」「心からのおわび」といったキーワードが入るか否かが注目された。この点に関しては、これらの文言が使われたものの、全体として、トーン・ダウンした内容であった。

第一に、4つのキーワードのいずれに関しても主語があいまいであり、安倍首相がどう考えているかを意図的に回避する内容であった。メディアの質問に答える形で、村山談話を安倍内閣としても引き継ぐと述べたものの、「侵略」という言葉については、どのような行為が侵略にあたるかの判断は専門家に委ねる、と持論を展開したし、「侵略」の主語も明確ではない。それゆえ、「お詫び」と「反省」についても、安倍首相自身が本当に「お詫び」と「反省」の気持ちをもっているかどうかあいまいである。

第二に、今回の「70年談話」では、安倍首相の歴史観に注目が集まった。首相自身が「歴史修正主義者」とみなされていることから、彼の歴史認識に対する世界の疑念や不信を払拭するまたとない機会だった。にもかかわらず、「70年談話」は、「我が国は先の大戦における行いについて、痛切な反省と心からのおわびの気持ちを表明してきた」、と村山・小泉両談話にある表現を引用する形をとり、遠回しな気持ちの表明にとどまった。その結果、「70年談話」は、インパクトの弱いものになっただけでなく、安倍首相の「歴史修正主義」を払拭する機会を逸することになった。

第三に、「70年談話」は、あの戦争には何ら関わりのない未来の子どもたちに謝罪を続ける宿命を背負わせてはならないと述べているが、この文言は、謝罪やお詫びに関しては、これで一応の区切りをつけたいという意味合いが含まれており、被害者にとっては不満の残る表現となっている。歴史和解というのは、加害者側が一方的にそうしたいと望んでも、未来の世代が、歴史をきちんと学び、反省すべきは反省し、戦争の当事者でなくても、被害者の苦しみを追体験して、二度とそのような惨禍が起きないようにするために努力を続けることがなければ、被害者側は納得しないからだ。

第四に、安倍首相が記者会見で、「より多くの皆さんにご賛同いただけるもの」にしたいと考えたと述べたように、「70年談話」は、自らが繰り返し行ってきた歴史修正主義的発言を抑制する内容となっている。かといって、安倍首相自身が明確な謝罪やお詫びを表明したわけでもない。その結果、「70年談話」は、「村山談話が引き継がれたとは思わない」と受け止められただけでなく、「焦点がぼけて、さっぱり何を言いたかったのか分からない」

⁵¹ 「70年談話」は、歴史認識において、他にもいろいろと問題点を含んでいる。

「日露戦争は、植民地支配のもとにあった、多くのアジアやアフリカの人々を勇気づけました」という文言については、そういう面があったとしても、日露戦争の原因は朝鮮半島をめぐる勢力圏争いであり、その帰結として、1905年の日露戦争の勝利によって、日本は、韓国を保護国とした。また、中国の遼東半島に関東州租借地を獲得した。こういう重要な歴史的事実は都合よく捨象されている。同様に、この談話では、1945年8月15日が植民地帝国日本の消滅の日であったという事実についても、全く考慮の外におかれている。

(村山元首相)という批判を招く内容になった。歴代の総理談話の継承を求めた74人の国際政治学者や歴史家による共同声明（7月発表）の発起人代表を務めた三谷太一郎・東京大学名誉教授は、「毒にも薬にもならない」とコメントしている。

安倍談話は全体として、中国よりも韓国に対して厳しい内容になっているため、朴槿恵大統領は8月15日、解放70年を祝う「光復節」の記念式典で、「歴代内閣の立場が今後も揺るぎないことを国際社会に明確にした点に注目する」と述べたものの、他方で、「私たちとしては残念な部分が少なくないのは事実」、と不満を表明することになった。留意すべきは、「歴代内閣の歴史認識を継承するという公言を一貫した誠意ある行動で示し、信頼を得なければならない」と訴えている点だ。今後は、安倍首相が行動で「70年談話」の意味するところを明らかにし、裏打ちしていくことが求められる。

以上述べてきたことから明らかなように、安倍首相の戦後70年談話は、歴史認識の克服を目指し、その延長線上で東アジアのヴィジョンを語るという内容のものではなかった。

一方で、安倍政権の外交・安保政策は、東アジアにおける地域秩序形成に緊張をもたらしている。安倍内閣は「戦後レジームからの脱却」を掲げ、2014年7月1日の閣議で、これまでの憲法解釈を変更し集団的自衛権の行使を認める決定を行い、さらに2015年9月19日に安保法制関連法案を成立させた。これら一連の措置は、日米同盟の強化によって、東アジアの安全保障環境、なかでも中国のパワーの台頭に対処することを目的とするものであり、中国の反発を招いただけでなく、韓国にも警戒心を呼び起こした。

日米安保がアジア諸国に受け入れられることと、歴史認識問題とは密接な関係にある。アジア諸国の人々のあいだでは、憲法9条の存在は、過去の戦争や植民地支配に対する日本人の反省の意思表示であり、日本による将来の侵略防止の歯止めだとみなされてきた。それゆえ、日本が過去の戦争や植民地支配を反省していないという感情がアジア諸国民のあいだに残っている限り、解釈改憲によって集団的自衛権の行使を可能とする安倍政権の日米同盟強化政策は、東アジアにおける協調的秩序の形成に葛藤を持ち込むものである⁵²。

周知のように、アメリカ側からみれば、日米安保条約には、「二重の封じ込め」の意図が込められていた。日米安保というコインの表が、対ソ「封じ込め」であったとすれば、その裏は日本の軍国大国化の「封じ込め」であった。そして、後者の目的は、アジア諸国の日本軍国主義復活への懸念を緩和する安心供与政策であった⁵³。アメリカとアジア諸国は現在でも、日本の軍事大国化の阻止機能を日米安保に求めている。国家安全保障政策は、相手国の意図と能力の評価に左右されるとすれば、相手国への安心供与なしで進められる同盟強化は安全保障のディレンマを惹起し、かえって安全保障環境を悪化させる。

政治学者丸山真男が1952年の論考「『現実主義』の陥穽」の中で指摘したように、現実

⁵² この点に関しては、以下の拙論を参照されたい。菅英輝（2005）、「アジア太平洋戦争と日米安保体制」杉田米行編『アジア太平洋戦争の意義』三和書籍、197-200頁。

⁵³ 同上、199頁。

実の中から自分の都合のよい部分を切り取ってそれを「現実」だと称する「現実主義者」を批判している⁵⁴。安倍首相らが問題にする「安全保障環境の変化」の原因の相当部分は、首相の靖国参拝や「従軍慰安婦」問題など歴史修正主義、尖閣諸島の国有化、過剰なナショナリズムと「戦後レジームからの脱却」の言動に負うところがある。安倍首相らは、自己に都合のいい「現実」だけを取り出し、中国や北朝鮮の脅威を引き合いに出すことで、「安全保障環境の悪化」を理由に集団的自衛権の行使容認の閣議決定を行った。こうした安倍政権の安保政策は東アジアの安保環境に安全保障のディレンマを持ち込むものである。

それゆえ、東アジアの安全保障秩序を構想するにあつては、いかにして安全保障のディレンマを回避するかという観点から接近する必要がある。そのことは、軍事的国家安全保障から人間中心の安全保障、共通の安全保障に軸足を移した安全保障政策を考えることを意味する⁵⁵。

冷戦期は、米ソという超大国に代表されるような主権国家間の軍事力中心の安全保障が支配的であった。しかし、米ソ間の核軍拡競争は安全保障のディレンマといわれる状況を惹起し、かえって国家の安全の脆弱性を高めるという逆説を生み出した。マンハッタン計画以来軍事技術開発の中心的機関であるカリフォルニア州ローレンス・リバモア研究所の初代所長を務めたハーバート・ヨークは、1963年、米国上院外交委員会で、「軍事力の着実な増大と安全保障の着実な低下というディレンマ」には技術的解決はないと証言した⁵⁶。軍事技術の開発によって兵器の性能や破壊力の向上にいくら資源を投入しても、そこから安全保障を高める方法は見出すことができないというヨークの警告は、今日の東アジアの安全保障を考えるにあたってもその意義を失っていない。

ヨークが警告する安全保障のディレンマを回避する形の安全保障構想の中核をなすのは、一つは人間の安全保障と内発的安全保障の考えである⁵⁷。もう一つは、共通の安全保障や協調的安全保障の考え方である。ここでは、紙幅の関係から、共通の安全保障についてのみ言及しておきたい。

共通の安全保障はスウェーデンのオロフ・パルメを委員長とする「軍備および安全保障問題に関する独立委員会」報告書（1982年）の中で提起された概念である。「国家はもはや相手を犠牲にして安全を追求することはできない」との指摘にみられるように、この概念は、利害や価値観の相違を超えて、お互いの安全保障を共通の課題として追求していくと

⁵⁴ 丸山真男（1964）、『「現実」主義の陥穽』増補版 現代政治の思想と行動 未来社、172-177頁。

⁵⁵ 詳細は以下の拙論を参照されたい。菅英輝（1998）、「ポスト冷戦の安全保障—国家中心から人間中心の安全保障へ」高田和夫編『国際関係論とは何か—多様化する「場」と「主体」』法律文化社、46-70頁。拙論では、冷戦下の軍事的国家安全保障、冷戦後の安全保障概念の多様化に伴う多様な脅威に対処するための安全保障概念（人間の安全保障、内発的安全保障、集団的安全保障、共通の安全保障）について論じている。近年、同様な問題関心のもとで以下の編著が組まれている。遠藤誠治・遠藤乾責任編集（2015）、『安全保障とは何か』岩波書店。

⁵⁶ Herbert York（1979）, *Race to Oblivion*, N.Y.: Simon & Schuster, pp. 21-22. ヨークはまた、レーガン政権の戦略防衛構想（SDI）を批判するなかでも同様の視点を提示している。Herbert York（1985）, “Nuclear Deterrence and the Military Use of Space,” *Daedalus*, Vol. 1, pp. 17-31.

⁵⁷ この点に関しては、拙論「ポスト冷戦の安全保障」（64-65、68-69頁）に譲りたい。

いう考えに立っている。第一に、核時代にあっては、自らの安全のみを追求するというやり方は相互破滅、全世界の破滅をもたらすだけだとして、核時代にあっては、ナショナルな枠組みでの安全の追求に限界のあることを明確に認識することから出発した。第二に、この概念は共通の敵を想定しない。第三に、方法としては、軍縮交渉、信頼醸成、透明性の増大、非核地帯構想、核拡散防止、非挑発的防衛、経済安全保障、人の交流などを重視する。第四に、紛争の予防、平和維持、紛争の平和的解決を図り、武力衝突となった場合でも、あらかじめその被害を最小限にとどめるための枠組みを作ろうとする。また、軍事的次元よりも外交、政治などに重点を置く。第五に、共通の安全保障は強制措置を組み込んでいないという点で、国連の集団安全保障とは異なるが、国連の集団安全保障システムの強化をバルメ委員会報告が重視していることから明らかなように、両者は相互補完関係にあると考えられる⁵⁸。

共通の安全保障は、自国の安全保障と他国の安全保障が両立するようなやり方で安全を追求するという意味で安全保障のディレンマを回避することを可能にする。また、多国間の枠組みの下で、非軍事的次元を重視しながら、信頼醸成、交流、対話の積み重ねによって紛争解決を未然に予防するという安全保障観は、歴史認識の問題が絡み相互不信感がいまだに根強く残る東アジアの安全保障環境に適合的である。

歴史認識問題を別とすれば、日韓両国の関係はむしろ、利害を共有できる点が多いと見るべきだろう。両国とも安全保障面では、アメリカにある程度依存せざるをえないという共通の立場にある。それゆえ、日米韓の安全保障協力から得られる利益は大きいと言える。

アメリカ政府もまた、歴史摩擦問題が、日米韓の关系到悪影響を及ぼすことを懸念している。これまで、アメリカは、歴史認識をめぐる両国間の葛藤に介入するのを避けてきた。火中のクリを拾うことは、アメリカにとって得策でないとの判断が働いていたからだ。

しかし、オバマ政権は、習近平政権の下での中国の海洋進出に警戒感を強めており、南シナ海のいくつかの島嶼の埋め立て工事や基地建設を中止させる有効な手だてが見出せない中、韓米同盟と日米同盟の強化が重要だと考えている。それゆえ、オバマ政権首脳は次第に、日韓両国の関係改善のために仲介役を担う必要があると考えるようになった。

また、両国は経済分野で、中国やASEAN諸国との相互依存関係を深化させていくことから大きな利益を得ることができる関係にある。その他、高齢化社会への対応、環境問題や自然災害への取り組み、マーズなどのような感染症対策など、両国が知恵を出し合って協力していかなければならない共通の課題も多い。両国は、こうした共通の課題に未来志向で取り組むことにより、「歴史」や「領土」問題の比重を相対化していくことが求められる。

以上の点を踏まえるならば、「過去への責任」を念頭に、日韓両国が協力し、東アジアの秩序形成において内発的なイニシアティブを発揮することこそが、未来への責任である。「未来への責任」とは、東アジアでどのような地域秩序をつくっていくのかという問題に帰

⁵⁸ Independent Commission on Disarmament and Security Issues (1982), *Common Security: A Program for Disarmament*, Pan Books (森治樹監訳 (1982)、『共通の安全保障—核軍縮への道標』日本放送出版協会)。

着する。秩序は、ルールと規範を基礎として形成されるものであるとするならば、どのようなルールや規範が公平で正義にかなった秩序であるのかについて、お互いに知恵を出し合っていく必要がある。

ここでは、日韓双方の市民社会レベルで、「歴史和解」勢力同士が人的交流を深める中、トランスナショナルな「公共空間」の構築を目指すことが求められる。留意すべきは、「公共性」(public)の意味は、国際社会においては、「公式」性から「共通性」へと意味合いが変化する点だ。「公共性」(public)には、①「国家に関する公的なもの」(official)、②「すべての人々に関係するもの」(common)、③「誰に対しても開かれているという意味」(open)という三つの異なる意味がある⁵⁹。トランスナショナルな視点で見ると、「公共性」の意味合いは、①から②、③へと変換することが分かる。すなわち、ナショナルな文脈における「公」は、国際社会の文脈ではからなずしも「公共性」を持つとは限らない。

世宗大学の朴裕河は『和解のために』という著書の中で、韓国の教科書も「公」の教育を強調していると指摘したうえで、日本の「新しい歴史教科書をつくる会」(以下「つくる会」)の歴史教科書の問題点として、「国家の外でも通用する『公』」について考えてみるべきだと指摘したうえで、「つくる会」のいう「公共性」とは、『日本』という『自己』を優先させようとする、国家利己主義にほかならない」と喝破している⁶⁰。換言するならば、国内社会で「公共心」と言っている者の中には、国際社会の文脈に置き換えたとき、ナショナルなものに見なされるものがあるということだ。

では、国際社会で通用する「公共性」、すなわち「すべての人々に関係するもの」、「共有されるもの」(common)、そして「誰に対しても開かれるもの」(open)という意味合いを持つ規範や理念とはいかなるものであろうか。それは、人権、BHN(ベーシック・ヒューマン・ニーズ)の権利、文化的多様性の承認、寛容、環境重視、法の尊重、民主主義、自由と平等(殺す自由は含まれない)、非暴力などである⁶¹。トランスナショナルな次元に形成される公共空間の基盤をなすのは、上述のような規範や理念であると考えられる。

たとえば、人権は、人間の尊厳の維持にとって不可欠なものであり、すべての人々に開かれ、共有される価値である。人権概念は、個人や集団の利益を社会全体の利益や公正と関連付ける規範的枠組みを提供する。「従軍慰安婦」問題もまた、基本的には、人権の問題として位置づけられるべきものであろう。その意味で、人権はトランスナショナルな空間に公共性を付与するための不可欠な概念なのである。

また、このトランスナショナルな公共空間に登場する主体は国家ではなく、基本的に非国家的アクターが想定される。具体的には、女性、子ども、マイノリティ、労働者、市民、

⁵⁹ 齋藤純一(2000)、『公共性』岩波書店、viii-xi頁。

⁶⁰ 朴裕河(2006)、『和解のために』平凡社、51頁。

⁶¹ トランスナショナルな「公共空間」の構築に関する議論の詳細は、以下の拙論で展開したことがある。「冷戦後東アジア国際関係の構造変動と歴史和解 パワー、ナショナリズム、市民社会、歴史摩擦の交錯」前掲、菅編著『東アジアの歴史摩擦と和解可能性』、24-31頁。

弱者などが考えられる。彼らは現実には、民主化運動に取り組む団体や、人権擁護団体であったり、女性、子ども、マイノリティの権利拡大運動を推進するNGO、平和運動の市民グループ、環境保護団体など、集団で行動する人たちである。これらの行為主体は、東アジア社会で公共性の基礎となる規範や理念を共有することが求められる。

さらにいうならば、上述のような規範やルールを構築していく過程で基礎となるのは、日韓相互の信頼関係のありようである。その意味で、これまで累積されてきた日韓関係の不信の構造をときほぐし、信頼醸成措置が強化される必要がある。言い換えると、上記の公共性を基礎とするトランスナショナルな空間の形成には、信頼関係の構築が不可欠だということを認識しておくこともまた、肝要である。

結びに代えて

すでに言及したように、日韓両政府は2015年12月28日、ソウルで外相会談を開き、「慰安婦」問題を決着させることで合意した。このことは、合意が着実に履行されれば、両国間の関係改善にとっての大きな障害が除去されることを意味する。

しかし、12.28合意が日韓双方の国民に受け入れられるかどうかについては、いくつかの懸念材料を残しており、今後の展開の行方については、予断を許さない。

第一に、「道義的責任」と「法的責任」をめぐる日韓双方の隔たりが大きく、妥協点として、「日本政府は責任を痛感している」との表現になったことだ。日本側は1995年に設立された「アジア女性基金」が元「慰安婦」の方々に送った首相のお詫びの手紙で、「道義的な責任を痛感」という表現にとどめ、法的責任は認めてこなかった。これに対して、韓国側は「法的責任」を日本側に認めさせることに最後まで拘った。その結果、国内世論向けには、双方にとって都合のよい説明をすることが可能となったものの、火種は残ったといえよう。

第二に、第一の点と関連するが、岸田文雄外相が「日韓で協力して事業を行うものであり、賠償ではない」と明言したことを受け、元「慰安婦」とその支援団体である「韓国挺身隊問題対策協議会」（挺対協）は、すでに今回の合意を「屈辱的」として、拒否する姿勢を明確にしていることだ。韓国政府は、こうした韓国社会内に存在する不満の声にどう応え納得してもらうかという課題に直面している。

この点に関しては、日本国内で歴史和解に否定的な人たちの間から、被害者の感情を傷つける発言や行動が出てくれば、それを契機に非難の応酬が再び繰り返されることになりかねないことも大きな懸念材料である。留意すべきは、今回の政府間合意は、「従軍慰安婦」問題に関するものであり、いうまでもなく、日韓両国に横たわる歴史認識問題は、これに尽きるわけではない。歴史教科書に「従軍慰安婦」問題をどう記述するか、靖国参拝問題、竹島（独島）をめぐる領土問題、「歴史」をめぐる両国間の不信の累積など、他にも難問が未解決のままである。これらの未解決の問題に関する両政府間の対応次第では、「最

終的かつ不可逆的」な解決とされた枠組みを揺るがしかねない危うさをはらんでいる。

第三に、日本政府は、今回の交渉で2011年に日本大使館前に設置された「少女像」の移転を強く要請したが、共同発表によると、韓国政府は、「可能な対応方向について関連団体と話し合いを行い、適切なかたちで解決するよう努力する」との表現で折り合った。この問題ではすでに、受け止め方の違いが表面化している。日本側は「内諾を得た」と受け止め、韓国側はこれを明確に否定し、あくまで「努力目標だ」との立場である。民間世論調査機関「リアルメーター」によると、「少女像」の移転に反対する人は66.3%に上り、賛成の19.3%を大きく上回った。朴大統領の支持層である50、60代でも反対が多数、野党支持層では反対が70%を超え、与党支持層でも、賛成が32.9%なのに対し、反対が49.1%とほぼ半数に上った⁶²。くわえて、元「慰安婦」や支援団体のあいだでは、移転について、強い反対の意思表示をしており、今後挺対協との協議が難航することは必至の情勢である。

第四に、韓国は2016年4月に総選挙を迎える。すでに最大野党「共に民主党」の文在寅代表は元慰安婦施設「ナムムの家」を訪問し、同党としては、「日本の法的責任を問い、謝罪と賠償を勝ち取る」と述べ、選挙の争点にする意向を示している。12月28日の日韓合意に関する韓国の世論調査では、合意を「評価しない」50.7%、「評価する」43.2%と評価が拮抗しており、これに党派的な対立が絡めば、朴政権も苦しい立場に追い込まれる可能性がある⁶³。

第四に、日韓国交正常化交渉の時と同様、今回の合意にいたる過程でアメリカ政府が重要な役割を果たした。言い換えると、日韓国交正常化交渉はアメリカの仲介なしに65年の段階で実現しなかったと考えることができる。とするならば、今回もアメリカの側面からの粘り強い要請なしに、戦後70年の節目に両国政府が「従軍慰安婦」問題で合意にこぎつけることができたかどうか疑問なしとしない。だとすれば、政治家の「不規則」発言や「妄言」によって政府レベル、世論レベルで非難を浴びせ合うという事態になった場合に、両国政府が基本合意を守れなくなる可能性もなきにしもあらずである。

上述のような懸念は残るものの、今回の合意が着実に実行に移されることになれば、日韓関係は新たな地平を切り拓くことが可能となる。その意味で、日韓両首脳は、それぞれリスクを抱えながらも、重要な決断をしたといえる。

戦後責任論は、「過去への責任」と「未来への責任」が車の両輪であり、どちらが欠けても和解への道は遠のく。安倍総理と朴大統領は12.28合意によって責任を共有することになった。外交交渉は交渉当事者間の妥協の産物であり、どちらかが100%満足するなどということは滅多にない。したがって、不満の残った部分については、今回の合意を成立させた政府関係者（なかでも総理や大統領）のリーダーシップを発揮し、相互に累積された不信感を緩和させ、信頼醸成を強化していく中で、時間をかけて対処していく以外にはない。

すでに論じたように、「未来への責任」とは、東アジアでどのような地域秩序をつくって

⁶² 『西日本新聞』2015年12月31日。

⁶³ 『西日本新聞』2016年1月1日。

いくのかという問題に帰着する。そして、公平で正義にかなった秩序とは、大国にとって有利なルールや規範ではなく、すべての参加国にとって公平な秩序であるべきだろう。だとするならば、そうした役割は、米中のような大国に任せるのではなく、ミドル・パワー的な立場にある日韓両国こそが担うべきではないだろうか。

参考文献

【日本語文献】

伊藤正子（2013）、『戦争記憶の政治学』平凡社。

内山融（2007）、『小泉政権』中公新書。

遠藤誠治・遠藤乾責任編集（2015）、『安全保障とは何か』岩波書店。

大沼昭（2007）、『「慰安婦」問題とは何だったのか』中公新書。

小熊英二（2007）、「歴史と向き合う」『朝日新聞』2月27日。

風間千秋（2010）、「韓国のベトナム戦争参戦に対する認識の変化」『韓国研究センター年報』10、51-62ページ。

菅英輝（1998）、「ポスト冷戦の安全保障—国家中心から人間中心の安全保障へ」高田和夫編『国際関係論とは何か—多様化する「場」と「主体」』法律文化社、46-70ページ。

菅英輝（2005）、「アジア太平洋戦争と日米安保体制」杉田米行編『アジア太平洋戦争の意義』三和書籍、171-209ページ。

菅英輝（2006）、「戦争と記憶—トランスナショナル・ヒストリーの可能性」『東アジア研究』8、4-20ページ。

菅英輝（2011）、「冷戦後東アジア国際関係の構造変動と歴史和解—パワー、ナショナリズム、市民社会、歴史摩擦の交錯」菅英輝編著『東アジアの歴史摩擦と和解可能性』凱風社、12-44ページ。

木畑洋一（2014）、『20世紀の歴史』岩波新書。

木村幹（2015）、「あすを探る」『朝日新聞』6月25日。

金榮鎬（2005）、「韓国のベトナム戦争の『記憶』—加害の忘却・想起の変容とナショナリズム」『広島国際研究』11、1-30ページ。

金賢娥（2009）、『戦争の記憶—記憶の戦争—韓国人のベトナム戦争』三元社。

金東祚（1986）、『韓日の和解—日韓交渉14年の記録』サイマル出版会。

河野啓・原美和子（2010）、「日韓をめぐる現在・過去・未来—日韓市民意識調査から」『放送研究と調査』60（11）、2-35ページ。

齋藤純一（2000）、『公共性』岩波書店。

白井洋子（2006）、『ヴェトナム戦争のアメリカ』刀水書房。

高崎宗司（1996）、『検証—日韓会談』岩波新書。

鄭敬娥（2011）、「歴史認識をめぐる日韓摩擦の構造とその変容」菅英輝編著『東アジアの歴史摩擦と和解可能性』凱風社、178-203ページ。

中北浩爾（2014）、『自民党政治の変容』NHK出版。

南相九（2015）、「歴史問題と日韓関係」木宮正史・李元徳編『日韓関係史1965-2015』I（政治）、東京大学出版会。

初瀬龍平（2011）、「戦争責任から戦後秩序論へ—東京裁判論の視点転換へ」菅英輝編著『東アジアの歴史摩擦と和解可能』凱風社、46-71ページ。

服部龍二（2015）、『外交ドキュメント—歴史認識』岩波新書。

藤本博（2014）、『ヴェトナム戦争研究—「アメリカの戦争」の実相と戦争の克服』法律文化社。

朴裕河（2006）、『和解のために』平凡社。

丸山真男 (1964)、『『現実』主義の陥穽』『増補版 現代政治の思想と行動』未来社、172-177ページ。
吉澤文寿 (2015)、「日韓諸条約の評価をめぐる日韓関係—基本条約第二条、請求権協定第二条を中心に」
木宮正史・李元徳編『日韓関係史1965-2015』I (政治)、東京大学出版会。
李鍾元・木宮正史・浅野豊美編著 (2011)、『歴史としての日韓国交正常化』I・II、法政大学出版局。
李東元 (1997)、『韓日条約締結秘話』PHP 研究所。

【外国語文献】

Anderson, David L. (1998), *Facing My Lai Moving Beyond the Massacre*, Lawrence, Kansas: University of Kansas.
Bilton, Michael and Kevin Sim (1992), *Four Hours in My Lai*, N.Y.: Penguin Books.
Independent Commission on Disarmament and Security Issues (1982), *Common Security: A Program for Disarmament*, Pan Books (森治樹監訳『共通の安全保障—核軍縮への道標』日本放送出版協会、1982年)。
Kan, Hideki (2015), “U.S. Global Strategy and Japan’s Right to Exercise Collective Self-Defense: A Historical Perspective,” *Nanzan Review of American Studies, Journal of the Center for American Studies*, 37, pp. 71-91.
Lind, Jennifer (2008), *Sorry States Apologies in International Politics*, Ithaca: Cornell University Press.
Nelson, Deborah (2008), *The War behind Me Inside the Army’s Secret Archive of Investigations*, N.Y.: Basic Books.
Turse, Nick (2013), *Kill Anything that Moves: The Real American War in Vietnam*, N.Y.: Metropolitan Books.
U.S. Department of State, Office of the Historian (1996), *Foreign Relations of the United States, 1961-1963*, XXII, Washington D.C.: U.S. Government Printing Office.
U.S. Department of State, Office of the Historian (2000), *Foreign Relations of the United States, 1964-1968*, XXIX, Washington D.C.: U.S. Government Printing Office.
York, Herbert (1979), *Race to Oblivion*, N.Y.: Simon & Schuster.
York, Herbert (1985), “Nuclear Deterrence and the Military Use of Space,” *Daedalus*, 1, pp. 17-31.

【新聞】

『朝日新聞』
『西日本新聞』
『読売新聞』

【インターネット】

「99年 5月256号ハンギョレ21」<http://www.altasia.or/hangyore/hangyore99255.htm> (2015/8/16アクセス)。
「私の村は地獄になった—ベトナム戦争、もう一つの戦争犯罪（韓国軍による虐殺）」<http://asyura2.com/0411/war61/msg/748.html> (2015/8/16アクセス)。
伊藤正子 (2015)、「韓国軍によるベトナム人戦時虐殺問題—戦争の記憶と和解」<http://syndodos.jp/international/13764> <http://syndodos.jp/international/13764/2> (2015/8/16アクセス)。

【付記】

本稿は、2015年 8月24日 (月) に釜山外国語大学 (釜山外国語大学、東アジア学会主催) で開催された「日韓国交正常化50周年記念 日韓大学生サミット」での基調講演を基に、大幅に加筆修正したものである。本サミットの企画と準備過程で中心的な役割を果たされた朴明欽釜山外国語大学教授、日本側準備・企画委員としての労をとられた安達義弘帝京大学教授、ならびに小川雄平東アジア学会会長および釜山外国語大学 J-BIT スマート融合事業団、その他各種後援会関係者に衷心よりお礼申し上げたい。

米海兵隊基地徳之島移転計画と反対運動、 政府案撤回からの教訓

— 歴史的視座の重要性と継承の必要性 —

Teaching from the Case of Islanders Resistances
Refusing Government Plan for Move US Marine Base
to Tokunoshima Island:
Importances on Historical View and Pass it
to Next Generations on Such Issues

高 嶋 幸 世
TAKASHIMA Sachiyo

Abstract

This article wrote about Islanders resistances refusing Government plan for move US marine base to Tokunoshima Island in 2010. And how they succeeded to prevent it. Amami Islands including Tokunoshima Island had complex history different from Mainland Japan. Ruling Government changed from own one to a part of Kingdom of Ryukyu, Satsuma Feudal Government, the Great Empire of Japan, US Military Government then move back to Japan in 1953 by peaceful resistances.

Therefore people in Amami learned a lot from their history. They always conduct peaceful resistances to change the situations better. Tokunoshima Islanders resist for the plan to move US Marine Base in 2010 in same conclusions. Islanders know their islands don't have enough seats to go out all islanders in case of emergency. Also islanders have connections with major islanders group in metropolitans including Tokyo. They could get good information through these connections and consider what kind of 'development plan' may suit their way for 'sustainability development'.

So Islanders Movement started at once just after media talked about this plan. Mayors, local governments denied and over 60 percent of islanders gathered anti-US Base demonstration. PM Hatoyama wanted to get endorsement from island boss he believed, former MP and Tokushu-kai Hospital Group Manager TOKUDA Torao, but no effects to change situations. Supporting rate for the Cabinet of PM Hatoyama greatly decreased and finally resigned this June.

I consider we could learn a lot from this case and others to consider our community lives better for the future.

要 旨

この論文は、2010年に鳩山内閣が徳之島空港に米海兵隊普天間基地を移設しようとした際、徳之島のほぼ全島民が反対し、奄美群島各自治体や鹿児島県の支援も得て、集会・デモなどの平和的手段で撤回させた理由を検討したものである。

まず徳之島は離島である。インフラ整備は進んだが、災害時などには交通機関が止まり、生活物資が滞る。徳之島を含む奄美群島はいくども支配者が交代し、そのたびに様々な辛酸をなめてきた。「断食復帰運動」などで1953年に米軍占領から本土復帰した経験もある。このような歴史的背景から、政府や大企業の提案に対して、問題があれば反論可能なほどに学習会を積み重ねる。この際技術的側面だけでなく歴史的側面も重視される。

実際の徳之島での基地反対運動は、超党派的賛同を基に、学習会・反対集会・デモ・請願などの平和的手段で行われた。徳之島の3町長をはじめ、奄美群島の首長・議長、鹿児島県知事の反対声明が出された。地元新聞『南海日日新聞』『奄美新聞』も諸種の記事を出し、応援した。結局、5月に3町長が首相と会い、明確に断って終わった。

最後に、徳之島・奄美群島が今後歩む「自然を生かした開発」を考え、また辺野古その他の同様な問題を抱える地域への参考意見を記した。

はじめに

この論考は、鳩山内閣時の2010年1月～5月にかけて、米海兵隊基地を移設する「腹案」として徳之島空港使用案が溯上した際、徳之島島民及び奄美群島民の「島ぐるみ反対運動」が行われ、撤回と同時に鳩山内閣総辞職にいたった経緯の背景を検討するものである。徳之島を中心とした奄美群島の地理的・歴史的・政治的・経済的・社会的な背景を例示し、それを十分に理解することが難しい本土（ヤマト）が、誤った「開発」計画を繰り返し起こし、摩擦が続いている理由を検討したい。この現象は同じく米軍占領を経験し、今でも基地問題で摩擦が続く沖縄にも当てはまる。また世界の同じような境遇にある島嶼・地方などにも教訓となるだろう。

なお、インターネット上の情報を引用しているが、これらのウェブサイト検索は2015年12月10日～29日にかけて行った。

I 「離島」徳之島の状況

徳之島へ行くには鹿児島空港から飛行機で約1時間かかる。または鹿児島港からは奄美大島経由沖縄行きの船が1日1便、15時間をかけて徳之島徳新港へ到着する。週4回、同じく鹿児島港からの船が西海岸側の平土野港へ発着する。こちらのルートは「裏航路」と呼ばれ、天候によって徳新港が使えない場合に補完する役割を果たしてきた。だが、港湾施設の整備や船舶の大型化によって、役割は小さくなりつつある。しかし、津波や台風などの荒天時には、飛行機の欠航、船舶の抜港（入港せず次の島へ行くこと）が現在でも起こり、両港とも船が接岸できず、孤島化することがある。

そのような事態が数日続くと生鮮食料品を中心とした生活物資の欠乏、新聞・郵便・宅配などの大幅な遅配が生じると、現地に住む知人が島を案内中に説明した。ネット環境の改善で島と本土の間には情報流通に格差がなくなった。それを利用して奄美・沖縄地方ではITビジネスやコールセンター業務を誘致している。しかし、一般生活基盤の多くが本土だけでなく、沖縄本島や奄美大島とも格差があり、緊急時には停電・断水が続発して復旧には本土から人手を頼む必要が起こり、救援物資配達が相当遅れることもある。結果として、人々は行政や公共機関に過度に頼らず、親族や友人・知人で助け合う必要が出てくる。



(鹿児島から奄美・沖縄・宮古・八重山地方の地図。鹿児島から徳之島への飛行距離は、鹿児島から大阪への飛行距離とほぼ同じ約500キロである、県の奄美地図より¹⁾。

島は小さく、248km²である。九州の政令指定都市、北九州市 (492km²)、熊本市 (390km²)、福岡市 (343km²) のいずれよりも狭い。外周道路を一巡りして約80km、2時間余りのドライブで一周できる。以下に述べるような「孤島」状況も相まって、万一の際に全島民が全員避難することはほぼ不可能である。

徳之島の玄関は、徳之島空港、亀徳新港、平土野港の3つである。徳之島空港は1981年に2000m滑走路が完成し、ジェット機の発着が可能になった。一時はジェット機で鹿児島・大阪を結んでいたが、需要減少により2010年4月より鹿児島・奄美大島へプロペラ機で飛行している。

亀徳新港は徳之島の人口集中地帯、亀津と隣接している。鹿児島－奄美大島－徳之島－沖永良部島－与論島－本部（沖縄本島北部）－那覇を結ぶ航路が2社体制で毎日入港する。

¹ <https://www.pref.kagoshima.jp/ad04/kurashi-kankyo/kankyo/amami/amami-isan.html>

船が8000トンと大きく、定員も多い。一方平土野港は通常沖永良部島までの船が週4回寄港する港で、船も5000トンと小さい。



(徳之島の全体図。南東の徳之島役場付近に人口が集中している。天城町は空の玄関だが、比較的の山がちだ。伊仙町は比較的平坦でサトウキビを中心とした農業が盛ん。九州農政局 徳之島 交通の欄より²⁾)

奄美群島では奄美大島に次いで大きい、標高648mの井之岳山を頂点として山地が島の中央部を貫いている。山岳部にはハブも住んでおり、夜間中心に人里にも下りてくる。よって人が住めるところ、耕作が出来る範囲は狭い。隣接する奄美大島、沖永良部島との間は50km以上離れており、徳之島に隣接する小島もないため、絶海の孤島である。よって他の島や九州本土、沖縄本島との行き来は時間と費用を要するし、飛行機・船とも離島路線のため距離の割に運賃が高い。

飛行機は鹿児島行きが74席の機材で1日4便、奄美大島行きが36席の機材で1日2便のキャパシティーである³⁾。鹿児島～奄美群島～沖縄を結ぶ船は、貨物輸送主体で、乗客定員は上級船室を含めて約700人。この中には他の島で乗降する客も含まれるので徳之島では2等船室だけなら最大150人程度の乗降となる⁴⁾。万一の際に海上保安庁・消防庁・自衛隊艦船や航空機が救助に当たったとしても、全島民を速やかに救出し、他島へ避難させることは不可能に近い。ゆえに万一の事態が起きぬことが重要と考える。

この島に約2万6000人の人が住んでいる。国・県の出先機関や、企業の本社・支社、教

²⁾ <http://www.maff.go.jp/kyusyu/seibibu/kokuei/14/gaikyou/>

³⁾ JAL 国内線時刻表 2016年1月7日～2月28日 https://www.jal.co.jp/dom/time/pdf/dom16_1-2.pdf

⁴⁾ マルエーフェリー 時刻表 <http://www.aline-ferry.com/kagoshima/route.html> 船舶案内 http://www.aline-ferry.com/kagoshima/ship_akebono.html マリックスライン <http://www.marixline.com/>

育・文化機関、病院その他の医療・介護施設、メディア支局、出張・観光客向けの宿泊施設、大型スーパーやファミリーレストランなどは、亀徳新港に近い徳之島町亀津地区に集中する。車社会以前に作られた市街地のため、道が狭く、家々が密集して軒を連ねている。この地区および隣接地区に島内人口の約3分の1が集まっており、島外出身者も多い。奄美群島では奄美市名護地区と徳之島町亀津地区だけが人口集中地帯で、「都会」とも地元では呼ばれる。1万人以上の集会可能な広場もこの地区にあり、後述する基地移設反対集会がそこで行われた。

その他は島の外縁に沿って中小の集落が点在し、現地では「シマ」とよばれる。それぞれが個性を持ち、自治的に運営されている。この仕組みはよい面で言えば島の助け合い精神につながる。だがこの状況が高じると人の生活に干渉したり、さらには選挙などで問題を引き起こしたりする事態ともなる。軋轢から集落で暮らしづらくなった人々は、縛りが緩い亀津地区に移住するか、あるいは島外へ移住することになる。

島の長所としては長寿者が多く、出生率が高いことが有名だ⁵。また誰もが知り合いも同様で、島外客を含めて困った時に緊急事態に陥る可能性は低い。短所としては闘牛などで賭博に熱中する習慣、「徳之島選挙」と呼ばれる買収や相手陣営との騒乱が起ること、他人に干渉しがちな傾向がある。徳田虎雄が作った徳洲会病院の全国進出や彼の政界進出時の活動ぶりも、徳之島人の気質と組み合わせると語られることが多い。アメリカ統治時代にアメリカ流民主主義を知ったため、政治に対しては真摯な態度で臨み、投票率が最高95%と大変高い。一般に投票率が低い本土はもっと見習うべきだが、選挙での買収や供応などのマイナス面もあるため、模範例としては紹介できない。

島外から徳之島を訪問するには金銭的にも時間的にもコストがかかり、特別な目的以外では観光する魅力を感じられないため、一般的観光客はそれほど多く訪問しない。沖縄復帰前は「日本最南端の島々」だったので、ホテルニューオータニが運営する大規模リゾートホテルが島の北東部に存在し、1972年には現天皇皇后が宿泊した。だが沖縄復帰後は客が流れ1982年に閉鎖された。現在、島でスキューバダイビングをする観光客、医療機関等への出向者などが増えており、彼ら向けの中小規模のリゾートホテル・民宿が存在するが、これ以上大きく増える見込みではない。徳之島はスキューバダイビングやサンゴ礁などの自然を生かした観光を進めており、2013年に「奄美・琉球」で世界自然遺産暫定リスト入りした。2016年夏以降の本登録を目指している。

この論文では、以上のような徳之島の地理的・文化的特徴と、支配者がたびたび交代した中でつちかわれた歴史的観点から物事を考える習慣、「琉球弧」として沖縄との連帯し「米海兵隊基地徳之島移転案」が非常にあっけなく撤回に追い込まれたかを考察する。この研究のため、奄美群島の地方紙である『南海日日新聞』の記事や論説・特集を参照した。また歴史的観点からは、奄美復帰運動でも活躍した昇曙夢⁶『大奄美史』を初めとした著作

⁵ 厚生労働省平成15年～19年、市区町村別合計特殊出生率 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/other/hoken09/02.html> 徳之島の3町が上位3位を独占（伊仙町2.42、天城町2.18、徳之島町2.18）。

や研究を基にした。また徳之島へ実際に赴き、図書館・資料館での調査に加えて島の各地を巡り、徳之島の持つ社会的特性を考察した。

Ⅱ 海兵隊基地徳之島移転案発表、反対運動の推移、政府案撤回と鳩山内閣崩壊まで

1. 鳩山内閣が移転先として徳之島を有力候補とした理由の推察

2009年8月30日の衆議院総選挙で、民主党が圧倒的多数の議席を取り、長年政権党だった自民党は下野することになった。民主党は政策協定・選挙協力を行ってきた社会民主党、国民新党と共に連立政権樹立で合意した。この結果、9月の臨時国会で鳩山由紀夫が首相に指名された。鳩山由紀夫は選挙中の公約として、2010年5月末までに米海兵隊普天間基地の移設先を「できうる限り国外、最低でも県外」で決めると語った。

「事業仕分け」などで国費が無駄な事業に使われていた様子が明るみに出、当初支持率は高く推移した。一方で、普天間基地移設先候補地選出は難航しており、2009年中には発表されなかった。普天間基地に見られる離発着時の危険性を除去し、米兵が沖縄で起こしている事件・事故を減らし、基地周辺住民や自治体とよい関係を持つ必要がある。また事業仕分けの精神から、新基地関連工事は最小限に止めたい。この条件が満たす場所は少なく、なおかつ多くの候補地は、ヘリ事故の危険性、米兵による事件・事故のリスクと地域社会の混乱、その割に政府からの補償金や土木工事、米軍相手のビジネスで報われることが少ないと判断して、内々の打診には否定的だった。

この時点で政府は、米海兵隊の大半を米領土内に戻ってもらうのが基本だが、緊急即応部隊の基地は国内に必要と判断していたと考えられる。しかも非常時は東アジア・東南アジアで起きる可能性が高いと判断され、九州地方の自衛隊基地・空港が検討対象となっていたと見られる。大村（長崎県、長崎空港と隣接）、築城（福岡県）などが有力案として出ては消えた。私自身も菅内閣時代に、防衛省と関係のある知人より熊本空港への米軍移転案への意見を求められたことがある。詳しいやりとりは省略するが、現地を十分知らずに立てる政府の計画は、現地とのすれ違いや摩擦を生む原因ではないかと感じた。

東京でマスタープランを作る政府から見れば、徳之島空港は「鹿児島県」と言う沖縄県外に位置し、民間空港ながら民間機発着便数が少なく、既に埋め立て準備が終わっているため滑走路の3000メートル延長と誘導路設置が容易、近くに人口密集地がないため移転先として好適と考えたのも不思議ではない。また、地元は一人当たり年間所得が全国でも相当下位であり、自衛隊基地誘致運動をしていた。よって基地関連の補助金や仕事が増えて離島振興にもつながると考えた。こうして移設案のトップに選ばれたと推定される。

⁶ 1878-1958 大島郡実久村（加計呂麻島）生まれ。本名昇直隆。ロシア正教神学校卒。ロシア文学者、陸軍士官学校教授を初めとした教育者、新聞社や政府諸機関の嘱託としてロシア（ソ連）事情の紹介・情報活動を行った。ロシア関係の著書・訳書多数。

2. 米海兵隊基地移設有力との報道以降の徳之島の動き

2010年1月27日、普天間基地移設先として徳之島を候補先の一つとし、民主党議員から3町長に打診があったと新聞やテレビ等で報道された。過去の同種「迷惑施設」誘致案の時には、東京奄美会などからあらかじめ情報を知らされて準備を整えていたとされる。2010年の場合も同様だったと考えられるが、確証は出ていない。翌日から徳之島の3町長を皮切りに各町議会、奄美群島の首長・議長会議⁷・鹿児島県知事が反対の意思表示を出した。地元政界では野党である自民党・公明党・共産党はもとより、与党の民主党・社民党・国民新党も反対の立場をとった。地元住民もさまざまな立場で反対運動を組織し、党派や立場に関係なく連帯していった⁸。もちろん移設賛成派「基地を考える会」もあり、沖縄並みの諸種優遇措置や基地マネーの還元、雇用の増加や所得増加を条件に、賛成するとした。だが、賛同者が集まらず、2月26日に解散している⁹。徳田毅衆院議員（当時、鹿児島2区、奄美群島が選挙区に含まれる）は「明確に反対」と表明した。『南海日日新聞』は「基地の中の現実」¹⁰として、普天間基地の様子をルポし、続いて「談論 基地問題を考える」¹¹として、奄美の自然を考える会の上村一弘の考えを紹介した。続いて「『普天間』の徳之島問題」¹²を龍谷大学の松島泰勝教授にインタビューして、米軍基地は地元に大きな負担を与えること。同じ琉球弧の中で移設しても、形式上はともかく実質的には「県外移転」とは言えないと主張した。3月に入ると、「普天間基地問題」を5回にわたって連載した¹³。内



（徳之島空港、写真手前側・北側に長い埋立地があり、それを使って滑走路を延長すれば3000メートル滑走路が出来る。鹿児島県の徳之島空港紹介ページより¹⁴）

⁷ 『南海日日新聞』2010年4月28日

⁸ 『南海日日新聞』2010年1月28日

⁹ 『南海日日新聞』2010年2月27日

¹⁰ 『南海日日新聞』2010年1月29日

¹¹ 『南海日日新聞』2010年2月15日

¹² 『南海日日新聞』2010年2月18日

¹³ 『南海日日新聞』2010年3月2～6日

¹⁴ <https://www.pref.kagoshima.jp/ah09/infra/port/kuko/tokunoshima.html>

容は、突きつけられた候補地と言う統一副題の下、「日米地位協定の問題点 変わらぬ『基地の中の沖縄』」、「降ってわいた徳之島案 日米合意案遠のく中で」、「賛否で揺れる辺野古主張同じ『子、孫のため』」、「民間空港にも米軍機 奄美空港、7年間で462回」「アメリカの意向 国際情勢にどう対応」の見出しである。普天間基地問題をまず語り、徳之島移設で「基地の中の徳之島」が起こりうることを示す。また辺野古は誘致問題で揺れ、双方とも子孫のためと言って分裂している。また米軍機が民間空港を利用する機会が増えて問題を抱えている。アメリカの意向を政府は忖度するが、自ら国際情勢にどう対応するかが不明とルポでは記している。

2月に入り、各地で学習会は重ねられていき、集落毎に意見集約が行われた。過去の同種例からリスクが大きいと説明する反対派の声に説得力が大きく、賛成派・中立派も次第に反対派の見解に束ねられていった。2月19日、政府と米国側調整案件として、「徳之島に訓練移転をし、キャンプ・シュワブ（名護市辺野古）沖にヘリ基地を作る」案が出て、新たな動きとなった。勉強会で奄美群島の復帰付属書に奄美群島は米軍に協力する項目が存在し、容認やむなしかと発言する人もいた¹⁵。

結果として徳之島では超党派的な反対運動が広がり、数々の組織が結成された。それらは横に連帯し、「島ぐるみ反対運動」の色彩を強めていった。一方、賛成派組織は伸び悩んで組織と解散を繰り返し、4月18日の移設反対全島1万人集会を前に再組織されたものの20名の賛同者が示されただけだった。反対運動は、奄美群島各地、沖縄各地および鹿児島県本土でも行われ、奄美群島の首長・議長会議での反対決議、鹿児島県議会での反対決議¹⁶にいたった。3月27日には、馬毛島（鹿児島県西之表市）に硫黄島で行われる米海軍着艦訓練を移すと言う政府案も出て、馬毛島を含めた移設反対運動が鹿児島県内で盛んになった¹⁷。このように超党派で反対派が大多数になったのは、歴史的ないきさつから沖縄で言う「命どう宝」にあたる考えが郡島民に染みており、米軍基地が存在することで島民の生命・財産が危機にさらされる恐れが大きく、それには大同団結して阻止する必要があると考えたためであろう。また「本土日本人でも沖縄人でもない奄美人」としてのアイデンティティが存在し、強い郷土愛を生んでいるともみられる。

なお、2006年に喜界島に結果として設置された自衛隊運用の象のオリ反対運動の際、喜界島では島ぐるみ反対運動をしたが、他の奄美群島では反対運動が盛り上がらなかった。ここから見れば、奄美群島民の間では、米軍基地の危険性と、自衛隊基地の危険性では大きな違いがあると受け止めている様子だ。

3月28日には、「普天間問題、徳之島郡民大会」が天城町で開催され、4200人が集まって基地移設反対を訴えた¹⁸。天城町には「移設先候補」とされる徳之島空港が存在する。そ

¹⁵ 『南海日日新聞』2010年2月20日

¹⁶ 『南海日日新聞』2010年3月25日

¹⁷ 『南海日日新聞』2010年3月27日

の後も明確な移設先候補を政府が提示しないため、政府側から平野官房長官を送って説明するとの提案を3町長が拒否した¹⁹。

4月18日には徳之島町で「基地移設反対1万人集会」が行われた。主催者側発表で1万5000人あまりが集まり、島民の過半数が反対の意思を示した²⁰。鳩山首相は4月28日に徳田虎雄と会い、目のサインで基地の徳之島移転を了解してもらったとした。奄美側では、同席した息子の徳田毅の情報で、徳田虎雄は移転に反対したと報じられ²¹、双方の対立・不信は決定的になった。この後、徳之島には発着訓練のみを移し、基地機能は名護市辺野古のキャンプ・シュワブ沖に移転する案などが飛び交い、何が政府案か不明なまま混迷を極めていった。徳之島住民は沖縄住民の基地撤去運動に協力し、国外移設を唱えた。

5月に鳩山首相は沖縄の仲嶺知事と2度会談し、辺野古移設を受諾するよう求めたが、公約に反した行動は沖縄世論の激しい反発を浴び、知事も拒否した。3町長は5月6日に東京へ赴き、鳩山首相と会談して基地受け入れ拒否を明示した²²。辺野古移設案に反対する社民党は反発し、福島消費・少子化相が鳩山首相に翻意を求めたが会談はすれ違った。5月28日、福島瑞穂を大臣から罷免して、辺野古案を閣議決定。同時に社民党は連立を離脱した。内閣支持率は20%を下回り、基地移設問題の責任を取って6月4日、鳩山内閣は総辞職した。後継の菅直人首相は移設先問題を最初から見直す立場を取り、徳之島への基地移設案は実質的に取り下げとなった。

Ⅲ 歴史に翻弄された結果としての「奄美人」意識、歴史の重視

このように、政府側・賛成派側と反対派側が傷つけあう「闘い」を経ずして、徳之島への米海兵隊基地移転案は取りやめとなった。このような「島ぐるみで反対意思を表示」し、結果が出るまで非暴力抵抗方式で闘うやり方を、徳之島及び奄美群島の人々はいかにして身につけてきたのだろうか。それには奄美群島の歴史を振り返る必要がある。

奄美地方は沖縄と同じく、歴史に翻弄されてきた。その結果、歴史からの教訓を重視して意思決定をする。米軍統治下の1949年、奄美と本土に別れ別れとなっていた奄美人たちは、自らのアイデンティティが何であるか、なぜ復帰運動をするのかを問うた。自らも復帰運動に携わっていた奄美大島出身のロシア文学者、昇曙夢が鹿児島市の奄美社から『大奄美史』を出版。奄美群島が日本政府管轄外のため本の移出が難しい中、奄美のみならず関東・関西・九州の奄美人会にも売れ、1200部と予想以上の売れ行きを見せた。その本には、沖縄でもなく内地（ヤマト・鹿児島）でもない奄美人の歴史、文化民俗から形成され

¹⁸ 『南海日日新聞』2010年3月29日

¹⁹ 『南海日日新聞』2010年3月31日

²⁰ 『南海日日新聞』2010年4月19日

²¹ 『南海日日新聞』2010年4月29日

²² 『南海日日新聞』2010年5月7日

たアイデンティティを記していた。

この著作が弾みとなり、一時停滞していた奄美の日本復帰運動がふたたび盛んになり、1953年12月25日の奄美群島一括返還を達成した。その後、沖永良部島の米軍通信基地撤去運動（1950年設置、1956年拡張計画反対運動、1973年撤退）²³、奄美大島の石油基地誘致反対運動（1973～84年）・リゾート開発反対運動（1990年代前半）²⁴、徳之島の原発廃棄物最終処理場立地反対運動（1975年）²⁵、喜界島「象のオリ」立地反対運動（1990年・2005年、2006年に自衛隊が運用開始）²⁶ などの際、参考にされた。2010年、米海兵隊基地の徳之島移転に島ぐるみで反対闘争が行われた際も、当然参考になった。

この中で重視される歴史についてまとめる。昇の著作は奄美史研究の古典として今も重視されている。しかし、その後の研究進展の成果は、彼の著作だけで奄美史・奄美文化を語ることは出来ないという結論を出した。だが昇の著作は奄美史・奄美文化とその独自性について説明した端緒的な学術的意義があり、昇の著作を乗り越える奄美通史は存在していない。よって昇の著作に基づきつつ、新しい研究成果を組み入れて奄美史を概観し、特徴を明確にしたい。

まず著者の昇はそれまで砂糖専売で農奴的に扱われていた奄美人が、四民平等の明治時代になって「立身出世」した典型例である。上京してニコライからロシア語と文系諸学を学び、やがてトルストイ生誕100年祭に国賓として呼ばれたロシア文学者、朝日新聞などの囑託としてロシア・ソ連情報調査、陸軍士官学校教授などを歴任している。そんな昇はエリート意識を持っていた。当時の日本エリート層が持った皇国史観、アイヌや他国民への偏見が昇にもあった。それでも奄美が米軍占領下に置かれた時、明治のエリートが持った「ノーブレス・オブリージ」を発揮し、奄美本土復帰運動にまい進した。

昇その他の著作をもとに、奄美史を概観する。奄美での本格的農耕開始は9世紀前後と遅く、長く有力な指導者もいなかった。結果として住民自治的な「奄美世」²⁷ が続いていた。唐使船の寄港地となるなど、他の地域との交流もあった。だが生活は不安定で、人口も少なかったと推定されている。この時代の流れは今に続いている²⁸。

その後農耕が進むことで按司と呼ばれる首長たちが権力を集中し、14世紀までは「按司

²³ 『南海日日新聞』、2010年4月3日～5日。なお、沖永良部島知名町が、2002年から米国公文書館の史料を調査し、不明なところが多かった同島米軍基地に多くのことが判明した。現在研究が進んでいる。

²⁴ 桑原季雄（2005年）「奄美開発再考―開発人類学的視点から―」（鹿児島県地方自治研究所編『奄美戦後史―揺れる奄美、変容の諸相』南方新社）、pp.185-220

²⁵ 榎本喜一（2013年）「使用済核燃料再処理工場離島設置案の歴史的背景に関する一考察―徳之島設置案「MA-T計画」を中心として」『現代生命哲学研究』第2号 pp.93-101

²⁶ 丸山邦明（2005年）「軍事基地問題と奄美」、鹿児島県地方自治研究所編『奄美戦後史―揺れる奄美、変容の諸相』、南方新社

²⁷ 時代区分については、奄美群島の教育で用いられているものに準ずる。鹿児島県大島支庁総務企画課の区分は、「奄美世」「按司世」「那覇世」「大和世」として、藩政時代以降を「大和世」としている。<https://www.pref.kagoshima.jp/qa01/chiiki/oshima/chiiki/zeniki/gaikyou/documents/01.pdf> p.2

²⁸ 昇『大奄美史』第2編 奄美時代（上古期）、pp.62-80

世」と呼ばれる首長たちによる相互牽制で奄美群島の自治が行われていた²⁹。15世紀には琉球王国の支配下に入る。当初は現代で言う領事に当たる者たちが駐在していただけだが、既に沖縄本島を統一した琉球側は武力や統治力、文化の上で長け、数度の征服戦争で奄美全体を占領した。この時代を「那覇世」³⁰と呼ぶ。それまでの「ノロ」に代わって、琉球王国公認の神官、ユタが任命されて宗教を司った。

奄美は征服地であるため、貢納の義務や琉球王国官吏に服従する義務を負った。しかし、後の薩摩支配下ほどの厳しい支配ではなく、琉球からもたらされた作物や、新しい文化・芸能が魅力的だったこともあり、奄美人にとっては比較的良い時代だった。琉球から貴族・士族が移住して按司らを支配下に置き、政治的・経済的・文化的に奄美人たちを支配した。

だが、17世紀初頭に薩摩軍が琉球を征服し、敗戦の代償として奄美地方は薩摩に割譲された。この時代を「薩摩世」と呼ぶ³¹。砂糖専売制、貨幣を廃止して代官所が独占する物々交換生活を強いた。飢饉が起こればソテツの実からでんぷんを取り出して、飢えをしのいだ。ソテツ頼りの炭水化物補給は、本土から米が安定して移入される1960年ころまで続いた。薩摩が派遣した代官による厳しい身分制が実行され、奄美人の多くが搾取を受け、厳しい生活を強いられた。奄美各地で農民一揆がたびたび起こったが、そのほとんどは代官所が送った武士たちによって鎮圧され、首謀者たちは厳罰に処せられた。しかし明治維新が近づくとつれてそれまでのような厳しい島民支配は難しくなった。1864年の徳之島「犬田布騒動」では、砂糖隠匿の疑いで村長が投獄され、その過酷な仕打ちに怒った村民たちが釈放された村長と共に一揆を起こした。しかし幕末期のため中心人物7名の遠島と言う軽い処罰で終わり、砂糖専売政策は緩和されていった。

一方で薩摩と琉球のいわゆる「密貿易」では奄美地方が中継地となり、一定の収入が奄美地方にもたらされた。その収入は代官らと島の有力者にほとんど独占され、一般人には労務俸給程度であった。だが、貿易と共に情報も行きかい、しばしば中国以外の外国船も現れていた。18世紀末より19世紀初頭には欧州による中国侵略行為が伝わった。当時薩摩の郷士で琉球貿易に携わっていた松田為政はその状況を見分し、子孫には教育をつけねば日本は滅びると松方家の養子に子供を送った。その孫が明治元勲の一人、松方正義となる³²。また薩摩の流刑地でもあり、西郷隆盛がたびたび遠島になった。西郷は島の子供たちの教育に当たりつつ奄美情勢を観察し、この経験をバネとして明治維新に至る力をつけた³³。この情報を奄美人たちも受け取り、社会変動期への対処を考えていたであろう。

明治以降は、「大和世」である。文明開化、殖産興業の波が奄美地方へも波及した³⁴。小学校、中学校・高等女学校、師範学校分教場が設立され、若い世代の識字率が100%近くに

²⁹ 昇『大奄美史』第3編 酋長割拠時代（中古期）、pp.81-112

³⁰ 昇『大奄美史』第4編 琉球服属時代（近古期）、pp.113-244

³¹ 昇『大奄美史』第5編 薩藩直轄時代（近世期）、pp.245-420

³² ハル・M・ライシャワー、広中和歌子訳（1987年）『絹と武士』、文藝春秋社、pp.43-44.

³³ 昇『大奄美史』第5編18章 西郷隆盛の流謫とその影響、pp.398-409

³⁴ 昇『大奄美史』第6編 明治・大正期（近代期）pp.421-550

上がった。同時に本土へ渡って高等教育を受け、諸分野で活躍する人士を輩出した。一方、サトウキビの品種改良、精糖技術もレベルアップし、農業収入の増加をもたらした。明治期に導入された機械化で大島紬が大量生産されて全国の特産品となり、女性たちが主に携わった。漁業も本格的に開始し、カツオなどが大量に水揚げされ、それを加工した大島節などが移出された。島民の生活レベルは上がったが、鹿児島県本土とは言葉や文化が違ったので同化するのは難しく、奄美の外では大半が「シマ」に集住した。しかも奄美への町村制施行は1908年、町村議員を初めて選挙で選んだのは1920年までであり、本土より遅れた島嶼部として明確に区別された。結果として奄美人へのいわれなき差別は続いた。

だが、日清戦争勝利の結果として、台湾が日本領に組み込まれた後、「南国特有」のサトウキビなどは耕地面積の圧倒的広さから台湾での生産が主力となり、奄美の特産物として競争するのは難しかった。結果として奄美人たちは本土に移り住んで学業・仕事をする状況となった。距離的に近い九州本土内へ移った者を別として、当時「商業の都」であった阪神地方に相当数が移住して商工業で働き、また政治・学術・司法・文学・スポーツ等での出世を目指すものは主に東京へ移住した。また海外移民も多く、戦前は米州移民、満州事変後は満州移民を多数輩出した。本土や米州へ移住した奄美人たちは各地で奄美人会を結成し、懇親を深めるとともに職業紹介や高等教育進学者等の便宜を図った。また、奄美群島は人口比に占める高等教育進学者が多く諸分野で活躍した。彼らの情報収集力・発信力は奄美群島を日本本土に知らしめる力があつた。

一方、大正デモクラシーが終わるころから、来るべき戦争に向けて奄美の軍事要塞化が進む。1927年、奄美大島・加計呂麻島の陸軍大演習閲兵に、昭和天皇が来訪したのがその始まりだった。奄美人たちは昭和天皇来臨を受けて、自分たちが「本土並み」となったと見なした。その後は加計呂麻島付近を中心に陸海軍の要塞・特攻艇基地が作られ、喜界島を皮切りに飛行場も建設されて、南方戦線の中継基地となった。

第2次世界大戦で敗色が濃くなるにつれ、軍部からは奄美が沖縄と同じく本土防衛の捨て石となることが期待された。奄美人たちは配給食糧で暮らす貧しい生活となり、現地徴兵や勤労奉仕にも狩り出された。沖縄辺土岬と22キロしかない与論島では沖縄戦の様子が遠目に見え、また米軍と日本軍が海上で戦闘するのが奄美群島各所で見えることもあった。しかし、喜界島や徳之島飛行場などはしばしば爆撃されたが、沖縄陥落後も要塞地区を含む奄美群島で激しい戦闘は起きなかった。奄美群島を飛ばして宮崎海岸上陸で本土攻略を始めるつもりだった米軍は奄美地方を本格的に攻撃はせず、敗戦を迎えた。

敗戦後は本土と切り離され、米軍占領下の「アメリカ世」となる。1946年3月まで奄美の政治的位置づけははっきりしていなかったが、「米軍民政府北部琉球政府」が設置されるのと同時に、奄美人は「非日本人」とされた。本土に住む奄美人たちも沖縄人や元植民地人と同じく、「外国人」と見なされ、諸般の不便をこうむった。そのため奄美に戻ろうと鹿児島へ殺到した奄美人たちを運ぶ船はしばしば長期運休した。

鹿児島県大島支庁の後継として、北部琉球政府知事には中江実孝が選挙で選ばれた。中

江知事らは住民の意向をできる限り代弁した。その結果、軍政府は手を焼き、最終的には群島政府が廃止され、那覇の琉球政府に一本化された。琉球政府主席は軍による任命制、奄美群島支庁長も政府から任命された人物が務めた。一方、本土で学び、働く道を断たれた者、本土から奄美に戻って来た者たちには十分な学業・仕事がないため、多くは沖縄本島へ再移住した。不安定な軍雇用が多かったが、中には通貨発行権を持った特殊銀行、琉球銀行総裁になった池畑峯里などの成功者を生み出した。が、彼らは1953年の本土復帰によって「外国人労働者」として扱われ、しばしば解雇、役職はく奪、雇用契約の切り下げを受けることとなった。

復帰運動ではロシア文学者の昇曙夢と詩人・教師で米占領下の名瀬市長だった泉芳郎³⁵らが東京と奄美双方で揃い、ガンジーを見習った「断食復帰」などが早期復帰に力を持った。無血復帰運動には、青年団や高校生など若い世代が思想信条にかかわりなく、デモや断食復帰活動に関わったことも大きかった。奄美をコントロールするのは難しく、沖縄と違って大規模な米軍施設を建設するのは難しいと悟った米軍政府は、ついに1953年12月25日に「クリスマス・プレゼント」の名の下施政権を日本に返還し、本土復帰が成功した³⁶。

しかし、米軍占領下では軍関係施設以外は放置された状態で、依然島民の生活は厳しかった。大型貨客船用ふ頭がなく、はしけで乗降や貨物の積み下ろしを行っていた。台風などの荒天時にはしばしば抜港し、そのたびに食糧や日用品が品をついた。島を走る主要道路も未整備のままで、奄美大島の現国道58号線区間でもバス・トラックの往来がままならなかった。このような状況を改善するため、「奄美群島振興特別法」が制定され、インフラ整備が急がれた。この結果、港湾・道路が整備され、生活レベルが「本土並み」に近づいて行った。しかし、日本全国のインフラ整備事業と同じく、行き過ぎたインフラ整備が自然破壊の原因となった³⁷。空港は徳之島空港・奄美空港が1980年代にジェット化されたが、パブル崩壊等でその後は改修されなかった。

一方で教育・医療などの生活にかかわる整備は目に見えにくいため遅れた。教育は看護・福祉の専門学校が奄美市に存在するが、大学等への進学は本土または沖縄へ行く必要がある。社会人教育に関しては、鹿児島大学大学院人文社会科学研究科が2007年に奄美キャンパス、2008年に徳之島キャンパスを設け、科目履修生として学ぶことができるようになった³⁸。医療はかつて島全体、あるいは島の大半が無医村地域で、急病や大けが、ハブにかまれた際などで手当てが遅れれば命取りだった。徳之島出身の医師徳田虎雄は故郷の状況を改善しようと、徳洲会を1975年に開設し、1986年の徳之島徳洲会病院を皮切りに1990年

³⁵ 1905-59 詩人・教師・政治家。徳之島伊仙村生まれ。鹿児島師範学校第二（奄美大島所在）。小学校教師・校長歴任。奄美復帰運動では復帰大会議長を務め、52年に名瀬市長となる。復帰後の衆議院奄美特別区では社会党右派から立候補したが、落選。

³⁶ 永田浩三（2015年）『奄美の奇跡』、WAVE 出版。

³⁷ 桑原季雄（2005年）「奄美開発再考—開発人類学的観点から—」、皆村武一「奄美振興開発事業と産業・財政・金融の分析」鹿児島県地方自治研究所編『奄美戦後史』、南方新社、pp.185-217、328-350

³⁸ 鹿児島大学大学院人文社会科学研究科概要 <https://www.kagoshima-u.ac.jp/faculty/kenkyuka-jinbunshakaigaku.html>

代初頭までに奄美群島各地に病院を開設した。一方、徳洲会進出に反対した地元医師会側も病院の設立や医療レベルの向上を図り、離島・僻地地域としては医療が充実した。徳田虎雄はこの勢いを借りて1990年には定数1の衆議院奄美特別区で競り勝ち、その後衆議院議員を4期務めた。

歴史的に見ると、奄美自身が王にあたる絶対的権力者を持たず、中世以降は周りの王による支配を受けてきた。また日本社会に根強い「家父長制」も存在しない。よって、意思決定は「家父長」らの話し合いでは片が付かず、島民たちが納得して多数が支持したものを意思決定とする。後述する基地移転案の際、「徳之島の家父長」とも言える徳田虎雄に政府側が了解を取ろうとし、後はその権威で島民を賛成させようとしたのは逆効果だった。

このような状況の中、産業は農業・漁業・土建業が主力産業となり、その間に日本国政府から奄美諸島の各地に、米軍施設、石油基地、原発廃棄物最終処理場の誘致が提案された。奄美諸島はこれらの提案をはねのけてきた。2010年の徳之島への米海兵隊基地移転案もその一つである。

IV. 奄美社会での集会の独自性、奄美の地方紙『南海日日新聞』の立場

先述したとおり、私には徳之島に住む知人がいる。彼女は2009年2月まで福岡市の旅行代理店で働き、福岡市に住んでいた。奄美群島での高速インターネット普及を機に、徳之島の実家へ戻り、ネットや携帯電話を利用した旅行代理店業を続けると共に、徳之島の良さをブログで紹介し、やがては民宿を経営するために修行しようと思ったのだった。

それから1年とたたない2010年2月、彼女がインド・ツアーの添乗から戻ってすぐ、海兵隊基地を徳之島へ移設する計画を知り、ショックを受ける。彼女は移設反対の立場を表明し、その後は集落での集会や勉強会、反対集会参加などの活動をした³⁹。

彼女が記す集会・勉強会の様子を見ると、本土で同種の集会・勉強会が行われるのとは比べて違う点が多々ある。奄美の場合は、海兵隊が移転した場合に起きる諸問題がもちろん語られるのだが、その前提として奄美の歴史をもとにした教訓が重視されている。前年は1609年に薩摩が琉球王国を侵攻して400年目だったため、そのこととその後の奄美の苦難を振り返ることが語られる。奄美の本土復帰までのことがら、そしてその後に奄美各地で政府が計画した、様々な「迷惑施設」設置案に島民及び奄美群島が島ぐるみで反対し、計画を撤回させたいきざつが語られたことが記されている。このような学習会への出席率は高く、海兵隊基地問題の際には、天城町・伊仙町では90%程度の出席者だったのに対し、徳

³⁹ 徳之島からこんにちは（トミヤムクンの思うこと）

2010年2月10日 <http://tomiyamkum.yoka-yoka.jp/d2010-02.html>

2010年3月24日、3月29日 <http://tomiyamkum.yoka-yoka.jp/d2010-03.html>

2010年4月5日、4月19日 <http://tomiyamkum.yoka-yoka.jp/d2010-04.html>

2010年5月7日 <http://tomiyamkum.yoka-yoka.jp/d2010-05.html>

之島町では50%あまりだったので、徳之島町関係者が町民の関心の低さをわびるとともに、今後の出席率アップを呼び掛けると新聞で報じられた⁴⁰。本土で同種の集会・勉強会が開かれた場合、出席率は50%を大きく下回る。この時点で集会・勉強会の効果が違ってくる。

本土での同種の集会では、計画の技術的問題点は詳細に語られる。しかし、同種の計画が実現して結果としてどんな顛末にいたっているか、また自らの地元で過去似たような「開発計画」が出された折に、どのような賛否の活動があったか、実現した場合も違う場合も、どのような結果を招いているかはほとんど関心が持たれない。その上で関心が低い状況が輪をかける。個別的な問題対処が中心で、再び類似の問題が起きた場合、最初から学習をやり直すことになる。提案してくる政府・企業側のいい話に賛成して、後から後悔することがよくある。

福島第一原発事故の場合も、危険性はかねてから指摘されていたし、米スリーマイル原発事故、ソ連チェルノブイリ原発事故をよく顧みれば、日本でも何らかの理由で原発の重大事故が起きることは容易に推定された。しかし大事故が現実化するまで現地の住民の多くが原発は安全と信じていたし、運用していた東京電力職員らの訓練も不十分だった。個別対処の結果、それまで学んだ教訓を忘れてしまいがちになる様子だ。

また、現在奄美群島各集落の高齢者たちは、第2次大戦中に戦争の恐怖と飢餓を体験し、本土復帰運動を「青年団」「学生会」などの若い世代としてになった人々である。彼らは自らが離島に在住し、万一の際どこにも逃げられないと理解している。そして戦争や異民族支配に遭ったが、平和的手段でその状況から抜け出せることも復帰運動で自覚した。一人当たりの所得が全国最低に近いほど低くても、自給自足で暮らすことに満足すれば悲惨な生活ではないと理解していく。関東・関西の奄美人たちの暮らしぶりを聞けば、高所得ではあるが生活にかかる経費も高く、良いとばかりは言えないと知る。そのような実体験を基にして歴史を踏まえた発言は、若い世代へも説得力が高いと考えられる。

また、奄美群島振興特別措置法等（奄振、時限立法のため名称はしばしば変更される）でインフラ整備が進んだが、それが地元住民に良いとばかりとは限らなかった。奄振は国土交通省管轄のため、土木事業に予算が使われる。結果として必要以上の工事が行われ、奄美の自然が大きく壊されてきた。沖縄復帰前、地元で収益をもたらした大規模観光ツアーも本土の大手資本に収益の大半は流れてしまった。その頃の大規模リゾートホテルの中には、取り壊すことなく放置されているものも多く様々な問題をはらんでいる。もっと地元が主導権を握ることができる、開発計画を考える必要がある。

また、奄美群島には地元紙『南海日日新聞』『奄美新聞』の2紙がある。『南海日日新聞』は、米軍統治下の1946年11月、当時の南日本新聞大島支社が独立したものである。地元ニュース以外では、南日本新聞・共同通信社の配信で全国ニュースや国際ニュースを扱っている。奄美の本土復帰では旗振り役を務め、その後も奄美の抱える諸問題を解説・代弁

⁴⁰ 『南海日日新聞』2010年2月18日

してきた新聞である。2011年現在の公称部数は2万3000部である。一方『奄美新聞』は1959年7月に『大島新聞』として創刊された。長らく販売部数は低迷していたが、2008年に読売新聞と提携、『奄美新聞』と名称を変え、題字や写真をカラー化し、ネットでも読める形とした。奄美大島や鹿児島市から輸送するため昼以降に配達されていた朝刊内容を朝から読めるよう改善し、読者にアピールし部数を伸ばしつつある。

いずれの新聞も通常10面、奄美のローカル・ニュースが報道の中心である。奄美の知識人・経済人層では全国・国際ニュースは南日本新聞や全国紙・経済紙との併読がかつては主力だったし、今はインターネットでニュースを読むことが多いと考えられるので、地元志向のニュースがこれからも中心であろう。両社は関東・関西・九州本土に住む奄美人向けに、奄美のニュースをまとめて報道している。『南海日日新聞』は雑誌『月間奄美』で主要ニュースのまとめと解説を流す⁴¹。一方奄美新聞はインターネットを用い、会費を払った読者がパソコン・タブレット・スマートフォンなどで発行日のうちに記事を読めるサービスを提供している⁴²。ここでは今まで奄美群島ニュースで重責を担ってきた『南海日日新聞』を中心に記す。

戦前、奄美群島では改題を合わせて8つの新聞が発刊された。最初に発刊されたのは1907年の『大島新報』である。月3回の発行で始まって、発行者が代わるたびに『大島時事新報』『大島新聞』と改題し、東京報道を強化して1936年9月に日刊紙となった。一方、『奄美新聞』が1936年秋に日刊紙で創刊され、文化面の充実で知られた。この二つが新聞統制で1939年6月『大島日報』となる。さらには1県1紙令により、『鹿児島日報大島支社』として統合された。

戦後、奄美群島が米軍占領下に置かれた後、『南日本新聞大島支社』を『南海日日新聞』として独立したもので、復帰運動の中心メンバー村山家国が社長となった⁴³。『南海日日新聞』も復帰運動支援の立場から、取材・論説を書き続けていた。

復帰後は、いまだ米軍占領下にある沖縄の情勢を伝え、また奄美群島の様々な課題も報道してきた。琉球新報、沖縄タイムズとの共同企画記事も多々ある。米軍基地の廃止縮小、必要以上の開発反対、アジアとの平和共存のスタンスはよく似ている。一方、沖縄に比べると、現状では米軍駐留や自衛隊重要施設は存在しておらず、通常はより一層ローカル・ニュースに紙面を割いている。

このように奄美には、小粒ながら地元の問題を正面から取り上げる新聞が存在し、東京や鹿児島と言った「中央」から地方を見て論ずる立場を論理的に論駁する題材を提供して

⁴¹ <http://www.nankainn.com/%E8%B3%BC%E8%AA%AD%E7%94%B3%E8%BE%BC/%E6%9C%88%E5%88%8A%E5%A5%84%E7%BE%8E%E3%80%90%E9%9B%BB%E5%AD%90%E7%89%88%E3%80%91%E5%B9%B4%E9%96%93%E8%B3%BC%E8%AA%AD%E7%94%B3%E8%BE%BC> 従来の紙媒体だけでなく、2016年1月からウェブ版の『月間奄美』も発行されることになった。内容は月刊のまま、紙媒体と同じである。

⁴² <http://amamishimbun.co.jp/> 『デジタル奄美新聞』と銘打っている。

⁴³ 1913-1975 大島郡大和村生まれ。南海日日新聞創立者、初代社長。奄美復帰運動家。「あかつち文化」として奄美文化をとらえることを提唱。

いる。米海兵隊基地の徳之島移転で揺れた時も、かつて存在した沖永良部島米軍基地を特集し、また奄美への米軍基地移転は、政府が現地を見ないまま、地図上に引かれた県境を見て「最低でも県外」を満たすとした、「琉球弧」の状況を理解していないやり方との論説を提示している。このような指摘が一般新聞に掲載されるのは、沖縄の2紙や南日本新聞を除くと、「リベラル」とされる全国紙・地方紙でもめったに見られない。その結果として、奄美・沖縄の考えに対して、本土の人間たちが往々にして「同情はするが、考えが理解できない」と言うギャップを生み出す。このようなギャップを埋めるための情報の共有があればよいが、メディアの情報発信がますます東京一極集中になる中で簡単に解決する方法は現状では見通せない。

V. 奄美群島の今後

以上書いた通り、基地・関連施設や石油基地・核廃棄物最終処理場を拒否した奄美群島には、巨大産業が立地し、島民の年間所得が急激に上昇する見込みはない。IT産業・コールセンター・国際会議場や大型ホテル・レジャー施設は、広くて人口も多い沖縄本島により立地しやすい。奄美群島はもっとニッチ市場を狙うべきであろう。

一つは「奄美・琉球」が世界自然遺産暫定リストに載っていることから、自然を生かした観光、特に体験型のものを増やしていくことだ。アマミノクロウサギ見学や徳洲会医療関係者の研修・短期出向者が非番日に遊んで盛んになったスキューバダイビングなど、特徴を生かし、自然と調和する形が望ましい。徳洲会に対抗して、他の本土病院からも離島・僻地への短期出向が行われるようになり、奄美群島は希望者が殺到して抽選となることが多いと聞く。なお医療関係短期出向者は任期が終わった後大多数は本土の病院に戻るが、中には出向中にへき地医療の厳しさとやりがいを知って、奄美の病院等へ転任する者もいる⁴⁴。医療が充実しているのは奄美群島の強みで、後継者を呼び込んでほしい。

また、本土が冬・梅雨時などを中心として、高齢者・障害者・過労で倒れた人を含めた人々が、1週間以上滞在してリラックスする休暇地としても、成長可能性がある。奄美群島は医療施設が比較的整っているの、上記のような人々が病気になった場合もふだんの健康保険で本土と同等レベルの医療を受けることができ、また日本語が通じるので安心して保養生活を送ることができる。緊急時には当日のうちにも本土と行き帰りができる。これらの利点は同条件の熱帯・亜熱帯地域で休暇を過ごす場合に比べて、安心感がある。

さらには昨今地球温暖化で病虫害がしばしば発生する芋類やかんきつ類の品質アップや新品種導入で「奄美名物」の野菜・果物類を国内外に売り出すのも重要だ。奄美の魚はかつおやシマアジがよく採れ、ブランド品として本土でも売られている。また奄美は肥沃な赤土があり、美味しいじゃがいもが取れる。これもブランド化の可能性もある。もとより

⁴⁴ 沖永良部徳洲会病院長、佐藤大亮は島にも南九州・沖縄にも縁がなかったが、短期出向がきっかけとなり奄美群島で医療活動をするようになった。<https://erabu.tokushukai.or.jp/summary/greeting/>

純粹黒砂糖はブランドとして通用する。奄美群島ではこのような食料品を生かした食事を開発し、本土の奄美レストランなどで宣伝、観光客誘致の決め手となるのが望ましい。

以上のような施策は、決して多額の収入を島にもたらすものではないが、島を守りつつ持続的成長を続けるために、また「迷惑施設」を島に入れないためにも重要ではなかろうか。

一方気になるのは、今は沈静化している諸種「迷惑施設」を奄美群島に作ることを、再び政府や企業などが提案してくる可能性はある。喜界島の「象のオリ」設置計画は、10年あまりの時間を経て、二度打ち出されていてついに着工された。今、本土復帰運動を担った「若い世代」が80代～90代となっている。長寿の島であろうとも、多くは10年余りのうちに他界する。復帰世代の多くが亡くなり「記憶の風化」と「奄美群島のさらなる貧困化」が起きたところで、再度提案してくる可能性はある。

しかし、奄美人は東京・大阪・福岡などの奄美人会を含めて、情報や知恵を交換し合っている。また、「薩摩の琉球侵攻」「薩摩支配下の苛政」についても、今でも生きた情報として共有されている。それを考えれば、簡単に政府や企業などが押し付ける「迷惑施設」を受け入れるとは限らないし、金に換算できない豊かな生き方を自ら享受し、訪れる人や移住する人を受け入れることが、今後の奄美を幸福な社会として継続することに資するだろう。

最後に普天間海兵隊基地移設予定地とされる辺野古について考察しておきたい。翁長沖縄県知事および稲嶺名護市長は反対を表明しており、知事選挙でも見られた通り超党派的な沖縄県民が翁長知事の態度を支持している。また名護市民では稲嶺市長支持者が優勢で、市民全体では辺野古移設反対が上回る。一方で予定地になっている辺野古地区には賛成の住民が多く、日本政府は補助金を名護市に出さず、基地予定地域の住民に直接出す考えを打ち出し揺れている。辺野古地区は米海兵隊の「キャンプ・シュワブ」が以前より存在している。米兵たちとの関係は比較的良く、ベトナム戦争時には辺野古歓楽街「アップルタウン」が大いに繁栄した。今はすっかり寂れたが、辺野古に普天間の施設と人員が移動後の繁栄を目論んでいる様子もある⁴⁵。また、辺野古地区には2004年に沖縄工業高等専門学校が開学して学生たちが研さんに励み、地元経済にも良い影響が出ている。

現状では米海兵隊が現在活動しているのは中東が主力で、そこへ兵力を展開するためには、本部のあるグアムと日本国内で大差がない。よって米軍側は兵力や兵器を暫時米国領内へ移し続けている。嘉手納基地にしても次第に縮小しており、歓楽街だった沖縄市コザの寂れぶりはご存知の通りだ。米兵相手だったコザ芸人たちが、基地縮小で仕事が減り、日本本土や海外に打って出て成功をおさめたことも参考にすべきだろう。

その歴史に倣えば、今から歓楽街の繁栄や土建業で稼ぐ夢を辺野古住民が持っても、成功する可能性は低い。メディアで話題にされる尖閣列島を巡る「中国の脅威」が海兵隊基

⁴⁵ 沖縄県名護市辺野古区ホームページ <http://www.henoko.uchina.jp/index.html>

地維持の理由としてしばしば挙げられる。はたして一人当たり GDP ではいまだ日本より相当低い中国が、場合によっては世界を敵に回し経済を破滅させることを、小さな島と埋蔵量不明な天然資源と引き換えに起こすだろうか。文化大革命世代の高齢指導者からの圧力はあるが、現在の主席・首相らは簡単に冒険を侵すとは考えにくい。一方米軍は自国の戦略が優先であり、米軍の戦略活動と日本の危機が重なった場合、米国の利害を優先し、残った力で日本に救済を差し伸べることとなる。どちらも経済大国である中国と日本が本気で衝突するのは世界を混乱に招く可能性が高い。また中国経済は昨今高度成長にブレーキがかかっており、その中で軍事優先政策をとれば、かつての「大躍進」「文化大革命」のような社会の壊滅を引き起こしうる。日本も含めてそれを願う国はほとんどない。よって「尖閣」に関して、当面は中国の武力行使が起こる可能性は低い。

現在の世界情勢ではイスラム過激派のテロ・影響力を減らすかが最重要課題であり、世界の経済センターである東アジア・東南アジアでは出来る限りの経済成長と平和的状况を作り出して、イスラム過激派らの影響を低下させるのが重要だ。

さらに辺野古について述べれば、移設の利益の多くは政府や大企業、不在地主へ還流し、辺野古には若干の土木工事や飲食娯楽業の利益しか残らないだろう。結果として失われる自然、米兵による犯罪やいざこざ、それに対応するための自衛の費用と苦労を検討すれば、割に合わない可能性が高い。また、米軍兵士の犯罪が沖縄高専生に起これば、日米間の国際問題となる可能性が高いし、高専志願者が大きく減る恐れもある。その損失が大きいかもかもしれない。地区住民の基地誘致運動に関しては、様々な側面をよくよく検討してみる必要があると私は考える。

その他の日本各地でも、奄美の経験は大いに参考になるかと思う。日本中で不要と疑われる箱モノが次々と作られ、税金は国民の教育・福祉に使われるより、それらの箱モノの建設、維持管理に用いられている。結果として貧富の格差、地域格差が拡大しているし、「豊か」なはずの大都会も混雑で人間が疲労し、ぎすぎすした関係が常態化している。それは日本がアジア侵略から太平洋戦争に突入する頃と似ている。だが、日本人の多くが歴史を学ぶ代わりに、歴史修正主義にはまり、同じ過ちを繰り返そうとしている。この状況を変えるためにも、無視されがちな奄美の歴史重視の態度は学ぶべき事柄が多い。

参考文献

- 昇曙夢（1949年、2009年復刻）『復刻 大奄美史（奄美諸島民族誌）』、南方新社。2009年（初版、奄美社）
間弘志（2003年）『全記録 分離期・軍政下時代の奄美復帰運動、文化運動』、鹿児島市、南方新社。
鹿児島県地方自治研究所編（2005年）『奄美戦後史 揺れる奄美、変容の諸相』、南方新社。
永田浩三（2015年）『奄美の奇跡 「祖国復帰」若者たちの無血革命』、WAVE 出版。
『南海日日新聞』2010年1月1日～5月31日号、南海日日新聞社。
ハル・M・ライシャワー、広中和歌子訳（1987年）『絹と武士』、文藝春秋社。

「ソウル市公務員スパイねつ造事件」から 見えてくる「戦後70年」

Reflecting on the 70th Anniversary of the End of World War II:
Case of the Fabrication of Espionage of a Seoul City Civil Servant

木 村 貴
KIMURA Takashi

Abstract

The Korean Supreme Court of Justice ruled on the “case of fabrication of espionage of Seoul City civil servant” on October 29, 2015. The officer of the National Intelligence Service who was involved in the fabrication of evidence was found guilty, while the victim, Mr. Woo-Sung Yoo, was found not guilty.

This case was officially publicized as the “Espionage case of a Seoul City civil servant”. However, the case unfolded as it became known that the investigative officers of the National Intelligence Service forced Mr. Woo-Sung Yoo to make a false confession, and during the trial it also became apparent that the Chinese official documents provided as evidence were forged. Thus, this case became known as the “Case of the Fabrication of Espionage of a Seoul City Civil Servant”.

30 years has passed since the historical democratization of Korea in 1987, but why are espionage cases similar to those that took place before democratization still taking place? The similarity between the authoritarian regime and the current administration in Korea is the “abuse” of the National Security Law. Moreover, if one considers the fact that the Korean National Security Law has been significantly influenced by the Japanese Maintenance of Public Order Act, it can be said that there is still a strong continuance of “post-war period” even after 70 years since the end of World War II.

Furthermore, another similarity is that the subject of the fabrication is that they are “overseas Korean.” In the 1970s and 80s, over 100 ethnic Koreans living in Japan (hereinafter referred to as Zainichi Koreans) were tortured and were forced to make false confessions stating that they were North Korean spies. It seems that the method of targeting overseas Koreans who have hardly any friends or relatives in Korea is still very much effective in today’s Korea. In addition, it is interesting to note that Zainichi Koreans were illegally detained while North Korean defectors, such as Mr. Woo, can be detained legally even without proper documents.

Why can North Korean defectors be legally detained? The reason is very much related to the division of North and South Korea that has been fixed since the end of World War II. In conclusion, the continuance of the division of the two Koreas, even though 70 years has passed since the end of World War II, such cases of fabrication of espionage will continue to take place.

要 旨

2015年10月29日、韓国大法院は「ソウル市公務員スパイねつ造事件」への判決を下した。証拠ねつ造に関与した国家情報院職員には有罪を、そして、被害者ユ・ウソン（유우성）には無罪と決定した。

本事件は、当初「ソウル市公務員スパイ事件」として公表された。しかし、国家情報院捜査官らがユ・ウソンの妹に強制的に虚偽の自白をさせたことが明るみになり、また、裁判の過程で中国の公文書をねつ造するに至り「ソウル市公務員スパイ『ねつ造』事件」へとその性格を変えていった。

1987年の韓国民主化から30年近くが経過しようとする現在において、なぜ民主化以前同様の事件が発生することになったのであろうか？軍事政権時代との共通点は、国家保安法が「悪用」された点であろう。さらに、国家保安法が戦前の日本の治安維持法を模倣した点を考慮するならば、70年という「戦後」が変化することなく現在進行中であることがわかる。

さらに、もう一つの共通点は、スパイねつ造の対象が「在外国民」であるという点だ。70－80年代、100人以上の在日韓国人が拷問により北朝鮮のスパイと虚偽の自白をさせられた。韓国国内に知人の少ない在外国民を狙う手法は依然として現在でも有効のようである。さらには、在日韓国人への調査が不法連行・監禁から始まったのに対して、脱北者は合法的に収容することができる点も注目される部分である。

では、なぜ合法的に彼らを収容することができるのであろうか。この点については、戦後間もなく固定化した南北分断体制を理由として挙げることができる。結局、戦後70年間持続している南北分断体制が継続する限り、本件のようなスパイねつ造事件はなくなるのではないのである。

はじめに

2015年10月29日、韓国大法院¹は「ソウル市公務員スパイねつ造事件」において証拠をねつ造した国家情報院職員に有罪を、被害者であるユ・ウソン（유우성）には無罪判決を確定させた²。

ソウル市公務員スパイねつ造事件は、そもそも2013年2月26日にソウル中央地検が「国内脱北者の身元情報を収集してスパイ活動をしていた脱北華僑出身の北朝鮮国家安全保衛部工作員であるソウル市公務員ユ〇〇氏を国家保安法違反罪などで拘束起訴した」³と発表した時には「ソウル市公務員スパイ事件」と呼ばれていた。つまり、「スパイねつ造事件」ではなく、脱北者⁴の姿を借りた北朝鮮スパイが逮捕された「スパイ事件」として広く知られることになったのである。

1987年の民主化宣言から30年近く経過し、権威主義的な憲法から民主主義的な憲法へと改正され、大統領直接選挙制を採用し、憲法裁判所を「復活」させ、また地方自治制を導

¹ 日本の最高裁判所に該当。

² 『判決文』2014도5939は、大法院 HP (http://www.scourt.go.kr/sjudge/1446601437893_104357.pdf) にて閲覧可（2015年12月21日閲覧）

³ <http://www.lawissue.co.kr/news/articleView.html?idxno=23996>（2015年12月21日閲覧）

⁴ 韓国において、北朝鮮から脱出してきた人々のことを多様な名称で呼んでいるが、本稿では便宜上「脱北者」と統一する。

入するなどの制度的な民主化が定着していると考えられている2015年に、なぜこのような国家機関によるスパイねつ造事件が発生したのだろうか？特に、軍事政権期のスパイねつ造事件の多くが再審手続きに則り司法府により是正されている現在、なぜ新たなスパイねつ造事件が発生しているのでしょうか？

本稿では、1987年以降進められた「民主化」と「自由化」の流れに逆行するような事件が、なぜ再発したのかを検討する。そこで、まずはソウル市公務員スパイねつ造事件の全貌について整理したうえで、過去軍事政権時に発生したスパイねつ造事件との類似点を検証し、そこから示唆される本件発生 of 要因を提示することにする。そして、最後に簡単ではあるが、朝鮮半島を中心とする戦後70年についての考察を行う。

I. 「ソウル市公務員スパイ事件」から「ソウル市公務員スパイ『ねつ造』事件」へ

1. ソウル市公務員スパイ事件の経緯

(1) 「成功した脱北者」ユ・ウソン

ユ・ウソンは、北朝鮮で医学専門学校を卒業後准医師として働き、2004年に脱北した。その後、中国・ラオス・タイを経由し、脱北者として韓国に入国し定着した。しかし、厳密にいうと、彼は「脱北者」ではない。彼は、北朝鮮生まれの北朝鮮育ちではあるが、北朝鮮国籍保持者ではなく「在中華僑」4世である。彼のような在中華僑は、中国国籍を持っているわけでもないが、実際には中国パスポートを所有している。そして、北朝鮮では外国人登録証が発行されるという大変複雑な立場にある。ユ・ウソンは北朝鮮の子どもたちと一緒に学校に通い同じ食べ物を食べて生活してきたので、北朝鮮から韓国に来たとき脱北者として申告することに別に違和感を持たなかった。

韓国定着後の2006年、母親が北朝鮮で死亡し、ユ・ウソンは葬儀に参列しようと北朝鮮に入国した。この北朝鮮への「密入国」を知った国家情報院は、2007年から2010年までユ・ウソンを調査した。しかし、結局不起訴処分になった。

その後、韓国での努力が認められたユ・ウソンは、2011年6月ソウル市福祉政策課生活保障チームに契約職として採用された。福祉分野における専門的な知識が必要と考えた彼は、2012年に延世大学校行政大学院社会福祉科修士課程に入学し、この頃から、脱北者の成功した模範事例としてマスコミなどで取り上げられるようになった。そこでは、「脱北者の希望」「脱北者出身第一号公務員」「脱北者の役割モデル」などの修飾語が付けられるようになり、大学での講演や『KBS 統一列車』『MBC 統一展望台』などのテレビ番組にも出演するようになった。

(2) ユ・カリョの脱北

2012年10月30日ユ・ウソンと妹のユ・カリョ（유가려）は上海を出発し、午後3時ごろ

韓国済州島に到着した。妹カリヨが韓国での新しい生活に胸を膨らませ興奮気味な一方、兄ウソンは到着後の国家情報院の調査について注意事項を説明した。特に、北朝鮮在住の華僑であるということは隠して必ず北朝鮮国籍所持者であると説明すること、また、父親は北朝鮮で生活していると「嘘」をつくように何度も確認をした。

ウソンは妹の脱北がうまくいくものと信じていた⁵。ウソンが兄と慕うほど親しくしていた国家情報院のKが事情を理解してくれていて、妹の韓国入国を手助けしてくれると約束していたからだ。入国審査において脱北者であると申告したカリヨは国家情報院の職員に引き渡され、その職員はKの代わりにカリヨの面倒を見るとウソンに電話した。済州空港の調査室で3時間ほど脱北経緯について調査された。そして、仁川空港まで移動した後、国家情報院の中央合同尋問センターに夜の11時ごろ到着した。与えられた小さな部屋には便器と洗面台があるだけで、これを見たカリヨは「監獄みたい」だと感じ、急に不安になってきた⁶。

(3) 妹カリヨの「自白」⁷

ユ・カリヨに対する中央合同尋問センターの調査は、カリヨが心の中で「ハゲ」と呼んでいた40代後半と見える男性と50代の女性「おばさん」が担当した。最初の1週間は「おばさん」がカリヨの陳述を書きとめるだけであったが、1週間が過ぎると「ハゲ」が厳しくカリヨを追求し始めた。暴力をふるい、さらには「電気拷問をするぞ」と脅迫した。そして、カリヨに在北華僑であることを認めさせた。

また、彼らは、カリヨが兄ウソンのスパイ行為を自白しないと兄が刑務所に長く入らなければならない、兄を守るためにもカリヨが兄の罪を認め、兄に対して自身の罪を認めるように説得しなければならないとカリヨを洗脳した。それでも、カリヨが兄のスパイ行為を否定すると、捜査官らは、兄がスパイ行為をしていない証拠を出せと支離滅裂なことを言い始めた。そして、カリヨが精神的に限界に達して反抗または自殺未遂をすると、「自分たちはお前たち兄妹のために協力してやっているんだ」と言って、あたかもカリヨと捜査官らがひとつの家族であるかのように優しく対応した⁸。

結局、カリヨは、捜査官らがカリヨたち兄妹のために中国まで証拠を集めに行ったと聞かされて、捜査官たちに申し訳ない気持ちまで持つようになった。「国家情報院はほかでもない国家の重要な機関なのに、私に嘘をつくだろうか？ 嘘をつくはずがない。助けてやると言っているんだから、大丈夫のはず」⁹と彼らを信じるようになり、捜査官が作った台本通りの調書が作られていった。

⁵ 문영심, 『간첩의 탄생』, 시사 IN 북, 2014, 12頁。

⁶ 同上, 13頁。

⁷ 同上, 54-87頁参照。

⁸ 最終的には、カリヨは捜査官らを「叔父さん」と呼ぶようになる。

⁹ 문영심, 84頁。

(4) ウソン連行と『東亜日報』による事件の公表

妹カリョが国家情報院による凄惨な調査を受けているとは知らないウソンは、2013年1月10日10時、父の再婚の打ち合わせに中国延吉に行くため家を出た。その時、黒いスーツを着た男たちが突然現れ、「ユ・ウソン、国家保安法違反の容疑で逮捕する」と告げ、ウソンの家を家宅搜索した。5時間ほどの家宅搜索の結果、数枚のプリントとノートブック・スマートフォンが押収され、ウソンは国家情報院に連行された。そこで告げられたのは、ウソンが北朝鮮の国家安全保衛部に脱北者の名簿を渡すなどの協力をしていると妹カリョが「自白」したという衝撃的な内容であった。

2013年1月13日、ソウル拘置所に移送されていたユ・ウソンに拘束令状が發布され、翌日、ウソンのもとに「叔父さん」が来た。彼は、カリョが自身を「叔父さん」と呼び、彼もカリョのことをあだ名のリリと呼び、大変仲がいいことを強調した。そして、「妹さんの兄思いに私は感動したよ。『お兄さんは悪くない、妹と父親が北朝鮮に人質として捕まっているので仕方なく保衛部に協力しただけで、すべての罪は私が負うのでお兄さんだけは許してください』と言っているんだが、これを聞いてお前は思うんだ？」¹⁰とカリョの自白内容を告げ、ウソンにも事実を認めさせようとした。

しかし、ウソンが保衛部への協力を否定すると、3人組で強圧的に脅しつつまた懐柔しながら説得を始めた。「ユ・ウソン、お前は華僑だから強制追放になるかもしれない。容疑を否認し続ければ、量刑が増えるだけだ。少なくとも5年は食らうだろう。その代り、素直に罪を認めれば3年まで減らすこともできる。罪を認めて思想転向書を書けば1年6か月まで減る。今から、お前にとって一番いいように供述書を作成しようじゃないか。お前が反省すれば、出所後、楽に暮らせるように我々が助けてやるから。もちろん、妹も韓国で一緒に暮らせるようにしてやるから」¹¹と。

このような提案にウソンは動揺したが、脱北者の仲間を裏切ったという点だけはどうしても認められなかった¹²。そこで、弁護人の選任を求めたが、捜査官らに無視された。また、国家情報院での調査が終わり拘置所に戻ってから調査過程をメモしようとしたが、国家情報院の妨害によってできなかった。

一方、ウソンとの連絡が取れなくなった知り合いの神父らが1月18日頃からウソンを探し始めていた。ウソン失踪への国家情報院の関与がうわさされるようになり、神父は「民主社会のための弁護士会」(以下、民弁)に相談した。そして、公安事件担当の経験が豊富なチャン・ギョンウク(장경욱)弁護士が担当することになった。チャン弁護士らが国家情報院に問い合わせた結果、国家情報院側は1月10日以降ユ・ウソンを拘束中であることを渋々認めた。翌日、神父とチャン弁護士らがソウル拘置所と国家情報院にウソンに会いに行ったが、ソウル拘置所では「国家情報院に行った」といい、国家情報院では、「こちら

¹⁰ 同上、24頁。

¹¹ 同上、27頁。

¹² 同上、27頁。

にはいない」と言われ、なかなか会うことができなかった。しかし、紆余曲折の末、ようやく国家情報院でウソンに会うことができた。

ウソンは、チャン弁護士に会うまで、複雑な気持ちを抱いていた。まず、国家情報院に対する信頼である。自身が逮捕されるまで国家情報院の職員を「先生」と呼ぶほど信頼していた。自分のことを脱北者として認めてくれ、定着支援金も支給してくれ、2006年に母親の葬儀のために北朝鮮に行った時も処罰されなかった。だから、まさか自分に濡れ衣を着せて罪に陥れるとはまだ信じられなかったのである。その一方で、もし国家情報院の話に耳を傾けず「抵抗」したら捜査官らに報復されるのではないかと心配した。さらに、国家情報院の職員らに「チャン・ギョンウク弁護士が、国家保安法事件を担当すると、5年の刑が7年になるということまで有名だ。民弁所属弁護士は全員アカのようなものだ。奴らは金だけにとって責任も取らない。お前の父親のもとに行って大金をせしめるだろうから、お前の家族もボロボロになるだろう。我々のいうことを聞かずに民弁と一緒に訴訟なんかを行えば、あとで絶対後悔するぞ」と脅迫されていた¹³。

しかし、チャン・ギョンウク弁護士に会うと、ウソンは自身が無罪であることを強く主張しはじめた。そして、自分たちの事件が「華僑兄妹スパイ事件」とマスコミに流れるのを一番心配していた¹⁴。そして、不幸にも彼の予想が的中することになった。2013年1月21日付『東亜日報』が一面トップで「ソウル市公務員スパイ事件」を報道したのである。

2. 「ソウル市公務員スパイ『ねつ造』事件」の発覚

(1) 弁護人団の結成

『東亜日報』をはじめとするマスコミが「ソウル市公務員スパイ事件」を報道する中、ユ・ウソン起訴に対応するため弁護団が結成された。チョン・ナクブン（전낙봉）、チャン・ギョンウク、ヤン・スンブン（양승봉）、キム・ヨンミン（김용민）、キム・ジンヒョン（김진형）、キム・ユジョン（김유정）の6名の弁護士が本件を担当することになった。

公安事件担当の経験豊富なチャン・ギョンウク弁護士は本件がねつ造事件であると確信していたが、ヤン弁護士は「妹が兄を裏切る、兄を死に追いやるような証言をする、こんなことがあるのだろうか？正直に言って、私はユ・ウソンを信じることができない」¹⁵と疑問を持っていた。それに対し、チョン・ナクブン弁護士は「長期間独房生活をさせながら供述書を書かせ、接見権も無視し、国家情報院が徹底的に統制すること自体が深刻な人権侵害だ。そのような状況で出てきた陳述は証拠能力も証明力もあるはずがない」¹⁶と手続き自体の問題を指摘し、その点にはヤン弁護士も同意をした。このように本件に対する問題意識や温度差はあったものの、ユ・ウソンに対する人権侵害事件であるという点では弁護

¹³ 同上、37頁。

¹⁴ 同上、38頁。

¹⁵ 同上、42頁。

¹⁶ 同上、42頁。

人団の考えは一致していた。

(2) ユ・ウソン起訴

上述した通り、ユ・ウソンは2006年母親の葬儀のために北朝鮮に密入国した。そのため、国家情報院の調査を受けることになり、2010年3月には家宅搜索も行われた。この時、国家情報院のみならず検察・警察の調査も受けることになった。このまま、ユ・ウソンは二つの嘘をついた。一つは、自身が北朝鮮国籍であるという点、もう一つは、北朝鮮の保衛部にわいろを渡して入国したという点である。国家情報院はユ・ウソンの説明を信じた。そして、2010年7月、北朝鮮離脱住民保護及び定着支援に関する法律に違反した事実は認められるとしながらも、公訴時効により不起訴処分とされた。

しかし、この二つの嘘が国家情報院の捜査官らにスパイねつ造の糸口として目を付けられた。ユ・ウソンにとって、自身が北朝鮮籍を持たない在華僑であるということを認めることは、自身が「脱北者」ではないということを認めることを意味する。だから、何が何でもこの点だけは嘘をつきとおす必要があった。

しかし、逮捕後の2013年1月21日自身のスパイ事件がテレビで報道されているのを見たユ・ウソンは、翌日、ついに国家情報院の捜査官らに自身が北朝鮮国籍を持たない在華僑であると自白した。結局、ユ・ウソンは、1月10日から29日までの20日間国家情報院の調査を受け、2月29日国家保安法違反の容疑で起訴された。

(3) 証人ユ・カリョ

公訴状を見た弁護人らは、ユ・ウソン有罪の有力な証拠となっている妹ユ・カリョの証言を覆す証拠を探し始めた。特に、妹が兄を裏切ったという事実をいまだ信じることができないヤン・スンブン弁護士は、ユ・ウソンに具体的な質問を行った。そして、ウソンの話を関係者に電話して確認する中で、ヤン弁護士はようやく彼の言葉を信じるようになっていった¹⁷。

検察は3月4日付で証拠保全裁判を申請したが、裁判の進行方法をめぐって検察と弁護人らは激しく論争した。検察は、ユ・カリョに別室から証言させようとし、弁護人らは法廷で証言させようとした。裁判長は、証人ユ・カリョの意見を尊重する形で、ユ・カリョに希望を聞いた。その結果、ユ・カリョは別室と法廷を行ったり来たりしながら証言をすることになり、異例の形で裁判は進行した。二度の休憩をはさみながら朝の10時から夜の10時まで続いた裁判の中、ユ・カリョは、検察、裁判長、弁護人、兄の質問に泣きながら答えた。時には、嗚咽をこらえられずに答えることさえできなかった¹⁸。

証拠保全裁判が終わると、ユ・カリョは国家情報院の捜査官らとともにセンターに戻った。センターでは、証拠保全裁判にて弁護人側から指摘された「穴」を埋めるための調査

¹⁷ 同上、49-51頁。

¹⁸ 証拠保全裁判でのやりとりについては、同上、88-138頁参照。

が再度行われた。裁判途中に捜査官らに対する疑いを持ち始めたユ・カリヨであったが、センターの調査室で再度供述書を作成し始めると、これまで4か月間かけて洗脳された状態に戻り、ユ・カリヨは自分が行っていることこそが兄を助けることになるかと再度信じるようになった¹⁹。

2013年4月26日、今度はソウル地方裁判所にてユ・カリヨに対する人身救済請求裁判が開かれた。本裁判は、国家情報院中央合同尋問センターがユ・カリヨを6か月間弁護人の接見もない状態で長期間拘禁状態にて強制捜査を行った点と華僑を脱北者尋問施設である合同尋問センターにて調査した点を挙げて、国家情報院はユ・カリヨを違法に収容しており収容を即時に解除しなければならないとして、弁護団側が人身保護法第3条²⁰を根拠に訴訟を提起したのである。

しかし、ソウル地方裁判所はこの訴えを却下した。その理由は、ユ・カリヨに対する非保護決定が下され、ユ・カリヨは自由意志により出国命令期間（5月23日）まで好きなのところにとどまることができるため、これ以上中央合同尋問センターに収容されたものとみなすことはできず、その収容の違法性の是非に対する裁判を行う理由自体がないと判断されたからである。つまり、ユ・カリヨはどこでも好きなのところに行けるということであった。弁護人側も国家情報院側も予想すらできなかった結果であった。この結果により、国家情報院と弁護人の間でユ・カリヨをめぐる一騒動あったが、結局カリヨが一日だけ弁護人側と一緒にいると決心した。

民弁事務所に行ったユ・カリヨは、弁護士や家族と話をして自分が騙されていたことに気付いた。そして、ユ・カリヨは翌日記者会見を開いた。ユ・カリヨは「調査のとき、捜査官たちが兄をスパイだと言い、私が違うと否定し続けても、兄の供述書を見せながら、兄がすべて話した、兄はスパイだ、我々がいうように供述すれば最後にいいようにしてやる、兄と一緒に韓国で暮らせるようにしてやる」と言い続けたので、嘘の供述をするようになりました。兄に対しても申し訳なく、家族や親戚にも申し訳ない気持ちです。合同尋問センターにいるとき、あれこれ面倒を見てくれることもあり、捜査官たちを信じたこともありました。父や親戚と電話で話しながら本当の事実をはっきりと知ることができました。私が間違っていました²¹とこれまでの経緯を説明した。この記者会見を契機に「ソウル市公務員スパイ事件」が「ソウル市公務員スパイ『ねつ造』事件」と呼ばれるようになった。

¹⁹ 同上、139－146頁。

²⁰ 「被収容者に対する収容が違法に開始、または適法に収容されたのちにその事由が消滅したにもかかわらず収容し続けるときには、被収容者、その法定代理人、後見人、配偶者、直系血族、兄弟姉妹、同居人、雇用主または収容施設従事者は法に定めるところにより裁判所に救済を請求することができる」（人身保護法第3条）

²¹ 문영심, 158－159頁。

(4) 一審無罪判決

2013年5月6日、ソウル中央地方裁判所においてユ・ウソンに対する国家保安法違反容疑の裁判が始まった。まずは、本件の中心人物の一人であるユ・カリヨに対する証人尋問が行われたが、公開裁判にするのかをめぐって検察と弁護人側で論争が繰り返された。結局、裁判所は、国家の安寧秩序を害する恐れがあるという理由で非公開裁判とすると決定した。証人尋問の中で、ユ・カリヨは検察側に捜査の不当性を訴えたが、検察側は一切認めなかった。むしろ、兄がスパイであると証言したのはユ・カリヨではないかと追及する始末であった。検察による証人尋問にも弁護人による証人尋問にも、ユ・カリヨは終始一貫して、国家情報院の捜査官に話した内容は虚偽の自白であると主張した。さらに、国家情報院捜査官らに対する証人尋問も行われたが、ユ・カリヨが主張するような暴行・脅迫など一切行っていないと証言した²²。結局、ユ・カリヨと検察・捜査官らの証言は食い違ったままであった。

2013年6月28日、ユ・ウソンに対する尋問が始まった。ここからは公開裁判になった。その中で、ユ・ウソンは自身に対する容疑を否認し続けた。そして、7月5日に結審することになった。検察は、懲役7年に資格停止7年を求刑し、弁護人は無罪を主張した。

8月22日、裁判長が判決文を読み上げた。

「事件の核心的な証拠であった妹の証言が客観的証拠と矛盾する部分があり、供述の一貫性と合理性も一部疑問が生じる以上、捜査機関及び証拠保全手続きにおける供述は全体として信憑性がない。(…)妹の供述書と特別司法警察官(国家情報院)が作成した供述調書も陳述拒否権と弁護人の助力を受ける権利を告知しなかったため証拠能力がない。(…)捜査機関における妹の供述が暴行・脅迫及び過酷行為などによって行われたようにはみえない。国家情報院捜査官の陳述と検事が提出した資料などを総合してみると、特にその供述の信憑性を疑うだけのものもない。(…)検察が、ユ・ウソンが北朝鮮に情報を送るのに利用したと主張するユ氏のノートブックからも関連証拠は出てこなかった。(…)刑事裁判における犯罪事実に対する証明の責任は検事にあり、公訴事実を真実であると確信するだけの証拠がなければならない。そのような証拠がなければ、被告人に有罪の疑いが持たれるとしても被告人の利益として判断しなければならないのが韓国刑事訴訟法の大原則である。(…)事件のかなりの部分が北朝鮮にて実行され、捜査の限界があったとしても、それによって刑事訴訟法の大原則適用が緩和されてはならない。(…)国家保安法違反容疑については無罪を宣告し、旅券法違反と北朝鮮離脱住民保護及び定着に関する法律違反の容疑は認められ、懲役1年に執行猶予2年を宣告する」²³。

これまで脱北者の国家保安法事件を担当してきた民弁であったが、一審で無罪を宣告されたのは事実上初めてであった。弁護人団にとっては、同様の事件に対する今後の影響を考えると、大変勇気付けられる判決であった。一方、検察や国家情報院にとっては、衝撃

²² 詳細は、同上、166－216頁参照。

²³ 同上、285－286頁。

的な判決であり、直ちに控訴した²⁴。

(5) 公文書偽造

追い詰められ国家情報院は、何としてでもユ・ウソンを北朝鮮のスパイにねつ造しようとした。そのために取られた手段は、ユ・ウソンの北朝鮮入国の証拠となる中国の出入国書類の偽造であった。控訴審において検察は中国ホルン市公安局出入国管理課が発行したユ・ウソンの中－北出入国記録を証拠として提出した。一審でユ・カリョの証言が証拠としての能力を認められなかったため、国家情報院は、一審で主張したユ・ウソンの北朝鮮密入国を証明する物的証拠である出入国記録を提出したのである。これらの書類の出所について疑問をもった弁護団は検察側に説明を求めた。しかし、検察が言葉をはぐらかしながら明確な答えを提示しなかったため、弁護人側は中国の関連機関に照会してこの書類が偽造であることを実証しようとした²⁵。

中国公文書偽造の真偽確認に決定的な役割を果たしたのは、ソウル高等裁判所からの問い合わせに対する2014年2月14日の在韓中国大使館の返信であった。中国大使館によると、弁護団側が裁判所に提出した延辺朝鮮族自治州『出入国記録照会結果』などが合法的な正式書類であり、検察側から提出されたホルン市公安局が在瀋陽大韓民国総領事館に発送した公文などはすべて偽造であるということであった。そして、中国大使館は、この偽造行為に対する刑事処罰のために、本書類の出所についての情報提供を依頼してきた²⁶。

偽造であると中国から指摘された書類の入手には、在瀋陽韓国領事館のイ・イン Chol (이인철) 領事が関与していたが、イ領事は国家情報院対共捜査局から派遣された職員であった。韓国国会の外交通商委員会に証人として出席したチョ・ベクサン (조백상) 在瀋陽韓国領事館総領事は、本書類はイ領事が個人的に作成したもので事前に確認や報告を受けていないと証言した。つまり、国家情報院による単独行為であった。さらに、野党議員らが国家情報院によるスパイねつ造疑惑を追及したが、与党議員からは民弁と中国大使館の陰謀であると主張するなど、政界にまで飛び火した²⁷。

2014年4月25日控訴審が結審した。一審同様、ユ・カリョの供述については証拠能力を認めなかった。しかし、控訴審において追加された華僑であるにも関わらず脱北者として定着金をだまし取ったという詐欺容疑については有罪とし、懲役1年に執行猶予2年、追徴金2,500万ウォンが宣告された²⁸。

この決定を受けて、検察側は報復であるかのように、ユ・ウソンが昔親戚に口座を貸したことを挙げて為替取引法違反容疑で起訴し、さらには、華僑であることを隠してソウル市

²⁴ 同上、287頁。

²⁵ 同上、290－303頁。弁護団のみならず、『ニュース打破』（2013年12月6日）も検察提出の公文書偽造疑惑の検証報道を行った。

²⁶ 同上、303－304頁。

²⁷ 同上、305頁。

²⁸ 同上、332－334頁。

公務員に就職したとして公務執行妨害罪で起訴した。これに対して弁護団も上告することにした。その一方で、中国公文書を偽造した国家情報院らに対する裁判も始まった。これらの結果が、本稿冒頭で紹介した2015年10月29日の大法院の決定であった。

Ⅱ 事件の背景

1. 脱北者の現況

以上のようにユ・ウソンのソウル市公務員スパイねつ造事件は、スパイ事件からスパイねつ造事件へと「発展」したケースであるが、弁護人団ら関係者の話では現在裁判中の事件も含めて、14人の脱北者スパイねつ造事件があるという。

2015年10月末までに韓国に入国した脱北者は、28,495人にのぼる。2012年以降減少傾向にあるものの、それでも毎年1000名以上が北朝鮮から韓国に脱北者として入国している。脱北者として韓国に入国した者はユ・カリヨのように中央合同尋問センターにおいて最長180日間の国家情報院の調査を受ける。調査が終了した者は、北朝鮮離脱住民定着支援事務所（ハナ院）にて韓国社会適応のための教育を受け、定着金給付などの支援のもとに韓国にて生活を送るようになる。しかし、南北分断体制のもとでは、その一部に北朝鮮からの偽装脱北者がいる可能性がある。そのため、国家情報院などが脱北者を調査するのである。

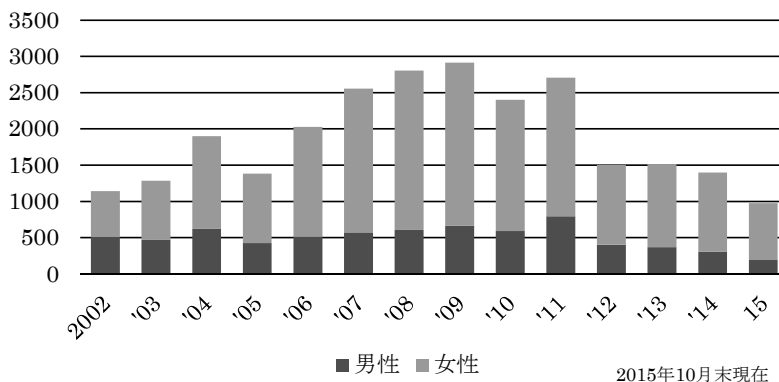


図1：脱北者韓国入国者数²⁹

2. 軍事政権期におけるスパイねつ造事件との類似点

(1) 国家保安法の「悪用」

ソウル市公務員スパイねつ造事件は、国家保安法のスパイ罪などが適用された事件である。国家保安法は、「国憲に違背し政府を僭称またはそれに付随して国家を変乱する目的で

²⁹ 統一部 HP より筆者作成。

<http://www.unikorea.go.kr/content.do?cmsid=3099> (2016年1月4日閲覧)

結社または集団を構成した者」を処罰する目的で1960年12月1日に制定され、その後数回にわたって改正されてきた。現行法の第1条1項では、「国家の安全を危うくする反国家活動を規制することにより国家の安全と国民の生存及び自由を確保することを目的とする」と明示している。

この国家保安法は、1948年の制定以降政権維持のために悪用されてきた。特に、1960年代から80年代のパク・チョンヒ（박정희）政権とチョン・ドファン（전두환）政権期には、ユ・ウソン事件のような国家権力によるスパイねつ造事件が多発した。初期には内国人（韓国在住韓国人）がその対象とされ、反政府活動を行う大学生・活動家などが中央情報部や陸軍保安司令部に不法連行され、拷問による虚偽の自白により北朝鮮のスパイが作られていった。朝鮮戦争の影響もあり反共意識が高かった当時の韓国国民の支持を集めるためには、北の脅威を煽るのが一番であり、そのためには北朝鮮のスパイが必要であったのである。特に、本件を担当した弁護士らが言うように³⁰、政権交代時に出てくる捜査機関不要論への対応策としてねつ造事件が利用される傾向もある。

このような点を考慮すると、1960年に制定された国家保安法が1987年の民主化以降も存続していることが要因の一つであると考えられる。ノ・ムヒョン（노무현）大統領は、国家保安法を廃止させようとしたにもかかわらず実現できなかった。ノ・ムヒョン大統領の前任であるキム・デジュン（김대중）大統領は、自身が国家保安法の「悪用」により死刑判決を下された経験があるにも関わらず、廃止させなかった。その理由は、両大統領の政権時期のみならず、現在でも南北分断が継続しているからと考えられる。南北分断が瓦解しない限り、そして、国家保安法が廃止されない限り、このようなスパイねつ造事件はなくなるだろう。この南北分断の一因が日本による朝鮮半島支配にあることを考慮すると、戦後70年を理解するうえで、本件は一つの重要な示唆を与えてくれるのではないだろうか。

（2）対在外国民に対する人権弾圧事件

今回のように「在外国民」を対象にしたスパイねつ造事件は、何も脱北者に限定されるわけではない。上述した通り、そもそも軍事政権時代初期には、多くの内国人がスパイねつ造事件の被害に遭った。しかし、内国人にスパイ容疑をかけるのは容易ではなかった。というのも、ねつ造対象者が韓国国内にいる限り、北朝鮮との関連性を作り出すのは困難

³⁰ 「この事件は発表時期が妙だ」（キム・ヨンミン弁護士）「ユ・ウソンが1月に逮捕されて2月末に起訴された。急いだのだろうが、それにしてもちょっと普通ではない。政権交代のたびに問題となる国家情報院改革問題と無関係ではないだろう。国家情報院の国内事件捜査や政治介入禁止の話題が出てくるタイミングにこの事件が勃発した。なぜだろうか？」（チョン・ナクブン弁護士）「マスコミを通じて本件を膨らませているんだ。脱北者のなかにスパイがたくさんいる、脱北者捜査を強化しなければならない、国家情報院捜査官の数を増やすべきだ、機構縮小はいけない、というような話をしたいんだろう。チラシマスコミが国家情報院の話に合わせてそのような記事を書いている」（チャン・ギョンウク弁護士）。문영심, 43頁。

だったからである。そのため、留学経験者などがねつ造対象となった。

しかし、情報機関にとって容易にスパイ事件をねつ造できる対象が登場した。それは、日本で北朝鮮関連の人物らと日常的に接触を持っていた在日韓国人である。特に、1970年頃から多くの在日韓国人がソウルや釜山に留学に来た。また、留学生のみならず、ビジネスマンも多数訪韓するようになった。日本では、国家保安法も反共法も存在しないため、北朝鮮関連の人物、例えば、朝鮮総連関係の人物と違和感なく日常生活の中で交流を持っていた。また、実際に交流を持っていなくても、持っていたとねつ造することは韓国国内より容易であった。そのため、約160人の在日韓国人らが中央情報部や保安司令部により北朝鮮のスパイにねつ造された。

2010年以降、在日韓国人被害者らに対する再審は、一歩ずつではあるが進んでいる。内国人のみならず在日韓国人に対するスパイねつ造事件の再審が進行し、多くの事件が無罪判決を受けるなか、新たなスパイねつ造事件の対象が脱北者に移ったということである。2015年10月ソウルで会った現在裁判中のある脱北者は自身の境遇を「ネズミがネズミ取りの中に自分から入っていった」ようなものだと表現した。内国人や在日韓国人の場合は、まずは不法連行・監禁から始まったが、脱北者の場合は、中央合同尋問センターで合法的に長期間拘束することができる。国家情報院としては、違法行為により自分から獲物を探しに行かなくても、合法的な範囲で獲物が自ら望んでやってきてくれるのである。

また、特に今回のユ・ウソン事件に関連して述べると、在外公館が大変大きな役割を担っている。在瀋陽韓国領事館の国家情報院から派遣された領事が公文書のねつ造に関与していたわけだが、在日韓国人を対象とするスパイねつ造事件でも同様のケースが多数存在した。いわゆる「領事証明書」³¹を大阪などの韓国領事館が発行し、それをもとに韓国の裁判所が有罪判決を下すケースである。

さらに、内国民から在日韓国人、そして脱北者がスパイねつ造の対象者と変化している点からみると、より「保護されない国民」へとその対象を移しているようにみえる。同時に、その変化は「より北朝鮮に近い国民」ということも意味している。北朝鮮との近接性と非保護性の関係は、やはり分断体制に起因するのである。

おわりに

本稿の目的は、1987年以降民主化という大きな体制移行がありながらも、なぜ民主化以前の軍事政権時期と同じようなスパイねつ造事件が発生し続けるのであろうかという問いに対する答えを検討することであった。特に、軍事政権時期のスパイねつ造事件との類似点からその答えを得ようとした。その結果、分断体制がキーワードとして浮かび上がった。分断体制が継続する限り、政権は対北朝鮮強行政策をとれば国民の支持を得やすくなる。

³¹ 領事証明書の法的地位などについては、이재승 『국가범죄』 일피, 2010, pp.413-449

また、反政府活動自体を「親北」「アカ」とレッテルを貼ることにより、国民と反政府活動を分離させることができる。例えば、2014年4月16日の「セウォル号沈没事件」の被害者遺族らが政府の対応に抗議すると、与党議員などは遺族らを「親北」「アカ」と攻撃している³²。

このような反共イデオロギーは一部の保守政治家だけに残っているのではなく、韓国社会にも再度広く拡散しつつある。なぜ、韓国に反共イデオロギーが政権維持のための道具として有効なのであろうか。それは、分断体制のもと同じ民族同士が殺しあうという朝鮮戦争の記憶が一因でもあろう。では、なぜ朝鮮戦争が勃発したのであろうか、またそもそもなぜ分断体制が登場したのであろうか。複数の要因のうちの一つが日本による植民地支配であったことは否定できないだろう。そして、本企画の「戦後70年」を考える際、2015年現在も韓国社会にて発生している北朝鮮スパイねつ造事件をその手がかりとして挙げることができるであろう。

参考文献

- 2014도5939
- 문영심, 『간첩의 탄생』, 시사 IN 북, 2014
- 이재승 『국가범죄』 일피, 2010
- 「大法院」HP
- 「統一部」HP
- 「뉴스打破」HP
- 「한겨레」HP
- 「Lawissue」HP

³² http://www.hani.co.kr/arti/society/society_general/633617.html (2016年1月11日閲覧)

2015年度学会活動

1. 第25回大会 戦後70年 ― 東アジアの共生をともに考える ―

日 時：2015年10月17日（土）10：00～17：30
会 場：九州国際大学地域連携センター
主 催：東アジア学会
共 催：アジア共生学会
後 援：九州国際大学

午前の部（10：00～13：00）

司会：木村貴（九州国際大学法学部准教授）

■自由論題研究報告

（第一部）座長：加峯隆義（公益財団法人九州経済調査協会総務部次長）

第1 報告（10：00～10：40）

「ダイバーシティ・マネジメントと人材育成の理論研究

― 国際ビジネスにおける多文化共生 ―」

報告者：高松侑矢（西南学院大学大学院経営学研究科博士後期課程）

第2 報告（10：40～11：20）

「国際観光の側面からみた北九州市の現況と問題点」

報告者：金戊丁（西南学院大学大学院博士研究員）

（第二部）座長：西田顕生（西南学院大学商学部教授）

第1 報告（11：30～12：10）

「韓流における韓国新聞メディアのナルシシズム的表象」

報告者：辛教燦（熊本学園大学大学院国際文化研究科博士後期課程）

第2 報告（12：10～12：50）

「中国の原発産業の現状と課題」

報告者：中野洋一（九州国際大学副学長／アジア共生学会会長）

午後の部（14：00～17：30）

司会：荒木雪葉（西南学院大学非常勤講師）

■開会あいさつ

小川雄平（東アジア学会会長／西南学院大学名誉教授）

■シンポジウム

「戦後70年 — 東アジアの共生をともに考える —」

座長：総田芳憲（立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部教授）

第1 報告（14：00～14：30）

「植民地主義における知的構造の「ブーメラン現象」—「在朝日本人」の事例を中心に—」

報告者：申鎬（九州大学韓国研究センター協力研究員）

第2 報告（14：30～15：00）

「アジア・太平洋戦争後の在外財産（資産）補償問題」

報告者：山田良介（九州大学持続可能な社会のための決断科学センター講師）

第3 報告（15：10～15：40）

「1970、80年代、日本における公害企業輸出反対運動の展開と日韓関係

— 越境する新しい社会運動の観点から —」

報告者：鄭有景（九州大学持続可能な社会のための決断科学センター助教）

第4 報告（15：40～16：10）

「集団訴訟の伝播に関する政治学的研究：韓国・台湾ハンセン病補償請求訴訟を事例として」

報告者：土肥勲嗣（久留米大学法学部講師）

討論・質疑応答（16：20～17：30）

コメンテーター：安達義弘（帝京大学文学部教授）

波潟剛（九州大学大学院比較社会文化研究院准教授）

■閉会あいさつ

中野洋一（九州国際大学副学長／アジア共生学会会長）

2. 日韓国交正常化50周年記念大学生サミット — 日韓の大学生が日韓関係の現在と未来を語る —

期 間：2015年8月23日（日）～26日（水）

会 場：釜山外国語大学マノ記念館（G棟）

主 催：釜山外国語大学（韓国）、東アジア学会（日本）

主 管：釜山外国語大学 J-BIT スマート融合事業団

後 援：

（韓国側）

釜山国際交流財団、韓日文化交流基金、釜山韓日文化交流協会、東北アジア文化学会、朝鮮日報、ハンギョレ新聞、釜山日報、国際新聞、KBS、MBC、KNN

（日本側）

在釜山日本国総領事館、日韓文化交流基金、釜山日本人会、北東アジア学会、毎日新聞

8月24日（月）

午前のプログラム

■開会式（9：00～9：30）

歓迎の言葉

韓国側：鄭海鱗（釜山外国語大学総長）

日本側：小川雄平（東アジア学会会長）

祝辞

韓国側：徐秉洙（釜山広域市長）

日本側：松井貞夫（駐釜山日本国総領事）

■特別講演（9：30～10：20）

講演者：千玄実（茶道裏千家 大宗匠）

テーマ：平和と茶道

■基調講演（10：30～11：50）

講演者：官英輝（京都外国語大学教授）

朴永九（釜山外国大学経済学科教授）

テーマ：北東アジア時代の到来と日韓両国の関係のあり方模索

午後のプログラム

Session 1：日韓政治外交関係の現在と未来（13：00～14：20）

発 表：韓国代表学生1名、日本代表学生1名（同じ内容を各国の言語で発表）

参加感想：韓国学生2名、日本学生2名

コーディネーター：両国指導教授各1名（2名）

三村光弘（ERINA 研究部長）、金順殷（ソウル大学教授）

学生言語コーディネーター：釜山外国語大学校日本語学部学生 2名

Session 2：韓日経済交流の現在と未来（14：30～15：50）

発 表：韓国代表学生1名、日本代表学生1名（同じ内容を各国の言語で発表）

参加感想：韓国学生2名、日本学生2名

コーディネーター：両国指導教授各1名（2名）

小川雄平（西南学院大学名誉教授）、文熙哲（忠南大学教授）

学生言語コーディネーター：釜山外国語大学校日本語学部学生 2名

Session 3：韓日民間交流の現在と未来（16：00～17：20）

発表：韓国代表学生1名、日本代表学生1名（同じ内容を各国の言語で発表）

参加感想：韓国学生2名、日本学生2名

コーディネーター：両国指導教授各1名（2名）

安達義弘（帝京大学教授）、金圭烈（光州大学教授）

学生言語コーディネーター：釜山外国語大学校日本語学部学生 2名

■総合討論（17：30～18：30）

コーディネーター：両国代表コーディネーター各1名（2名）

林堅太郎（立命館大学教授）、朴明欽（釜山外国語大学教授）

日韓両国国民へのメッセージ採択及び発表

※メッセージ：「日韓両国の大学生が眺める日韓善隣友好の道」

■日韓善隣友好の夜（18：45～20：30）

大学生の対両国民メッセージ発表（マノ記念ホール）

釜山外国語大学校の日本語学部学生公演（日本民俗舞踊／歌謡）

3. 定例研究会

第64回定例研究会

日時：2015年5月9日（土）14：30～17：15

会場：西南学院大学学術研究所 大会議室

第1報告

「中国「東部陸海シルクルート経済地帯」構想の推進

— 黒龍江省とロシア沿海地方複合一貫輸送ルートの構築を中心に —」

李 洪光（中国黒龍江綏芬河市人民政府商務局 副局長）

第2報告

「独立系小規模映画館の顧客創造に関する研究」

金井秀介（立命館アジア太平洋大学教育開発・学修支援センター准教授）

第65回定例研究会

日時：2015年7月11日（土）14：00～17：30

会場：西南学院大学学術研究所 第3会議室

報告

「沿海州における多文化・多国籍コリアン — 北朝鮮労働者を中心に —」

李 愛俐娥（早稲田大学韓国学研究所事務局長、客員教授）

討論

主題：北朝鮮情勢

第66回定例研究会

日 時：2015年11月14日（土）14：30～17：30

会 場：西南学院大学大学院 大学院大ホール

報告

「教育現場から見た日中韓の学生の違い」

王 忠毅（西南学院大学商学部教授）

名誉会長就任記念講演

「地方中堅企業の実際」

徳島千穎氏（トクスイコーポレーション代表取締役会長）

第67回定例研究会

日 時：2016年3月12日（土）14：30～17：10

会 場：西南学院大学学術研究所 大会議室

第1 報告

「冷戦期北朝鮮帰国事業におけるロビー活動の成果

— 国会議事録のデータ・マイニング分析を中心に —」

松浦正伸（日白大学外国語学部韓国語学科助手）

第2 報告

「井原西鶴の文学における‘女’について—『好色五人女』を中心に—」

尹慧敏（釜慶大学大学院日語日文学科博士課程）

印刷全般

(学術書、学会機関誌・ポスター・チラシ、日英翻訳出版、テキスト、名刺等)

学術学会、イベントの運営支援

(最大800人規模の学会用会場提供・運営支援等)

翻訳・通訳 (日↔英)

(翻訳全般、電話通訳、コミュニケーション講座)

西南学院オリジナルグッズ 販売

(ボールペン、ポーチ、扇子、西南チロリアン、セナフィー等)

卒業生の就職支援・アルバイト紹介、 生花販売、保険代理事業 等



株式会社キャンパスサポート西南は
東アジア学会を全面的にサポート。



学校法人 西南学院グループ

株式会社 キャンパスサポート西南

福岡市早良区百道1丁目14-29

TEL.092-823-3576 FAX.092-823-3590

URL <http://www.cs-seinan.co.jp>



編集後記

『東アジア研究』第19号は、「戦後70周年、日韓国交正常化50周年」を特集した記念号です。今日、東アジア情勢が世界に与える影響は多大であり、その動向は我々の未来に直結しています。戦後70年、日韓国交正常化50周年にあたる節目に、歴史、政治、国際関係、思想などの見地に立った論考を東アジア研究初の特集として刊行することができたことは、学術的価値を有するだけでなく、我々の未来にとって示唆に富む論点をも発信することができたのではないかと自負しております。

今回は査読付き論文3本、研究ノート1本の計4本の論考を掲載しております。緻密な分析と考察がなされ、執筆者の熱意が注がれた力作が揃いました。投稿者ならびにレフェリーの先生方のご尽力に心よりお礼申し上げます。

本号より、本誌編集を長年ご担当された王忠毅会員に代わり、荒木会員と金縄会員が編集を担当することになりました。今後も紙面の充実を図って参りますので、皆さまのご協力をお願い申し上げます。

(編集担当企画委員：西田顕生・荒木雪葉・金縄初美)

東アジア研究 (東アジア学会機関誌) 第19号

発行日：2016年3月

発 行：東アジア学会

事務局：〒874-8577

大分県別府市十文字原1-1

立命館アジア太平洋大学 総田芳憲研究室

Tel&Fax: 0977-78-1024

Mail: kaseda@apu.ac.jp

※本書の無断転載は難くお断りいたします。
予め学会事務局あて許諾を求めてください。



East Asian Studies
vol.19 2016 March

'Notables' Views to Korean People' in the Meiji Era:
Analysis on the Monthly Magazine 'Chosen' **ADACHI Yoshihiro**

Fifty Years after Japan-ROK Normalization and 'Seventy Years Postwar':
The 'Japan-ROK History Problem'
and the Faltering 'Regime of 1965' **KAN Hideki**

Teaching from the Case of Islanders Resistances
Refusing Government Plan for Move US Marine Base
to Tokunoshima Island:
Importances on Historical View and Pass it
to Next Generations on Such Issues **TAKASHIMA Sachiyo**

Reflecting on the 70th Anniversary of the End of World War II:
Case of the Fabrication of Espionage of a Seoul City Civil Servant **KIMURA Takashi**

Year 2015 Activity Report